

寬永十四年十月

二十八日至十一月七日

寬永軍徵 卷五ノ上

寬永軍徵卷之五上 四年十月十八日  
至十一月七日壬申

伊地知季安纂撰

248 二十八日癸亥、島原守將聞三會民誑竊兵器去大駭且忿、

恐有餘黨、乃督三會丁壯役於城者謀殺二三十人、賊將千

束等乃乘其機、說安德莊屋教之間謀令陰告、守將曰城中

步卒若陪隸等多賊近屬、恐必內應、若弛之備似累卵危、

守將岡本等聞之為然、遂又殺四五十人 藤掛記云、殺百四十餘  
人於城中、平塞錄作二

百人、並不詳  
日、故類記焉、城中由是愈寡弱、僅甲兵六七十云、 元寬日記  
載、城兵

僅七百餘而甲  
士減五十云、初

霸府遣御目附、來成府內 豊後也、以監九州、當是時林丹波守

克政・牧野傳藏居任府內、此日黎明、肥後守相・長岡佐

渡守等飛報府內曰、昨得邊報島原臨近如失火然、 然且砲聲

響、乃駟人島原探聽消息、未得回報、但有巷說、天教徒

起、縱火劫掠、至島原 郭力、杲其然則銃手遣救今且告急、

併以請命、辰尅肥土道家橫川等至島原、城將田中藤右衛

門自陣觀之、乃迎謁曰、賊民蜂起、縱火府市、闔閭燒毀、

進逼城下、市老舉帟、乘舟潰避、壯者皆入肋與城守、拒

戰却賊今賊悉退、立塞有馬 距島原城三里許、  
或云四五里、時來侵擾、城

中寡兵奮擊得保、未有外援幸辱貴价、願其猝救、道家等

急服戎備之、遣橫川徑還報肥將、申尅、岡本等報至熊本、

乞援於肥後、肥將按、

霸府約縱聞佗亂、猶各守疆、勿擅出師、乃復飛報府內、

惟令是矣、亥尅、肥土橫川還肥復命、肥將得實、復飛報

府內事詳具檄、

『此日マテハ季安拙文ヲ述タレトモ、追々事跡ヲ探得レハ、事ヲ誤ル

事ヲ悟テ、姑ク筆ヲ闕キ、只事実ヲ拾綴ル事左ノ如シ』

急度注進仕候、今日辰之刻嶋原江着船仕候、即刻城中より見被申、大手之大將田中藤左衛門殿懸むかわれ、様子承申候、一昨日一揆城下一丁を焼申候付、城中よりはたらき大分討死被申候事、

一 一揆共、有馬と申所へ嶋原より三里程御座候本陣夫ニ引籠、折々城廻り江はたらき申由候、

一 爰許之躰八方江のはたらひおひたゞしき様子ニ相見申候付、拙者なども具足を着仕、様子を見分ふりかゝり仕罷居候事、

一 城中之躰少人数ニ御座候得へ、とかく方々之御加勢を相待仕合と聞申候、城中に兵糧無御座候、

一 一揆之勢何千可有御座候茂知不申候、松倉殿御領分悉く一揆を起し、おひたゞ敷躰ニ御座候、

一 町人共こと／＼く舟ニ女子をのせ、自分／＼へ城へ籠りたる由ニ相聞候、

一 未何方より之使者参候とも不相聞候、勿論御加勢之人数茂未参候、

一 日和悪敷御座候付、昨日御出候御使茂一度ニ着船仕候

故、先江被遣候御状相届、我等へ被下候御状者遣不申候、

一 爰元之様子横川助右衛門可被申上候間、委敷御尋可被成候、

一 御人数之船、城より十町十五町之間ニ何方江茂御着船本まゝ申所ニ而御座候、村々茂遠相見候、恐惶謹言、

十月廿八日

道家七郎右衛門（精意）

長岡佐渡守様（松井興長）

有吉頼母佐様（英貴）

長岡監物様（米田是季）

御小姓中御中

250 態致啓上候、然者松倉長門殿御居城、当嶋原火事出来仕（勝意）

候、其上在郷茂端々焼申候而、鉄炮之音茂仕候由國端より申越候、如何様之子細とも不承候ニ付而、昨日嶋原之家老中へ様躰尋ニ遣申候、此者罷帰次第其様子重而可申上候、然処風聞仕候者、彼地御領分之切支丹宗門之百姓

共申合、嶋原之城下まで放火仕候由申候、此段不實奉存

候得共、下々取沙汰仕候儀御座候得者、此儀必定ニ御座候間、切支丹宗門之者共、右之仕合御座候ハ、随様子爰元より茂鉄炮など少々遣可申と奉存候間、前かと御案内申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

(采田是季)  
長岡監物

(英貴)  
有吉頼母

(松井興長)  
長岡佐渡守

進上

(勝正)  
林丹波守様

(成徳)  
牧野傳藏様

奏者御中

251 態以飛札申上候、島原之様子今朝御注進申上候、以後ニ

(勝志)  
松倉長門守殿老中より如此之書状參候、然処

公義御法度書ニ、隣國ニ何篇之事出来仕候とも御下知を相待可申之旨、被仰出候付而、各様御差圖次第ニ加勢可遣奉存得御意候、此御返事ニ可被仰下候、今朝私共書中ニ申上候ハ、依様子爰元より茂鉄炮など少々遣可申と、奉存候通申上候ハ、切支丹宗門之儀各別ニ而可有御座哉

と奉存、随様子可申上と申上候得共、自然公義被仰出ニ相違仕候得者、如何ニ御座候故申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

(是季)  
米田監物

(英貴)  
有吉頼母佐

(松井興長)  
長岡佐渡守

進上

(勝正)  
林丹波守様

(成徳)  
牧野傳藏様

奏者御中

252 松倉長門守殿御領嶋原江様子承ニ遣候者、只今罷歸候間、

(勝志)  
其様子為可申上重而致啓上候、切支丹一揆之百姓共嶋原を引退、嶋原より四五里御座候在郷之有馬と申所ニ引籠居申候之由、長門殿御城堅固ニ御座候由申候、相替儀御座候ハ、追而可申上候、恐惶謹言、

十月廿八日 亥ノ刻

(采田是季)  
長岡監物

(英貴)  
有吉頼母佐

(松井興長)  
長岡佐渡守

進上

林丹波守様(勝正)

牧野傳藏様(成純)

奏者御中

253

藤掛集書云、されハ長門守留守故無人にて籠城難成ニ付、加勢を請んと鍋嶋・細川両家へ申遣、両公在江戸の事なれば、鍋嶋信濃守勝茂留守居諫早豊前三千餘騎にて鍋嶋領刈屋の庄に扣る、細川越中守忠利留守居清水伯耆守人数四千引率して肥後の内川尻に扣、兵者共天下の御掟に、縦隣國にいか様の事雖出来、無御下知に國主より人数を出す間敷由御掟有之ニ付、加勢如何と遠慮して、鎮西の御目附豊後の府内に居住有牧野(成純)傳藏・林丹波守へ此由を注進す、兩人弥可守上意、追而自是差圖をなさんとの返事故、加勢を出す事不成、菟角在々内一揆弥一味して猛勢に成る、

254 寛明日記云、廿八日、島原一揆ノ者トモ、今日天草四郎

方へ便ヲ以曰、某近郷不意ニ徒黨ヲ企テ一揆ス、故以貴童(四郎十六歳)美童(名有)ノ名有為大將可受下知云々、四郎返答ニ曰、某手ノ一味着到連判ノ誓紙ヲ可遣、我等ノ所從五千人ヲ以大矢野村色津(官陣カ)ニ有之云々、島原一揆則連署ヲ遣ス、四郎頓テ大江ノ在所(島原)内へ来、於伊島(湯島)遂評議、故後人云伊島号談合島、

255 天草征伐舊説云、四郎天草と有馬との間伊嶋(湯島)とて家拾八軒有之小嶋也、此嶋へ打寄人数を手合する者萬六千餘を

二手に分て、毛木峠(茂木峠)に出て此峠に差置、長崎へ使を遣しける、今に此所談合といふ、

256 藤掛集書云、

肥後國天草吉利支丹蜂起之事

附大矢野村大庄屋搦捕事

一肥後國天草嶋四萬石餘ハ寺澤兵庫頭忠高領分也、然處ニ天草の住人に甚兵衛と云百姓有、吉利支丹宗門の奥儀を究め、隣國を徘徊し、宗門を進め、近年ハ肥後の

宇都郡(宇土)に在宅す、彼か子に四郎と云年拾六歳の童有、

彼者弘才にして手跡・儒学人に越、諸術を学び、諸民をたぶらかし、名譽の者と沙汰の四郎、己か古郷なれば、父子共に所縁有之て天草へ越し、宗旨を進めける、

斯る處に嶋原の一揆共方より四郎所へ使を立、此近郷不慮の儀に代官を打殺し、宗門一揆の徒黨を企、自今

以後宗旨の用に取立、可任御下知之由申越、四郎此由を聞、左あらへ其手の人数着到し、宗門の誓紙を認可

取、天草へ此宗門に一味し、五千餘にて大矢野宮津に四郎有之と返答す、嶋原村(嶋原)の人数八千有之故、悉

誓紙連判を認、四郎か方へ渡す也、然者嶋原へ打越、軍の評定可申越、嶋原の内大江と云在所へ越、さて天

草と有馬の間に伊嶋(湯島)とて人遠き小嶋有、人家十八軒有之、此嶋へ打寄人数の手分をする(にカ)老萬六千餘を弑手□

分、毛木峠・日比峠に人数を差置、長崎へ使者を立、同宗に一味無之へ押寄放火すへきよし可申遣と談合す、

故に此嶋を今に到て談合嶋と云、天草の大庄屋渡邊小左衛門と云者へ甚兵衛か弟、四郎か叔父也、此小左衛

門尤一味して一揆の企をなす、依之四郎か老母又兄弟、

此も宇都に有之を引越んと船にて行、細川越中守忠利

領内宇都の郡の内胃(甲カ)の浦と云所に上る、嶋原の一揆先達而肥後に聞ゆる間、守護より浦(郡浦カ)に番人共召置故、

改之搦捕、四郎母・兄弟も悉召捕、籠舎と成候事、

257 平塞録云、同日、唐津ノ太守寺澤兵庫頭殿領天草ニ耶蘇(聖)

ノ宗門ニ百姓立帰り騒動ス、傳曰、天草四萬石餘ノ百姓大形耶蘇ニ立帰り申候、張本ハ肥後国宇土郡ノ内惠邊

村ニ益田甚兵衛ト申卒人アリ(甚兵衛長崎ニ居住、夫ヨリ宇土へ住宅スト見ヘタリ、四郎儀モ幼少ヨリ長崎へ節々致滞、其以前宇土小西撰津領分ノ時、撰津ニ留、宗門ヲ習ケル由)

奉公シ、右筆ノ役ヲ相勤ム、主人撰津ハ耶蘇宗門故、家中大形ハ右ノ宗旨ニ帰伏ス、中ニモ右之甚兵衛、彼ノ宗旨ニ

深ク修行致シ、主人撰津懇ニ目ヲ懸申候由、先年関ヶ原ノ時小西者石田ニ一味故、石田敗軍ノ後、石田ト一同ニ三

条河原ニ於テ梟首セラル、其家中ノ侍中ハ他國ニ分散シ、或ハ加藤清正ニ奉公致候モ有之候、甚兵衛ハ宇土惠部村

へ塾居シ、百姓ニ相成り、右ノ宗旨天下一統御制禁ノ節

故、心底ニ計リ存籠メ、折ヲ以テハ人民ヲ彼旨ニ勸入申  
 覚悟ノ内ニ男子一人出生ス、名ヲ四郎ト呼フ、彼四郎幼  
 少ヨリ利發ノ生レ附ユヘ、甚兵衛是ヲ愛シ、一度國郡ノ  
 主ニモ仕立度、人民ヲ驅集シ、謀計ニ彼宗旨ノ儀ヲ四郎ニ  
 ヨリ〳〵申聞スル處ニ、無類ノ秀才ニテ、十歳ヨリ内右  
 ニ通達シ、其上様々ノ妖術ヲ行イ、人民ヲ誑申セシニ、  
 愚民一同ニ驚キ、實ニ彼宗旨ノデ井ウス也ト尊信シ、竊  
 ニ皆心底ニ渴仰シケル、右父子宇土ニテハ宗旨行シ難ク、  
 天草ニ立越ヘ、右ノ通りノ悪事ヲ勸ケルニ、近年領主ノ  
 苛政ニ民苦ミケル故、愈以流ニ從フ如ク成行ケル、然處  
 ニ島原ノ一揆トモ使ヲ天草ニ遣シ、四郎ニ對面シ、我等  
 如此大事ヲ企候上ハ、大將無御座候テハ難成事眼前也、  
 多年承及候宗旨之棟梁ニ候間、何トソ此節我等一同ニ一  
 揆ヲ起シ、我等ニ下知ヲ仕リケラレ候様ニ申遣ス、此  
 節四郎ハ十五歳、長ケ五尺六寸餘リ、此使ニ對面シ、何  
 モ奇怪千萬ナル儀也、此宗旨ニ敵スル者ハ一人モ不殘打  
 果ス掟也、然ル上ハ大將ニ成リ何方ニ人数ヲ指向候トモ、  
 無異心下知ニ從ヘシ、其手ノ人数ヲ着到シ、宗門ノ誓詞

ヲ持參イタスヘシ、天草ハ過半我等宗旨ニ一味シ、五千  
 餘リ手勢有之由ヲ返答ス、右ノ使罷歸リ、島原ノ一揆頭  
 ニ此由言達ス、何モ扱々聞ニ愈リ候四郎殿也、此上ハ惣  
 着到ヲ持參スヘシトテ、八千餘リノ名ヲ相調メ、宗門ノ  
 誓詞ヲ相添テ、天草ノ内大矢野宮津ニ持參ス、四郎是ヲ  
 受取テ、島原ニ打越シ、軍ノ評議可致トテ、島原内大江  
 ト云所ニ參リ、天草ト有馬ノ間湯島トテ人遠キ小島アリ、  
 此島ニ打寄り談合ス、此事深ク秘シケレトモ、天草中ノ  
 悪黨是ヲ喜ヒ、我儘ナル事平日ニ替リケル故、何モ不審  
 シケルカ、十月二十八日頃ヨリ一向ニ右ノ色ヲ立ケルト  
 也、天草ノ内ニ富岡ニ城ヲ築キ、兵庫殿ヨリ三宅(重利)藤兵衛  
 ト申候組頭三千石取り申候ヲ惣頭ニ申付ケ、中島與左衛  
 門七百石組ノ足輕廿人、古橋庄助四百石足輕廿人、同郡  
(細本カ)  
 楠木村ニハ石原太郎左衛門千石足輕二十人、此分常々天  
 草ニ相詰ル面々也、三宅藤兵衛モ故老ノ勇士ニテ、事ニ  
 馴ルトイヘトモ、此度ノ儀ハ如何程ノ儀ト不相知、此方  
 ヨリ手ヲ出シ申事モ成ス、只々忙然タル計ナリ、  
 右村々ヨリ着到持參相濟候上、森宗意ト云四郎隨一ノ味

方、島原ノ一揆ニ申ケルハ、四郎様ヲ大將ニ申承候上ハ、急度一種一樽ニ御目見ヲ遂ケ、主人ノアイシライ可仕由申ケル、何レモ御尤千萬ト、日ヲ改メ御目見可申上トテ、日ヲ撰ヒ、大矢野甚兵衛宅ニテ村々ノ頭取ノ礼ヲ受、其節四郎ハ白小袖・麻上下、刀ヲ後ニ置キ、悠々ト坐ニ直リシ様子、誠ニ一國一城主トモ可申勢也、森宗意・天草玄察大老職ニ申付ケル、外ニモ役義ヲ申付ケル、故ニ四郎ヲ殿様ニイタシ、父甚兵衛ヲ大殿様ト申ケル、其威勢甚以強大也、四郎滞留ノ大屋敷ハ、大竹ヲ以テ虎落ヲ結番所ヲ構へ、用心鉄炮ヲ備ル、一揆代々ニ致警固、尊敬ノ様子無申計ケル、

258

星野覺書云、右嶋原の始末、千束善左衛門・本戸但馬方より、早船を以宗意軒方へ致注進候、其時分宗意軒(湯島)芦塚を初頭取之者共ハ、天草と有馬との間伊嶋と申離島に、兼而構置候宗意軒か別宅へ集居候、此一左右を聞、宗意軒高弟之者共に申候者、我等年来之大望ハ、此春中國・薩摩の端々迄も宗門ニ事寄せ候陰謀ニ、民

心傾候しるしを札を配らせ試候處、九州の内ハ心の儘ニ而候、此上一兩年も京都に間謀を入れ、竊に義兵を起べき倫旨(輪)を申受、一味同心の大名をかたらひ、始終の大功を遂へき志ニ而候得共、老病日にかさなり、七十に近き露命来春までも存へき儀も無覺束候ニ付、当夏の比より思ひ立候印早見得候へハ、偏ニ門弟中各方の熟功ニ而候嶋原へ押渡り、新地の城を構へ、天下勢を引受、武道おとろへたる諸大名に肝をつぶさせ、今生後世の思ひ出に致し、後日ハ秘謀を以如何様ニ茂取納、跡をくらし可申、先天草近郷之者共を集、先達而迎置候四郎殿を大將軍に披露し、弥衆議一味の基を立へしとて、天草近郷へ早使を廻し、日数十日より内に白佛開眼いたすべく候間、銘々白佛を奉負、伊嶋へ参向なすへしと觸渡候、

一早使の觸を聞てひとしく天草近郷より式千八九百人計の郷民・地下人とも銘々白佛を負、米餞・雜物・餉を携持、伊嶋へ致着船、宗意軒唇段四方の宅地の内外ニ透間もなくひしと集、白佛開眼供養を願候、于時宗意

軒より山彦右衛門・會津宗隱の兩人を以惣人数中へ申聞せ候者、天草近郷の地下人共嶋原の一揆と同意致し、吉利支丹の由寺くより證文を以被申出候ニ付、押付江戸より公義衆被差越、天草近郷の男女老人も残らず流罪・死罪に可被行由、慥ニ相聞得候、依之各無實の罪に被落入候を、宗意先者別而不便ニ被思召、態々被召寄候迎も不遁身命之儀候間、心を揃へ、嶋原の一揆と心を合、佛敵・法敵を討平け、日本國中都而同宗の仏法を相弘め度存念候て、天下より阿弥陀如来の應身天帝の御末子老人の大將軍を申をろし、義兵を奉候へし、いかゞ存念の程不差置申出候へと申候得者、各群集の輩一同に手を合、何とそ宗意先生様の御差圖の様に御取計被下候へと、兩人を被拜仕候、夫より一時計過ぎ、宗意軒の仮屋四方の戸を明け、只今御將軍の天降を奉拜候様ニと申渡候ニ付、地下人共座敷の中を仰見候ニ、上段の真中に金銀をちりはめたる床机を置、御座敷を設け、前後左右に芦塚仲右衛門を始、何れも甲冑を花やかによるひて座し、宗意軒ハ毛の冠に唐織

の官服を着し、山彦右衛門は烏帽子・狩衣にて東方に向ひ、戸口際に座を致し候か立あがり、劍を抜、呪文を唱候へは、俄に空かき曇り、風起り、諸人心驚き、首を地に付、一心不乱に潜まり居候処、白雲座中に捲下り、其中より龍頭の御冑に櫻おとしの御着長、金作の御佩刀かね黒に眉細く、二八計の御大将御あらはれ、静に床机に御掛被遊候得者、并居る諸武士首を下ケ尊敬いたし候、其時山彦右衛門席を改め、惣人数ニ向ひ申候、只今天降被遊し御大将ハ、忝も天帝様の御末子に被遊御座候間、御尊号を天之四郎様と奉称へく候、扱又萬事の御取次を此彦右衛門・宗隱兩人ニ被仰付候間、白佛言の尊像ハ此處ニ召置、御鉢内に込置候御米者、御朝夕の御飯ニ調へ差上へく候旨申聞せ候得者、地下人とも難有喜隨の感涙を流し、各退出致し候、其翌日軍奉行芦塚仲右衛門人相見田嶋刑部<sup>(ツマ)</sup>下地人・郷民とも一人ツ、呼出し、筆取ニ其姓名・当歳・捧・太刀・鉄炮面々の得道具を書記させ、惣人数式千八百人の名を一人ツ、少き小札に記し、惣人数を天之四郎目通に揃



へ、右之小札を双へ置、宗意軒劍を抜き、呪文を唱、

札の上に振候へ、六百人の名を記したる小札劍に付てあかり候、諸人奇妙に存候、扨惣人数ニ申聞せ候へ、此節嶋原へ御出軍に、一度に多人數返而邪魔ニ相成候間、先劍ニ付而あたり候者計を被召列、残の人〳〵ハ、重て替る〳〵被召寄答ニ付、天草・長崎近郷に立帰り、兵糧を用意致候へと申付候、是ハ人相を候藝能をたつね、拾六才より五拾才迄之間之武用に立候者計を六百人ゑらみ出し、其名を記たる小札の角に、鍊をしれざるやうに付置たるに書記し置、宗意軒が劍に磁石を付候故付あかり候、選にあわさるもの共の怨を不受巧と相聞得候、左候而手分を相定候、赤星主膳・大江源左衛門火術しのびに達候者共を差添、先達而天草ニ遣し、蜷川左内・有江監物兩人に人数を少々付、島原へ渡し、大矢野左右衛門・會津宗隱は伊嶋に残し置、天之四郎宗意軒其外の頭立候者共ハ五百餘人を随へ、芦塚仲右衛門を軍將として富岡の城を押へ、長崎近郷を乱妨可致と、十一月五日天草の北方ニ押渡り、毛木峠・日比

峠の此方に陣取して罷居候、

259

態致啓上候、然者嶋原ニ當て火事出来仕、端々在郷茂焼申候、其上鉄炮之音仕、天草より嶋原ニ船數多往来仕候由申候、如何之様子ニ候哉、承度存候、御報具ニ可被仰聞候、若御用之儀も候ハ、可被仰越候、恐惶謹言、

十月廿八日

(米田是季)  
長岡監物

(英妻)  
有吉頼母佐

(松井與長)  
長岡佐渡守

三宅藤兵衛様

(重利)  
人々御中

260 平塞録云、廿八日、天草ノ一揆ノ中へ風聞アリケルハ、

態本ヨリ大人數ニテ天草ノ一揆ヲ蹈潰トノ義故、何モ氣

遣致ス事無限、渡部小左衛門徒黨兩人ヲ藏野ヨリ三角ニ

遣テ夜中ニ伺セケレトモ、人数ノ打出ル様子モ無之、尤

夜中故不分明由申ニ付、小左衛門申ケルハ、然ラバ我等

直ニ参テ様子ヲ伺ヘシト云々、下文ハ晦日ニアリ、

261 薩本嶋原軍記云、寛永十四年丁丑十月、肥後之内天草肥

前之内有馬表鬼利支且蜂起之由、同廿八日領内出水より  
到来有り、夫により十一月三日に豊後御目附衆柘榴平右

衛門殿・北見五郎左衛門殿江從中納言以飛札申越候者、

松倉殿領内鬼利支且宗一揆起したる由候、然共百姓等ニ

候間、事無じに能可相濟候、若障儀共ニ候ハ、御差圖

次第可申付候、承掛に加勢可相渡候得共、何之國何篇之

事雖有之、在國之輩者國を守御下知を可相待候、兼日任

御法度候、御返事ニ依而ハ人数可申付之旨申遣候処ニ、

牧野傳藏殿、林丹波守殿御替之由承り云々、

262 「尼玉筑後守利昌呈江戸書案」

「上文關」  
一天草貴理師且誇申候て、御一左右次第加勢之人衆可被

遣之由候ニ付、殊之外下々迄茂すまれば候様子ハ追而

可申上候、

一御家替之儀先札を以承候、其後とかく東肥州我等江茂

不承ニ候間不申上候、御出合共にて「下文關」

263 出水古書云、出水取持児之發起ハ寛永十四年肥前嶋原・

天草江切支丹之一揆致蜂起候節、出水地頭山田民部少輔  
有榮入道昌巖米之津江出張致警固、自身ハ戰場へ可馳向

とて、子息松之介拾三才一説十才ニ候を堺目の大将ニ被取

建候、松之介事器量人に勝れ候上、無比類容顏美麗之人

ニ而候、小櫻威之鎧ニ猩々皮之陣羽織、金作之太刀、月

毛之馬ニ金覆輪之鞍を置、沓丈餘之螺細々直鍔を持、胄

ハ中間に持せ、白鉢巻を紐長ク結垂候而被出立候、其時

若武者共、其雄々數を見候而、哀れ一言を掛られ、先陣

ニ進ミ深く打死をば今世の思出也と、いづれも勇進候事

不大形、その時松様をの歌を作候而謠と云々、

松さまを小せぎにのせてイヨサ歌でやるもの

本戸の迫門をイヨサ石火矢を車にのせてイヨサ

城を攻シもの富岡の城をイヨサ

嶋原帰陣以後取持児と申儀を被相初、昌巖の孫を取持候

て大将にいたし、そのあひしらひを児請と名付候而、陣

羽織・解髪・白鉢巻・騎馬ニ而米之津へ致出張、出水衆

中不殘致供奉、米之津へ構棧敷候而、大サ九尺角之的ニ

猪完を画し而、海中ニ立置、衆中面々射之云々、

季安山田系図ヲ按ニ、松岩ノ長子ハ時既ニ蚤死シ、次男ハ蒲池ヲ嗣キテ新助鎮眞ト云、時年二十四歳、三男ハ柏原ヲ嗣キ弥太右エ門公衡ト云、時二十歳、四男立テ嗣子ト為リ、弥九郎有清ト云ヒ、時十一歳ニ當リ、獨モ十三若クハ十五歳ニ合ヘルナシ、且此三人ノ幼名松之介ト云シモ知レス、又歌ニモ城ヲ攻モノ富岡ノ城ト作ルモ、敵味方ノ詞ヲ訛レリ、恐クハ後人ノ擬作、追書ノ當時ノ事實ニクラキ故□、

二十九日甲子

264の1

平塞録云、同廿九日、豊後府内之御目附衆ヨリ熊本之家老中ニ返簡到着ス、

昨廿八日御飛脚、今廿九日相届令拜見候、然者松倉長門殿居城嶋原火事出来申、在郷茂端々焼、其上鉄炮之音茂仕候由、從御國端申来候付、早々被仰越得其意存候、右者如何様之子細共不被御聞届候付、嶋原老中江一昨

日様昧尋ニ被遣候由、一段尤ニ存候、併其元風聞ニ者、

長門殿領分切支丹宗門之百姓申合、嶋原城下迄放火仕候由、下々取沙汰之由、切支丹之義、必定ニ候ハ、随様子從其元鉄炮等可被遣候と被承様子御聞届、御分別可然候、弥巨細之段重而可被仰聞候、恐惶謹言、

十月廿九日

林丹波守  
牧野傳藏

長岡佐渡守様

有吉頼母様

長岡監物様

御報

264の3

同日、寺澤兵庫頭殿領内富岡之城代三宅藤兵衛、城附ノ侍中并手人数百人ヲ備テ、富岡ヨリ五里出陣シテ、天草

ノ一揆ヲ鎮メテ即日帰城ス、傳云、城附之侍中姓名、

樋賀孫左エ門 同市郎左エ門 古橋庄助

同権大夫 九里吉左衛門 大槻六右衛門

津田五郎助 草場六之進 田代七郎左衛門

265

有浦清右エ門(値)樋賀七左エ門 川添市右衛門

同茂左衛門 大槻喜一右衛門

右ノ侍中ヲ召連レ、大島子ニ打出、城ヲ離ル事五里、本

渡ニ陣ヲ取り、町山口村・食場村ト云在所ニ宗門ヲ勸ル

伴天連一兩人召捕リ、死罪ニ行フ故、右ノ村ハ靜謐ス、

又(宮地岳)宮司嶽ト云村ヨリ伴天連一人河内野浦へ逃去ルヲ、代

官聞付、火焦リニ行フ、ケ様ニ嚴シク致シ候故、村々百

姓恐レテ一旦ニ靜故、三宅ハ富岡へ帰城ス、

又云、四郎母・姉ヲ生擒ケル始末ハ、熊本ノ組頭三淵内

匠(昭知)昭正ハ、十月廿九日玉名郡坂下ノ知行所ニ鷹狩リニ参

リ居ケル所ニ、天草ノ様子ヲ聞キ、即夜ノ丑ノ刻ニ坂下

ノ村ヲ発足シ、途中ヲ一息ニ駈付ケ云々、下文ハ晦日ニアリ、

天草覚書云、富岡城代三宅藤兵衛、身上七千石并合力

三千石、合一万石ノ身上也、足輕廿人預ル、藤兵衛弟

三宅加左エ門身上千石、足輕廿人預ル、九里六左エ門、

一壹町田ニ足輕廿人預リ、支配中島貞左エ門、

一栖本ニ足輕廿人預リ、支配石原太郎左エ門嫡子新兵衛、

大矢野ハ石原支配ニテ、其節迄ハ吉野一與相添居候、

又云、慶長九辰年、富岡城出来、

又云、藤兵衛本与百五十石、(吉浦)吉村兵右エ門百石、山本

五郎兵衛、

(本文ハ二六三の3号文書ノ行間文書ナリ)

266 寛明日記云、細川越中守忠利領内宇土郡ノ内甲ノ浦ト云

処ニテ、天草ノ大庄屋渡部小左衛門并四郎カ老母及四郎

カ兄弟トモ舟ヨリ上ル処ヲ擲捕云々、私云、渡部ハ甚兵

衛カ弟四郎カ叔父也、是一味ノ者也、四郎カ老母兄弟ヲ

引越ントテ宇土ヨリ舟ニテ来也、

晦日乙丑

267の1 平塞録云、

翌朝辰ノ一天ニ熊本ニ懸リ、直ニ長岡監物宅ニ到テ、十

里ノ路ヲ騎馬ニテ乗付シカハ、家来ハ一人モ不追付、馬

ヲハ監物家来ニ預置テ出座ス、時ニ家老ノ面々何モ打集

リテ會議ノ折ナレバ、内匠ニ天草ノ様子ヲ精ク談ジ、内匠ハ宇土ニ打出テ彼表ヲ鎮ムヘキ由ヲ申渡ス、内匠ハ夫ヨリ私宅ニ歸リ、人数ヲ揃ヘ宇土表へ出張ス云々、下文ハ末

晦日申ノ刻、一揆ノ棟梁渡部小左衛門・其弟多兵衛・瀬戸小兵衛并ニ四郎母・姉ヲ宇土ニ於テ召捕ル、

急度申上候、天草之切支丹大将郡浦江參申候付、即刻注進申上候処、又左衛門殿与衆被遣、とかくからめ申由ニ付、からめ申候、御報相待からめ申度候得共、其元江之書状、若相届不申候時者延引罷成申候、先々からめ申候、頓而其元江引せ參候間、其御心得可被成候、恐惶謹言、

十月卅日

小林十右衛門

(朽木昭知)  
三洲内匠様

猶々此段早々熊本へ御注進可被成候、以上、

態一書申上候、其元江被成御詰、御太儀奉存候、然者

天草之内大矢野村より切支丹之からめ參申候付、又左衛門殿御與衆被參、何茂立會、からめ小林十右衛門召

連、夫江被罷出候、私儀茂可罷出義ニ御座候得共、切

支丹からめ申在所郡浦村無心元存候間、郡浦村江居申

候、大矢野村之者共郡浦村江近く集居申候、切支丹大

將からめ申ニ付、定而無念ニ存、夜打なとかけ可申儀

可有御座候与奉存候、其覺悟仕候共、爰元小勢ニ而何

共無心元奉存候、嶋又左衛門殿御與者最早爰元を不殘

御引取、三角江被參候、然処只今河喜多九太夫參合、

爰元江居申候、是茂又左衛門殿與ニ而御座候得共、即

坐ニ郡浦夜打無心元存候通ニ而、当所へ相詰被申候、

爰元兩人相詰候而も、大勢參郡浦打やふられ候得者、

如何御座候間、為御心得申上候、恐惶謹言、

十月晦日

永良彦太夫

(朽木昭知)  
三洲内匠様

又云廿八日、天草ノ一揆ノ中へ風聞云々上ニアリ、小左エ門右ノ面々外ニ瀬戸長次郎ト僕六人ヲ召供シテ、宇土

郡ニ船ヲ寄ス、宇土郡ハ熊本ヨリ別テ申付嚴ク、天草ニ渡海ノ口多キ故、所々番ヲ附ケ、旅人ヲ改ル事尤以蜜ナリ、渡部ハ何心無ク郡浦ニ着岸シ、毎ノ磯ヨリ上ル處ヲ(越カ)番人見咎テ、何方ヘ参ル者ソト申ス、渡部答テ、少々用事有テ郡浦彦左衛門ト申惣庄屋ニ逢申度由、然ハ此所ハ御法度ノ儀故舟津浦ニ舟ヲ着ヘシト申ス、依之一揆トモ舟津浦ヨリ上リ、轉ヒ切支丹東九郎右エ門ト申浪人ノ家ニ来ル、此様子ヲ番人早ク所ノ惣庄屋郡浦彦左衛門〔次文〕老母七十餘ニ成ケルカ、常々男子ニモ劣ンカ、氣性ナル無雙達者・元氣無類ニ候、孫太郎吉ニ申ケルハ、渡邊小左エ門ハ邪宗門ノ棟梁、此邊ニハ知ル人多シ、右ノ邪宗勸メ参ルヘシト連々了簡セシニ、案ノ如ク参リタリ、術ヲ以テ搦捕リ、熊本ヘ引ヘシト家内ノ者ニモ申聞セ、健ナル百姓ヲ大勢呼集、毎ノ如出會テ、彦左衛門ハ用事ニ付脇方ニ出ユキタリ、追付帰ルヘシ、其内緩々御休息候ヘシト申シ、供ノ者ハ別間ニヲキ、色々馳走イタシ、酒ヲ強ク勸メケル、小左衛門ヲ始テ候テ空腹ニ酒ヲ強飲ム、其酔ケルヲ見テ枕ヲ出シ、御休息候ヘト申セハ、

何モ忝候トテ枕ヲ取テ快ク熟睡ス、其節老母時分ハ好ソ一人モ不殘搦ヨト、孫太郎吉其外ノ百姓ニ申付ケレハ、太郎吉ヲ始メ百姓共、鉄炮ニ火繩ヲカケ、御法度故留申ソ、異議ニ及ハ、打殺可申ト詰ヨセケレバ、小左衛門起上ル処ヲ、老母透サス小左衛門カ手ニ取付テ、シツカト噛付ク、各ヨリテ一人モ不殘搦捕リス、サテ當所警固ノ士永良彦太夫ニ相達ス、則永良彦太夫代官久富市之丞此所エ来リ、指圖致シ、天草ノ者ヲ私ニ留置ク事如何ナレトモ、當時節ノ事ナレハ熊本ニ訴ヘ、指圖ニ任スヘシ、夫迄ハ繩ヲカケ稠ク守ヘシト申渡、即刻熊本ニ注進シケレハ、右ノ者受取トシテ金津又十郎・小林十右エ門ヲ指越シ、彼ノ者ヲ受取り、熊本ニ召連レ、牢舎ニ申付ル云々、其後家老中相談、荒木角兵衛・町市之丞兩物頭ニ申付、天草四郎カ母・姉宇土ニ有ルヲ急ニ召捕テ参ルヘシト下知ス、右ノ兩人組足輕ヲ帥テ宇土ニ到リ、右ノ者ヲ捕ントス、内匠コレヲ聞テ兩人ニ對面シ申ケルハ、女トイヘトモ流石四郎カ母ナレハ、定メテ同類モ多カラシ、我等ヲサヘトシテ此所ニ在ナカラ各ヘ相渡テハ本意ニア

ラス、若手ニ餘ル程ナラハ加勢セラルベシ、此方ノ者共ニ擲サスヘシト、直ニ四郎カ在所惠部村ニ到リ、同類ノ者五十三人召捕ル、然トモ四郎カ母在所知ス、夜ニ入ル迄方々ヲ尋ケルニ、或家ノ裏家ニ火ヲ吹き居ケル女アリシヲ捕ケレハ、則四郎母也、四郎カ姉ヲモ捕ヘ、荒木・町兩人ニ熊本ニ召連宰舎ス、

重而廿八日之御状ニ通并從嶋原申來候書中寫三通令披見候、切支丹一揆之百姓とも嶋原を引退、四五里之在郷有馬と申所へ引籠罷在候由、兼而者可為ケ様之浮説与存候処、弥右之仕合驚入存候、紙面之儀一々言上申候間、御下知次第尤ニ存候、恐惶謹言、

十月晦日

林丹波守(勝也)

牧野傳藏(成徳)

長岡佐渡様(松井與長)

有馬頼母様(有吉英力)

長岡監物様(米田是季)

御報

十一月朔日丙寅

平塞録云、十一月朔日、今晚四郎天草玄察ニ命シテ、人数千人鉄炮二百挺ニテ肥後宇土郡鶴ノ浦ニ推寄ス、傳曰、右大矢野小左衛門乘來候船頭天草ニ帰テ、小左衛門并ニ四郎母・姉被召捕候由ヲ益田甚兵衛并ニ四郎へ物語ス、父子大ニ立腹シテ、其儀ナラバ未時刻モ推移ス、右ノ面々ハ鶴ノ浦へ在ルヘシ、一刻モ早ク人数ヲ繰出シ、鶴ノ浦ヲ踏潰シ、母・姉・小左衛門ヲ奪カヘスヘシト、天草玄察ハ物馴タル勇士也、大將ニ成リ、千人ノ徒黨ト鉄炮二百挺ニテ早々出陣スヘシト、四郎申渡ケル、玄察申付ノ由通りノ人数ヲシラヘ、今夕ノ指汐ニ宇土ニ推寄ント待居タリ、鶴浦ニモ此事七ツ時分ニ風聞致シ、何モ啖レ居タリ、然トモ永良彦太夫代官久留市之丞・郡浦彦左衛門父子駈廻リテ、地筒侍等ヲ少々呼ヒ集メ、鉄炮ヲ打セント海邊ニ並シカトモ、岸ハ闊シ、人ハ少シ、一揆推寄せハ一屯リモ有間敷様ニテ、何モ見合テ手ニ汗ヲ握リケル、爰ニ三角浦張番ノ土河喜多九太夫正重今夕郡浦近ク

巡檢シ、一揆推ヨスル様子ヲ聞キ、三角ニ帰ラス直ニ郡ノ浦エ来ル、永良・久富ノ面々申ケルハ、追付此地ヘハ一揆推寄スル風聞アリ、然トモ火急ノ事故可防人数モ無之、無是非仕合ト語りケル、九太夫聞テ敵味方ノ人数何ホトアルヘキト問フ、右兩人答ヘケル、天草大矢野ノ一揆千五百人ノ積リニテ、其中五百人ヲ留守トシテ、今来ル一揆原八千人計ト風聞ス、當地ノ人数ハ地下・地侍合テ五六十人ナリ、サレトモ此者トモ大形ハ逃支度ノ様子ナレハ、拙者ナドハ此磯邊ヲ枕トシテ切死ノ外更ニ分別ナク、其許ニハ三角持口也、早々帰ラレ可然由申ス、九太夫又々申ケルハ、此急難ノ様子ヲ見捨テイカニ持口ナレハトテ、彼地ニ歸ルハ侍ノ本意ニアラス、八幡モ照覽アレ、各ト一所ニ相果ヘント申ケル、何モ悦、然ラハ何トソ一致シテ防キ見ルヘント申内ニ、日モ暮カ、リケルニ、沖ニ櫓ノ聲アリト、濱辺ニ附置キタル者走り歸リテ注進ス、右五人磯辺ニ下リ人数ヲ改ケルニ、六十人ニハ不足、九太夫申ケルハ、此少人数ニテハ矢猛ニ思トモ叶ヘカラス、拙者少々料簡有、一揆ヲ磯邊ニ寄せ付ザル致様アル

ベシト申ケレバ、四人ノ者大ニ悦ヒ、左様ノ御料簡アラハ疾ニ申サレ候ヘ、皆是太守様ヘノ御奉公ノ儀ナリト、九太夫料簡ニ任ス、九太夫乃チ村繼ニ相觸テ、男女ノ百姓ヲ呼集メ、近所ノ山々ニ上セ、二三里カ間ニ遠箭ヲ焼セ、又切火縄ヲ四五尺程ニ用意シ、竹ニ挟ミ、人ニ持セ、火繩不足所ニハ舟ノ綱ヲ解テ、四五尺計ナイテ火繩トシテ、濱邊四五町ノ間ニ立并ヘ、篝ハ五六十間ホトニ段々焼續ク、必定今夜ノ汐ニ推寄スヘシト考ヘ、九太夫濱辺ヲ走り廻リテ指圖ス、程無ク日モ暮ケレハ、案ノ如磯邊ヨリ二三町ノ中ニ、物見船ト覺シクテ櫓ノ声近ツキケルヲ、櫓ノ声ヲシルヘニ切火縄ノ間ヨリ鉄炮ヲ打カクル、物見舟早ク漕返シ、警固ノ人数夥數相見ヘ、鉄炮ヲ打カクル由申ス、一揆トモ何モ舟ヲ沖ニヨセ遠見スル中ニ、不違鶴ノ浦ノ濱邊ニ大篝火繩ノ火夥見ヘ、火ノ中ニ大人數徘徊スル様子ニ付、最早熊本ヨリ諸侍出陣シ、中々手ニ及ヒ難シト、玄察ヲ始メ各相談シ舟ヲ乘リ返ス、夫ヨリ沖モ靜ニ相成ケル、郡浦彦左衛門ヨリ其夜早速人ヲ三淵内匠ニ遣シ、四郎叔父大矢野小左衛門ト申大庄屋ヲ召



捕候處ニ、小左衛門ヲ奪返シ候ハント、海上ニ段々舟數多ク見申候、早々御加勢被下候ヘト申遣ス、内匠早速家中野角兵衛ニ申付ケ、鉄炮二十挺ニテ鶴ノ浦ニ駆付ル、

未得御意候得共、致啓上候、然者天草表村數五六ヶ所切支丹に立上り申候通り被聞召候付、可預御加勢之由忝奉存候間、其心得可被下候、猶此者可得御意候、恐惶謹言、

霜月朔日

石原太郎左衛門

嶋又左衛門様

尚々、熊本御家老衆へ三宅藤兵衛方より得御意候由(重利)

申候、以上、

『此日 家久公讀良善助貞資に少卒五六人を付遣され、天草の虚實を伺ひ察せしむ』

二日丁卯

269 平塞録云、翌日ハ早々熊本へ相知レケレハ、人數追々出

張リス、敵方ニモ相聞彌怖ヲナシ、浦中モ安堵ス、其後内匠ハ益城・八代ノ間ヲ抑ヘシト家老中ヨリ申来リ、代リトシテ谷内藏丞・藪圖書組頭兩人ヲ指遣ス故、内匠ハ宇土ヲ相渡シ、小川ニ宿陣シ、萬事ヲ支配ス、

追考、河喜多九太夫正重ハ尤有志ノ侍ニ見ヘタリ、島原ノ初發ニ、宇土ヨリ手紙ヲ以テ米田監物へ早々人數(是季)

ヲ御出シ、鉄炮モ百挺計ニテ踏静メ然ルヘクノ由申遣シタリ、監物方ヨリ返事ニ、同役中ニ見セ申候處、御志之段扱々致感心候、乍然自分ノ料簡ニテハ難叶、御目附衆得御意申候、返事次第人數ハ早々可遣由ノ紙面有り、此一揆夜討ノ節ノ裁判ハ、日本國中へ聞テ諸家致感心ケル、徂徠翁ノ政談ニモ此事ヲ書載テ稱美ナリ、落城ノ節モ一番乘同前ノ働有り、誠ニ珍シキ侍ト見ヘタリ、

又云、此頃天草ノ一揆ノ由ヲ、富岡ノ城代三宅藤兵衛ヨリ早船ヲ以テ唐津ニ注進シ、加勢ノ人數ノ儀ヲ申遣ス、二日唐津ニ着ス、傳曰、三宅藤兵衛城ヲ出テ一旦天草中ヲ鎮メケル、然トモ帰城以後、又々島中一同シ、邪宗へ

成り、宮寺ヲ焼キ、在役人ヲ殺シ、我儘ナル事少モ不相替、偶逃歸ル在役人ハ、一揆ノ強キ事ヲ語り、四郎杯ト申者海上ニモ歩行シ、飛鳥ヲ落シ、變化自在ノ若者、其外モ相劣ヌ曲者ニテ、島中村々一味シ、十萬人計リモ有ヘシト申ス、流石ノ藤兵衛モ行當リ、此上ハ自分ノ人數ニテハ力ニ及ヒ難シ、唐津ノ根城ニ申達シ、家老中ヨリ加勢ヲ出スヘシト注進ス、家老中驚キ騒キ、打寄相談有ケレトモ、常ニ替タル事故何モ當惑シ、急ニ人數モ難出、何角延引シ、埒ノ付タル事モナシ、

藤掛集書云、

天草江唐津より加勢の事

一天草富岡の城にハ三宅藤兵衛(重利)御一代・中嶋與左衛門七百石足

輕貳・古橋庄助四百石、其外有栖本村にハ石原太郎左衛門千石足

輕廿人、常々此もの共天草に罷在、然處に有馬表衛門千石足

に吉利支丹宗門一揆起り、天草百姓共一味仕由、三宅藤兵衛聞之大に驚き、嶋原の一揆をこり餘所の様に

おもひつるに、天草迄斯るへきとハ努々不思に、是を

ゆるかせに指置ハ悪かるべし、左あらハ大矢野・上津浦邊に討手を遣し、未だ勢にならざる先きに悉く退治せんと、手勢百餘人に所の地侍、又在ノ所ノ召置し歩卒の者共招寄三百餘人、鉄炮四五丁相添、彼在所へ行かんとす、然るに地侍共申ハ、御尤にハ候得共大分の一揆にて候、已早上津浦邊より大矢野・千東そうノ嶋・柳の瀬戸に至迄悉く切支丹一味したると覚候、何れも被遣自然一揆に被討立及敗軍候ハ、城迄被取可申候、其上当所の躰をもしかノ無御存、勢を被分候事無心本由各申、三宅尤と有之、然者先此邊を静めんと近郷の百姓の妻子を人質に取、此由を霜

月始方唐津へ注進有之云ノ、下文ハ同五日の下に寫置、續て見べし、

271 寛明日記云、十一月二日、唐津・天草・富岡ヨリ注進有

之、其故ハ、天草富岡城ニハ寺澤志摩守カ城代三宅藤兵

衛三千并中島與左衛門七百石足、古橋勝介四百石足、其外有

栖本村ニハ石原太郎左衛門千石足、輕大將等在富岡、然ニ三宅藤

兵(衛脱カ)天草地下ノ者吉利支丹一味ノ騒動ヲ聞、大ニ驚、事延

引セハ可惡トテ、手勢百余人ニ地侍駆集メ、三百餘人鉄  
炮相副ヘテ、大矢野・上津(浦)ニ遣ハサントス、然ニ地侍

トモ申ハ近郷不殘彼一揆ニ與黨ス、此小勢ニテ向ナハ敗  
北ニ及候ノ事不可疑ト申ニ付、三宅已下最ト一同シ、近  
所ノ百姓ノ妻子ヲ人質ニ取テ、今日此儀ヲ唐津ヘ注進ス、

三日戊辰

272の1

平塞録云、三日、唐津ノ家老岡島次郎左衛門・熊澤三郎  
右衛門方ヨリ、岸田助太夫ト申侍ヲ以テ、天草一揆ノ事  
ヲ江戸ヘ主人ニ注進ス、傳云、家老中當惑シ、先以テ太  
守ヘ注進可然ト、右ノ侍ヲ指立ケル、

熊本家老中ヨリ唐津ニ早船ヲ遣ス、

272の2

態以飛脚申入候、松倉長門守殿御領分嶋原之百姓共、  
右切支丹ニ立帰り、起一揆放火仕候様子共、定而其許  
者可被聞召候、三宅藤兵衛殿程近ク御座候付、切々以  
書状得御意候、然者天草ニ茂古切支丹共端々蜂起仕候

由、藤兵衛殿より被仰越候、不及是非儀共ニ存候、長  
門殿老中より加勢仕候様ニと爰元江茂被申越候、又天  
草之儀茂其元遠渡リにて御座候間、当地程近キ儀ニ付、

外ニ加勢杯申付進度存候得共、公儀御法度書於何国た  
とへ何篇之事出来仕候共、在國之輩ハ專其所を守リ、

可相待御下知旨被仰下候付而、嶋原より申来候通、豊  
後府内之御横目衆ヘ以書状得御意候処、御横目衆より  
言上被成下候間、御下知次第ニ可仕旨被仰下候付而無  
其儀候、藤兵衛殿江者其段昨日以来以使者申入候、猶

期後音候、恐惶謹言、

十一日  
十月三日

(松井與長)  
長岡佐渡

(築實)  
有吉頼母

(是孝)  
米田監物

熊沢三郎左衛門様

岡嶋次郎兵衛様

片岡九郎左衛門様

三宅藤右衛門様

並河三郎兵衛様

人々御中

273 薩本嶋原軍記云、十一月三日に、豊後御目附衆柘榴平右

衛門殿・北見五郎左衛門殿江從中納言以飛札申越候云々

上ノ十月廿八日にあり、よつて此に略す、

274 寛明日記云、十一月三日、唐津ニテハ寺沢志摩守忠高

在江戸ノ夏ナレハ、留守居ノ者トモ裁判ト為、今日鬪

取ヲ以テ加勢ノ大數ヲ分ル、

一岡島二郎右衛門或ハ二郎左エ門トアリ、組頭也、三千石 一岡島七郎左衛門二千石組頭也

一澤木七郎兵衛千五百石組頭也 一三宅藤右衛門千石組頭也

已上

一原田伊豫千石 一並河九兵衛千石 此兩人ハ武者奉行

万夏相談仕、

一林又右エ門千石組ノ外 一並河太左エ門五百石足、輕廿人

一柳本五郎左エ門五百石足、輕廿人 一渡部與次右エ門五百石足、輕廿人

一関善左エ門五百石足、輕廿人 一島田十郎左衛門四百石足、輕廿人

一柴田弥五兵衛四百石足、輕廿人

右足輕大將八人・足輕百六十人、

四日己巳

275の1

四日、熊本家老中ヨリ山本三左衛門ヲ以松倉長門守殿(勝家)城ノ家老中見舞トシ指遣ス、其節三左衛門方ニ右籠城ノ

家老ヨリ書簡相贈ル、

275の2

只今者得御意候、然者府内御横目衆様より之返書之寫  
兩通、御見せ被成候様子具ニ被仰聞、御念入忝存候、

將又鴨二籠五十耐之糟漬廿五預御音信候、過当至極ニ存

候、侍共何茂令賞味候、可然様ニ御家老衆へ被仰達可

被下候、恐惶謹言、

十一月四日

(次定) 多賀主水  
(政信) 岡本新兵衛

(宗行) 田中宗夫

山本三左衛門様

275の3

同日、天草三宅藤兵衛ニ、熊本ヨリ稻津九郎兵衛ヲ以テ  
様子ヲ問、其節藤兵衛紙面、

為御見舞之御使者稻津九郎兵衛殿御越、去ル二日之御  
連書忝致拜見候、此節之様子を九郎兵衛殿江委ク御物  
語申候、氣遣無之義ニ御座候、其上唐津より小人数日  
寄次第一兩日中ニ爰元江下着可仕候、御加勢之儀ニ付而、  
豊後ニ御座候御横目衆ヘ重々宜ク可得御意旨、夜前之  
御返事ニ被仰下候、今度九郎兵衛殿口上之通り承り、

別而忝儀ニ存候、彼宗門事小左衛門与申者儀九郎兵衛  
殿具ニ被仰聞候、為御穿鑿緩々可被召置旨、御尤之儀  
ニ候、何迄茂可被召置候、御用之儀御座候ハ、可申入  
候、委細ニ九郎兵衛殿可被仰候、恐惶謹言、

十月四日

三宅藤兵衛(重利)

長岡監物様(米田是季)

有吉頼母様(英貴)

長岡佐母様(渡)  
(松井興長)

御報

五日庚午

276 平塞録云、五日、唐津寺澤家老中ヨリ天草富岡城代三宅

藤兵衛(重利)ヘ加勢トシテ組頭四人・物頭八人・惣人数千五百  
人、鉄炮六十挺ヲ遣ス、傳云、組頭四人ノ姓名

岡島二郎左衛門古文書中ニ三宅藤兵衛ヨリノ名付ニハ岡島  
右衛門トアリ、二郎左衛門此節宇右衛門ト改ケル  
カ、不  
審、

同七郎右衛門二千右 姓名落カ、

右ノ面々唐津ヲ發足ノ儀及延引ケル故、三宅藤兵衛家老  
中ニ飛札ヲ以テ甚怒ヲアラハシケレハ、老中驚キテ先ッ  
右ノ小人数ヲ今日用意シテ、富岡ノ援兵ニ遣ケル、

277

藤掛集書云、霜月始方唐津ヘ注進有之故、組頭共我も  
ノと競望す、忠高の留守の事なれハ、家老共談合仕、  
圖取にいたし、富岡の城江加勢に参り候、唐津の者共  
ハ、

- 一岡嶋次郎左衛門三千右組頭
  - 一岡嶋七郎左衛門式千右組頭
  - 一沢木七郎兵衛五百右組頭
  - 一三宅藤右衛門千右組頭
  - 一原田伊織(徳)千右組頭
  - 一並河九兵衛千右組頭
- 以上
- 此兩人者武者奉行、萬相談仕候、

一林又右衛門千石組頭 一柳元五郎左衛門五百石足輕廿人 一並河太左衛門五百石足輕廿人 一関善左衛門五百石同廿人 一渡邊與次右衛門五百石同廿人 一国枝清左衛門五百石同廿人 一小笠原齊宮五百石同廿人 一嶋田十郎左衛門四百五十石同廿人 一柴田弥五兵衛三百五十石同廿人

右足輕大将八組・足輕百六拾人、

頃ハ寛永十四年丁丑霜月五日、唐津を出船して四拾八里の海陸を同九日に着岸し、雑兵五百計リ富岡へ籠城す云々、

星野覺書云、十一月五日嶋原城内ニ而議定有之、籠城之人数を二手に分ケ候ての一段ハ、十月廿六日深江働之事ニ而候、

「星野壽庵覺連ニ候半、考合すべし」

又云、天之四郎・宗意軒其外の頭立候者共ハ、五百餘人を随へ、芦塚仲右衛門を軍將として富岡の城を押へ、長崎近郷を乱妨可致と、十一月五日天草の地方ニ押渡り、毛木峠・日比峠の此方に陣取して罷居候、此一段委敷日の下にあり、見合へし、ハ十月廿八

一肥後國天草嶋四萬石は寺澤兵庫頭殿領分ニ而、富岡城(重利)の城代三宅藤兵衛・侍頭古橋庄助・中嶋与兵衛上下人数三百餘人ニ而居住有之候、又有栖本村に郡代石原太郎左衛門組子共に引越居候、然処十月比より大矢野・

上津浦・千束そうく嶋・柳之瀬戸にて、郷民とも野心の聞得有之候得共、不慥之處ニ、霜月始伊嶋(湯島)より一揆之棟梁渡来り、一味無之民屋に火を懸、米穀物を奪取、村く騒動不大形候ニ付、城代藤兵衛早打を以肥前唐津へ致注進候、依之唐津より大將分岡崎次郎右衛門・原田伊織(惣)・沢木七郎兵衛・林又右衛門・再河九兵衛・柳元五郎右衛門・再河太左衛門・関善左衛門・小笠原齊・渡邊与右衛門(次脱之)・國枝清左衛門・嶋田十郎左衛門・柴田弥五右衛門(兵衛之)、以上十三頭、是等は知行三百石より三千石までを致所領歴々の衆にて候、上下總兵千六百餘人、十一月五日唐津を出、四十八里の道を急ぎ、同九日富岡の城へ着いたし云々、

279 寛明日記云、五日、右ノ寺澤カ軍兵今日唐津ヲ出船ス、

昨日ニモ出船スヘキヲ武具・馬具・玉葉等ノ用意故、日ヲ隔今日出船ス、

六日辛未

280の1

平塞録云、六日、薩摩鹿兒島家老中ヨリ肥後ノ家老中ニ使来ル、紙面一通、

280の2

一書申入候、仍嶋原之古切支丹共起一揆候様子ニ付、度々預御懇書、先以忝存候、従方々色々雖申来候、風説迄直説不承候間、此使申付候、細々可被仰聞候、猶口上ニ申合候条不能詳候、恐惶謹言、

『寛永十四年』  
霜月六日

山田民部少輔(有榮)

川上左近將監(久國)

嶋津下野守(久元)

長岡佐渡守様(松井興長)

有吉頼母様(英貴)

長岡監物様(米田是季)

尚々御人数被遣候儀者、豊後御横目衆より江戸へ被得御意候由ニ候条、加勢之儀其許江相知候ハ、乍御無心被仰聞給可申候、

七日壬申

281の1

平塞録云、七日、三宅藤兵衛方ヨリ豊後府内ノ御目附衆へ、書状ヲ以テ天草一揆ノ旨ヲ申達ス、使者草場六之丞今日熊本ニ到リ、注進之状ヲ肥後家老中ニ内見ヲ頼ミ、其後熊本ヲ發足ス、傳曰、天草一揆ニ付、肥後家老中ヨリ追々使者ヲ遣シ、豊後府内ノ御目附中へ相達シ、可然之由藤兵衛ニ申贈ル、藤兵衛モ富岡ノ騒動ニ取紛、一向ニ御目附中ニ可申上ノ儀心附モ無之処ニ、肥後ヨリ指圖過分也トテ、早速使者ヲ以テ申達ケル、其紙面ノ寫、

281の2

乍恐謹而言上仕候、寺澤兵庫頭領分天草郡之内端々、去月廿八日より切支丹ニ立返申候百姓数村名別紙ニ書付上ケ申候、切支丹宗門餘村ニ移不申候様ニと專申付

281の4

候處、折節順風無未渡中ニ居申候、定而三日之中ニ下  
着可仕旨奉存候、唐津留守居之者共方より早速御注進  
申上候、併此表之模様委ク為可申上、憚至極ニ御座候  
得共一人差上申候、恐惶謹言、

十一月七日

寺沢兵庫頭内

三宅藤兵衛(重利)

進上

牧野傳藏様(成徳)

林丹波守様(勝正)

281の3

〔別紙〕

唐津より来候与頭之覺

一岡島宇左衛門 一澤木七郎兵衛 一岡嶋七左衛門

一三宅藤右衛門 一鉄炮頭八人、但鉄炮百六拾挺

一人数千五百人

〔別紙〕

天草郡之内切支丹ニ立返申村数之目録

一大矢野 一上津浦 一下津浦 一大嶋子村

282の2

〔兒玉四郎兵衛利政家藏〕

嶋原表貴理師且一揆ニ付、当國より人衆被遣候ハ、山  
民少出水より之(も)むより能候間、衆中被召列可被遣之由  
候、近比尤之儀ニ候、雖然民少者前にも一戦にあハセ

282の1

一小嶋子村此村百姓半分切支丹ニ立返リ、半分ハ立返リ不申候、 一赤崎村

一須子村 一今泉村 一合津村 一内野河内村

一町山口村 一金場村(食場)此村百姓三ヶ一切支丹ニ立返  
三ヶ二ハ立返リ不申候

一大浦村此村浦人計ハ切支丹ニ立返リ、百姓立返不申候、

合拾三ヶ村

右人数大形千二三百人程大矢野・上津浦両所ニ集リ  
申候、以上、 寺澤兵庫頭内

寛永十四年十一月七日

三宅藤兵衛(重利)



られ候、我等事いまゝて終に一戦をも見不申候、可様成仕合之儀候ハす候間、伊集院も大方むよりにて、其上今日之事を今日申渡候而茂、衆中七八拾人罷立事ハやすかるへく候、か様之俄事ニ御奉公申候而、御用ニ可罷立と連々我等内存候間、今度人衆罷立事候ハ、我等を被遣候様ニ御取合頼存候、とかく一戦をも見不申候へハ、諸人之上おも下知成かたく候、江戸より人衆可被遣と被仰出候ハ、俄之事たるへく候、内々用意仕置候条、我等も参候様ニ御取合萬々頼存候、恐々謹言、

三原左衛門佐

(重勝)

『寛永十四年丁丑』  
十一月七日

(花押)

児玉筑州様

(利忠)

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一一四号文書ト同文ナリ)

283 寛明日記云、七日、寺澤カ軍兵四十八里ノ海上ヲ経、今

日富岡へ籠城、或記ニ云、海上風悪故九日ニ着岸ノ由、

(表紙)

寛永十四年十一月

八日至十四日

寛永軍徴

卷五之下

寛永軍徴卷之五下十四年丁丑

十一月八日癸酉至十四日己卯

伊地知季安纂輯

284 平塞録云、八日、辰ノ刻島原老中岡本新兵衛・田中宗夫(政信)(宗行)

ヨリ主人へ籠城ノ次第ヲ注進ス、傳曰、西國一揆之事追

々注進達 上聞ケレハ、御老中ヲ被召御評議アリ、何レ

モ不思寄事ナレハ、免角ノ發言モ無リシニ、佐倉少將土井

大炊頭殿・酒井讃岐守殿兩人被申上ケルハ、今度島原ノ

一揆左迄ノ事ハ有マシク候ヘトモ、公義ノ御禁令ヲ不

構邪宗ヲ企テ、徒黨ヲ致スノ條甚以奇怪也、檢使ヲ立ラ

レ、島原近隣ノ人數ヲ以テ御誅伐可然カト謹テ申上ケラ

ル、満座ノ老中モ尤ト同意也、將軍家へモ尤ト被思召、

先給地ノ儀故、松倉長門守・同右近御暇被仰出、同國ノ

事故、佐賀城主鍋島紀伊守・唐津城主寺澤兵庫頭カ人數

ヲ以テ加勢トシテ蹈鎮ヘシ、上使ノ人柄ハ追テ可被仰出

トアリテ、上使ノ器量ヲ御撰有ケルニ、誰ヨリモ旗本・

大名御詰衆ノ中參州中島ノ領主板倉内膳正可然由、皆被

申上ケル、此節内膳正殿ハ病中ニテ平卧ノ躰故、蜜ニ上

使ヲ被下、肥前島原ノ一揆誅罰ノ為、鍋島・寺澤兩人ニ

被仰付、内膳正只今病中ナリトモ今度ノ上使可被仰付、

然トモ躰難測被思召候ニ付、内々被仰下候趣也ト、内

膳正殿元ヨリ強勇ノ人ナリケレハ、御人多中ニ不肖ノ私

ニ斯ル大切之上使被仰付、誠以武家ノ面目冥加至極ノ儀

也ト、悦テ即時ニ起上リ、謹テ御返答アリト云々、

285の1 (島津家久)

慈眼公既ニ肥後ヨリ消息ヲ聞カセラレ、松倉領ニ賊徒ノ

起リシ荒増ハ先日御注進アソバサレシニ、寺澤領ノ天草

ニモ同シ様ニ蜂起スト聞玉ヒ、獅子島迄人衆少々出シ置レ、其事ヲハ豊後御目付衆ニ飛報シ、御下知次第ニ天草ヲ援ケ給ヘントノ御手筈マシノ、且ヨク虚實ヲ探聴セラレンカ為ニ、小卒トモ遣サレケルニ、今日迄ハ回ラザリケレハ、先今形ノ御注進ヲト、江戸ニ使シテ閣老ニ御書ヲ贈ラレケルトソ、

「正文在文庫」

御案文之写

一 書申入候、

一 肥前之國於有馬表松倉知行之百姓令一揆之由、從肥後表注進候間、其趣先日申入候、肥後之内寺澤兵庫頭知行天草江茂右之黨類共令蜂起之由ニ付、近所之儀候間、先境目迄人数少々遣置、御下知次第天草へ可致加勢之由、豊後之御目付衆江去三日以早打申断候、彼表之儀、色々世上取沙汰共候得共、正儀不相知候間、為可承達、去朔日天草江使差遣候、彼者罷歸り慥成趣承り、可致其心得候事、

一 此中節々注進雖可申入候、天草江右之使遣候者、未罷歸候間押移候、先々只今之様躰為可申入如此候、

天草へ遣候者定而一揆之居所又何程之人数ニ候哉、

能々為可承届達候と令推量候、將又我等分國中貴理

師且宗之法度弥稱申付候、若又一揆之者共落来候者

不逃様ニと堅申付事ニ候、尚追々可申入候、恐惶謹言、

(寛永十四年)

十一月八日

(島津)  
家久御判

土井大炊頭殿

(志勝)

酒井讚岐守殿

(信勝)

松平伊豆守殿

(忠悠)

阿部豊後守殿

(正盛)

堀田加賀守殿

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一一號文書ト同文ナリ)

『季安按、讚良善助貞資自譜云、寛永十四丁丑年島原

一揆起、為御使者竹内備前守足輕餘多相添被遣申候、

〔竹内備後守ト同伴〕

首尾能相勤罷歸居處、又翌寅年云々あれハ、霜月朔日

286の2

「正文在文庫」

御廻文之寫

立にて被遣し使者ハ讚良善助、其時六十六歳、老功の  
 人なれハ聞合せに為被遣ならん、左候て同十四日ノ朝、  
 本渡ノ廣瀬村ニ富岡の大將三宅藤兵衛(重利)滞留し居て、船  
 中にて薩州より一揆見廻の使者茂振廻ける、折節敵ヨ  
 セ来りて三宅討死と平塞録ニ出たるも善助ならん、十  
 四日・十七日・十二月十五日ノ文も見合せ知るへし』

(本文ハ二八五の2号文書ノ行間朱書ナリ)

286の1

京都所司代板倉周防守重宗・大坂御城代阿部備中守正次、  
 御定番稲垣攝津守重種・町奉行曾我又左エ門(吉祐カ)近祐等、皆  
 此コロ京・大坂ニ詰サセラレ、豊後御目附ヨリ飛報ヲ聞  
 テ、四國・九州ニ割據セシ諸候ノ守相等イマタスル事ト  
 ハ知ラサランニ、賊徒何レ處ニカ應シ起ルモ測ラレシ、  
 ケ様ノ砌ハ第一干戈ヲ持行ク事ヲ堅ク戒メスンバアルベ  
 カラスト、内々廻達アリシトゾ、

287

御廻文之寫

一筆令啓上候、然者松倉長門守領分於肥前、きりした  
 ん宗門取立城下在々令放火、城より四五里有之在郷有  
 馬と申所へ人数四五千引籠罷在之由申来候、為差儀に  
 は無之候へ共、其元江者定實正聞得申間敷と存申入候、  
 不及申候得共、宗旨之者何方ニ可有之茂不知儀ニ候間、  
 武具・道具なと持下不申様ニ、為御心得内證申入、恐  
 る、

十一月八日

(曾我吉祐)  
 曾又左衛門  
 (稲垣重綱)  
 稲垣津守  
 (阿部正次)  
 阿部中守  
 (重宗)  
 板倉周防守

如右、四國・中國・九州諸大明衆(毛)  
 家老中へ参候事、

一筆令啓上候、然者松倉長門守領分於肥前、きりしたん宗  
 門を取立城下在々令放火、城より四五里有之有郷有馬と  
 申所へ人数四五千引籠罷在之由申来候、為差儀ニ者無之

候得共、其元江者定美正聞得申間敷とは申入候、不及申

候得共、宗旨之者何方ニ可有之も不知儀ニ候間、武器・

道具なと持下不申様ニ為御心得内談申入、恐々、

十一月八日

(曾我左衛門)

(稻垣重綱)

(阿部正次)

(板倉重宗)

如右、四國・中國・九州諸大明衆家老中江參候事、

九日甲戌

288

平塞録云、九日、今日申ノ刻、公義ヨリ板倉内膳殿・石谷

十藏殿、西國一揆征伐ノ為メ上使ニ被仰付、其夜丑ノ刻

江戸發足、同時松倉長門守殿父子・鍋島紀伊守殿父子・

立花左近將監殿・有馬兵部殿・黒田甲斐守殿・秋月長門

守殿・久留嶋丹波守殿・伊藤大和守殿・大村松千代殿・

日根野織部殿、御暇出テ西國ニ馳下ラル、傳曰、九日ニ彌

昨日ノ通内膳正へ上使被仰付候ト表向ヨリノ被仰付有之

筈ノ處、松平伊豆守殿言上アリケルハ、内膳儀近来種物

相煩候由、一向ニ餘人ヲ被仰付可然ト被申、酒井讚岐守

殿被申候ハ、最早内膳ヲ上使ト御内意有テ、今更餘人ニ

被仰付候ハ、内膳正一生ノ面目ヲ可失ト被申上ケル時

ニ、阿部豊後守殿被申上候ハ、御両所ノ言上無余議相聞

候、私只今内膳宅ニ参リ、病氣見舞ノ躰ニ而對面シ、西

國ニ下ル程ノ氣力ヤ否ヤ相窺、若平愈ノ躰ナラハ直ニ上

意ヲ可申渡ト被申ケル、將軍家尤ト御悦有テ、豊後守宜

敷取計候へト被仰出候ニ付、豊後守殿御前ヲ立直ニ内膳

正殿宅ニ参ラレ、病氣ヲ相訪ライ上意ノ赴ヲ被申渡、内

膳正殿謹テ御受ヲ被申上ケル、豊後守殿亦々登城シ、内

膳正病氣平愈ノ由ヲ被申上ケル、即刻内膳正殿登城アリ、

石谷十藏殿モ内膳殿ト一同ニ西國ニ可被罷立ノ由被仰渡

ケル故、是モ一同ニ登城シ、内膳正殿ヲ御座ノ間ニ被召、

今度肥前島原松倉領内ノ百姓、邪宗ニ與シ一揆仕由注進

故、其方ヲ討伐ノ為メ差向ケ、石谷十藏モ相添ラルノ間、

早々西國ニ馳下リ、諸大名ヲ手ニ附ケ即刻踏鎮メ可申ノ

由、上意アリ、内膳正殿拜伏シ、御家人多キ中ニ、不肖

ノ内膳ニ大切ナル御使被仰付事、武門ノ冥加難有仕合奉  
 存候、ト申テ退出セラル、其次ニ石谷十藏殿モ被召出、  
 萬端内膳正ト申談、宜敷取計フヘキノ由被仰付ケル、内  
 膳正殿ハ御城ヨリ直ニ土井(前膳)大炊守殿宅ニ被参、蜜談時ヲ  
 移シ、戌ノ下刻ニ帰宅被致、御城退出ノ節、家来ヲ私宅  
 ニ帰シ、西國下向ノ上使ヲ被仰付趣ヲ被申遣ケル故、一  
 門中ハ不及申、知音ノ大名衆彼宅ニ参ラレ、祝儀ヲ被申  
 述、其外國大名・御旗本中ヨリ、或ハ使者ヲ以テ武具・  
 馬具・弓・鉄炮ノ音信、門前市ヲ成ケル、内膳正殿嫡子  
 主水佑殿未弱輩ナカラ勇氣拔群ノ人ニテ、孝行モ厚キ故、  
 今度親父内膳殿病後大切ノ軍陣ニ被参候儀、無心元一同  
 ニ西國ニ下向仕度思ハレケレトモ、御前首尾如何アラシ  
 ト案シ煩ケル、所詮存念ヲ申上ゲ、上使ノ御裁判ヲ受シ  
 ト夜中松平伊豆殿宅ニ参ラレ、右ノ存念ヲ精敷申達ラレ  
 ケル、伊豆殿返事有ケルハ、此義無餘儀相聞候、乍然最  
 早御夜詰モ引ケ、奥ニ御入被遊候時ナレハ、誰ヲ以テ上  
 聞ニ可達ヤ、今夜ノ義ハ先ツ御延引可然ノ由ニ付、主水  
 殿重テ可申述様無之、夫ヨリ阿部豊後守殿宅ニ参ラレ、

右ノ存念被申述ケレハ、豊後守殿暫ク思案シ、若キ仁ノ忠  
 孝ノ思召感入候、追付

「重矩常行記ニモ此事タリ」  
 上聞ニ可相達、暫ク御控候ヘトテ、早速登城アリテ、御

廣間ヨリ奥方ノ衆ニ被申達ケルハ、板倉内膳嫡子主水佑  
(後)キ島原ヘ一同ニ下向仕度由達テ相願申候ニ付、豊後守登

城仕候旨言上アルヘシト云置テ、直ニ帰宅シ、主水佑ニ  
 右ノ趣ヲ申聞、只今ヨリ御前ノ義ハ拙者ニ御任セ候ヘ、

内膳殿一同ニ御下向候テ御武勇ヲ被勳、目出度凱陣相待  
 候、返々モ若キ人ノ拔群ノ御志ト被感ケル、主水殿モ今

度ノ御懇情難申盡トテ早速帰宅アリ、父子一同ニ出軍ヲ  
 見分シ、(其)「重矩常行記ニハ其夜九日寅刻御父子江戸御進発、家  
 見分シ、□夜丑ノ刻江戸ヲ發駕アル家来ノ姓名

「本マ、宗高」中ノ面々モ追々御供、御一門方ヨリモ追々御加勢有云々、  
 池田新兵衛 村雨八郎右衛門 武田七郎兵衛 都築全左

衛門 堀内庄左エ門 中根半兵衛 赤羽源兵衛 印具左  
 大夫 國枝儀右衛門 小川又左衛門 石川市左エ門 米

山與兵衛 星野宗兵衛  
 右ノ面々ヲ召連、途中ヲ急キ、夜明ケニ品川驛ニ馳着ケ

ル、前以人馬ノ御觸有ケレトモ、俄ノ事ニテ、其上松

倉・日根野ノ両家先立テ発足アリケレハ、人馬甚延引ス、  
斯シテハ道中如何アラント、両町奉行御目附へ書状ヲ送  
ラレ、先々ハ傳聞テ人馬無滞、

〔板倉内膳重矩常行記云、寛永十四丁丑冬、於肥前國天

草切支丹徒黨棟梁大矢野四郎云もの黨を結び、領主松

倉長門守ヲ掠メ、同國島原有馬ノ土城ニ取籠、三萬四

千人ト云、領主松倉長州參府ノ留守ニテ、挑鬪無勢ニ

シテ合戦利ヲ失ヒ、急難江戸ニ訴、時ニ十一月九日己

刻也、大將源家光重矩ノ父内膳守重昌へ上使被仰付之旨

上意有之處、松平伊豆守殿信綱被仰へ、内膳正事只今

癡ヲ相煩申テ候へ、上使無心許奉存候、余人ニ可被

仰付哉ト被仰所ニ、酒井讚岐守殿忠勝被仰、ケ様ニ上

意ノ上余人ニ被仰付へ、内膳正一生ノ面目ヲ失ヒ可申

候ト被仰シカハ、阿部豊後守忠秋被仰へ、内膳正中々

上使勤兼申間敷候、私實否ヲ承届可申トテ、御前ヲ退

出シ、直ニ重昌宅江御越、於殿中ケ様ノ次第ト具ニ御

物語、上使可被成哉否ト御尋ノ處、上意ノ旨難有奉存

候トテ、其日ノ内出立可仕候、腫物ノ事ハ輕事ニテ御  
座候ト申上、依之其日ノ午刻ニ登城、御礼被仰上、則  
今晚江戸発足可仕旨被仰付、依之御變替無之云々」

(本文ハ二八六号文書ノ行間記事ナリ)

武野燭談云、

板倉内膳正重昌嶋原表軍鑑酒井忠勝一言并大久保彦

左衛門忠教批判之事

一寛永十四年嶋原切支丹の一揆發りし時、江戸より惣軍

令遣さるへき旨有て、御側に伺公しける板倉内膳正重

昌を撰れたる、其頃しも癡疽を煩ひ出してければ、老

臣以下是を聞傳、外にも器を撰れ、内膳正をハ御免有

へきに極りける、酒井忠勝聞もあへず、各ハ人を見知

給ハすや、内膳正に於て此度の御使承なから、病氣に

つきて御ゆるされ有ならハ、忝とハよも存ましもの成

に、甲乱の節ハ幼く、駿河の國富士のねかたに何某の院

とかや土屋か知れる僧のもとに隠し育て置ける、大神

君御狩の序に彼寺へ入らせ給ひけるに、御茶を持て出

けるを御覽有て、此子か目さしたゝものならず、父ハ  
 いかにと尋給ふ、住持あわやと思ひ、氏もなき者の世  
 倅にて候と申隠しけれとも、御覽する所有けれハ、頻  
 に尋させ給ふゆへ、敵方のもの末葉露の命を愚僧にか  
 けて頼けるゆへ、不便に存じ、弟子に仕候、やかて仰  
 出させ候半と恐々に言上す、大神君いよ／＼ゆかしか  
 らせ給ひて、出家せんよりも武士になれかし、召仕は  
 れんと仰ける、彼僧心を取直し、今ハ包て中／＼あし  
 かりなんとおもひ、甲州武田勝頼の御供して、天目山  
 にて討死仕たる土屋宗藏が妻のもちたる子にて侍る旨  
 申上ければ、さる忠臣の子なるそや、只ものゝ子とハ  
 ミへさりし、某に給るへしとて直に召具せたれ及ハ、  
 右の趣申ける、則長髪ながら出仕しけり、こハ何たる  
 了簡を以て登りしそと、諸人噂をしたりける、去にて  
 も度々の御尋なりけれハ、其段申上よと大和守罷出た  
 ると言上す、御前江召せとの御事にて、則罷出けれハ、  
 暫く (44) 人まし／＼て、此度の供ハ参らすハよき  
 事ハ有ましきに、ゆるすとの仰蒙りける、面目を施し

て君臣合体のはまれを取ける、是ハ定て其先御前にお  
 るて何か難ある上意の時、たとひ御勘氣蒙るとも、何  
 國までも御供可申なとゞ御約束をや申上置候ん常式の  
 事とハいひかたしと、其頃取沙汰したりける、されハ  
 御書院組頭より御小姓番頭に移り、程なく御側列に召  
 加へられ、夫より老臣補佐の職迄のち／＼立身有ける  
 こそハいかめしけれ、此数直ハ土屋黨にハ二男の家な  
 り、先民部太夫利直ハ器量弟に及はずや有けん、惣し  
 て此土屋は甲州武田の土屋宗藏昌恒か忘れかたミの外  
 に代りなとゞの御沙汰承らハ、必自害に及へし、其ま  
 ゝにて遣されよ、扱道中にて病死せは、其時代りを  
 可被遣候ときけれハ、いやとよとかく日数を經ハいよ  
 々／＼蜂起申へきやなとゞ、重ねて評議有けれハ、忠勝  
 笑て、彼れハ土民の一揆なり、誰有て一味いたすへき、  
 若色を立るものあらハ、よき序はやこゝろ見らるゝ為  
 なれハ、かた／＼以てワたくしこそ遣されめと被申け  
 るにこそ、内膳正重昌には定りける、是を重昌聞傳て、  
 別而悦勇て、嫡子後の内膳正重矩十六才成けるを同道



にて、不日に發向いたされける、其冬ハ思の外手間を取旨台聴に及ひけれハ、松平伊豆守信綱を指向らると披露あれハ、大久保彦左衛門忠教申けるハ、あつたら内膳討死すべし不便さよとつふやきしに、彦左衛門察のこたく信綱發向と聞と等しく内膳正討死し、嫡子重矩も深手負、されハ今日そ討死と格護して出立ける時も、酒井讃州の一言を以、今度の惣軍支配を承る、相かまへて汝讃州の子孫へ無沙汰する事なかれ、と重矩に言合て出向ひける、人ハ一言大事成ものとかや、

十日乙亥

291 平塞録云、十日、唐津ノ人數今日富岡へ着船ス、

292 藤掛集書云、同九日に着岸し、雜兵五百計り富岡へ籠城す、然者切支丹一揆共上津浦近邊に數多集り居申候、聞之、右十日富岡より五里出、本戸と申所へ人數を出し申候、此本戸・嶋子邊ハ本より宗門一味の者共なれ

ハ、郷人共の計策に定而唐津より勢向候て、此所一大事の持口也、切支丹一味無之体にもてなし、唐津勢に心を合せ、能時刻を見て、此方上津村へ注進可被申候、其時我々押寄へし、然らハ面々か家に火を懸裏切せよと約束す、自然武家にたばかられて心替あらハとて、本戸・嶋子の者共の人氣を上津浦へ取、然處に唐津勢是をハ兼よりも不知して皆民屋に陣取、所の者を呼出し、事の様子を問けれハ、唐津かたの者共を悉誑らかし申候様ハ、此間上津浦邊の者共嶋子当所へ使を越一味可仕、左なくハ押寄可打殺よし申候得共、忠高様の御情を蒙り、今更殿様へ背き、不義の働者成間敷と存、其上かるき躰成使なれハ、いそあれに同心可仕と悪口の返答仕、使を追返し、其節(支岐)四鬼の御奉行へ言上仕候半与存候處、上津浦の奴原討手を越んと、先其用意に時を移し延引仕候、然共其後ハ如何思ひ候哉、嶋子当所へも討手不越候ハ、唐津勢を恐れての故ならん、小嶋子邊へ何れ成共一頭被遣候ハ、彼地の者共力を得、上津浦の奴原はおそれをなし可申と存之由申、各此儀

尤と聞なし、三宅藤右衛門組の侍共に再河九兵衛・林又右衛門・同小十郎・中嶋與左衛門、足輕共に古橋庄助、足輕共に〔頭カ〕國枝清左衛門、足輕頭に其外有都合雜兵貳百餘人、鉄炮六拾挺にて、明十日小嶋子へ遣す、此所ハ南ハ高山、北ハ海上、東西ハ山道にて、一騎打の悪所なり、小島子より上津浦へ壱里、本戸より小嶋子へハ四里、此内に壱里餘遠干瀉有て、塩の満干に時を伺處なれハ、敵出たりと云共、俄に味方懸合すへき様もなし、然處に栖本村の石原太郎左衛門所より本戸の侍共へ子息小太郎を使にして申は、一揆共より申越候者、切支丹宗門に御成候ハ、其通可差置候、左なくハ押寄討殺し可申候由候、是ハ後考るに、本戸に居申者共を方々ハ人数分させ、本戸無人に成候時分押懸可申証りと聞ヘ候、扱何れも談合申候ハ、太郎左衛門其元に小勢にて居申候ハ、たまり申間敷候、本戸へつぼミ可然由申遣候得共、太郎左衛門栖本を捨来る間敷由申に付、岡嶋七郎左衛門組の侍共に柳元五郎左衛門組の足輕を指添加勢に、又鬼〔池〕の地と申所へも前方加勢を遣

し、是ハ後に引取、亀の川と云所にも沢木七郎兵衛組共に渡辺與次右衛門組の足輕共遣置候、然處に本戸の郷人等竊に上津浦へ注進しけるハ、唐津勢小嶋子に打出時節候間、早々打立候得与申遣ス云々、下文ハ同十三日の下にあり、

293 星野寛書云、同九日、富岡の城へ着いたし、其夜軍議を定、村ノの一揆為退治、同十日城より五里押出し、本戸村へ宿陣有之、村中之頭立候百姓共を召寄せ、此邊の様子を相尋候ニ、百姓共申候者、此間当村并小嶋子之村へ上津浦之徒黨共より使を以申越候者、一味同心無之候ハ、押寄せ、男女なて切に可致と申越候へ共、兼而之御法度を背一揆徒黨に加り可申様無之、使を追返申候、小嶋子村之者共も当村同前ニ一味不仕旨致返答置候得者、只今ニ而も上津浦より押入候儀も不相知候ニ付、御人数を差分ケ小嶋子村へ被遣候ハ、小嶋子の百姓共安心仕、上津浦之悪黨共恐引退可申と、口を揃而申出候、有栖本村之石原太郎左衛門方より使と号し、兩人束加勢〔邊〕を遣し

可給と頼越候旨を申候、是等者唐津衆天草へ入来由を聞  
と、ひとしく森宗意軒、天之四郎を同道ニ而、究竟之銳  
兵五十餘人を随へ、竊に小嶋子村に襲来り、本戸・小嶋  
子之百姓共の人質を上津浦へ遣置、唐津衆本戸村へ入来  
候時、偽而致隨身、謀言を以唐津勢を小嶋子・有栖本村  
之両方に分させ、本戸村ニも人数を残させ、離くにな  
すへき謀なる事を、唐津之諸頭夢にも察せず、百姓共申  
出趣尤と致同意云々、下文尙十三日之下ニ見ゆ、

295 「藩幹譜」

ニ石原不肯、不引取故ニ柳本五郎左エ門ニ足輕ヲ差副  
へ加勢ニ遣ス、又亀ノ川へモ沢木七郎兵衛組トモニ渡  
辺治右エ門組ノ足輕トモニ遣ス、  
一今日鎮西ノ一揆退治ノ為メ、上使板倉内膳正重昌・御  
目付ニハ石谷(貞徳)十藏兩人御暇ヲ賜、江戸発足ス、

294

寛明日記云、十日、寺澤カ人数三宅藤右エ門并並河九  
兵衛・林又右衛門・同小十郎・中島與左エ門足輕・  
古橋勝介足輕・國牧清左衛門足輕ニ、(後)其外都合雜兵二  
百餘人鉄炮六十挺ニテ小島子へ向フ、或記ニ然處  
ニ栖木村(本)ノ石原太郎右エ門(左)処ヨリ本戸ノ侍トモへ子息  
太郎ヲ使ニシテ曰、一揆トモ方ヨリ申越へ、於與宗門  
ハ其通ニ可致、不然ハ可討殺由也、是ヲ考ルニ、本戸  
無人ニ成テ押寄ス可討トノ謀ナラント申越間、太郎左  
エ門モ栖木(本)ヲ捨一所ニ可屯ノ由、本戸ヨリ申遣ス、然

一柳生但馬守宗矩の傳云、寛永十四年築紫にて逆徒起り  
し時、宗矩が兼て申せし旨に事違わざりし事のミ聞傳  
ふる、今年十二月十日十一月の誤也、玄蕃頭豊(貞徳)氏の家に散衆  
有て、人々多く集り見る、宗矩も爰に行向て、酒宴夾  
なるに、日已に未の終計に成て、宗矩の郎等来り、主  
を呼出て、君は未た知し召れすや、肥前國高来の郡の  
土民・百姓悉くに耶蘇の門徒にて、守護松倉殿に叛き、  
有馬の古城に楯籠る由、築紫より早馬来て告申すに依  
て、板倉内膳殿追討の御使を蒙り玉ひ、早御發向候ひ  
ぬと告る、宗矩さらぬ体にて座に帰て、亭主豊氏に向  
ひ、急きて宿所に飯へき事出来て候、足早き馬借玉へ

しと云へは、鞍置て引立、急ぎ打乗て、西を差て馳行、品川に至て、板倉立過しやと問、今ハ遙に延させ玉ふらんと答ふ、鞍籠を合て馳行、川崎に至て又問へは、板倉殿今二三里も隔たらせ玉ふへしと答ふ、日は既に暮なんとす、詮かた無く引返し城に上る、日は疾暮てけり、近く候ふ人を以て宗矩が申すへき事有て伺候しぬと申ければ、頓て御前に召れて、何事にや参りしと尋させ玉ふ、宗矩畏て、今日或人の許に酒宴し候に、築紫にて耶蘇の逆徒起り、内膳正重昌追討の御使を承り馳向ふと承し程に、仰の旨と稱して止めはやと存し、馬を馳て追懸れと追付す、日暮候故に此由を申さんとて参て候と申、何に依て重昌止めんとはしけるそと仰下され候は、君は一向土民・百姓等か反逆せしと思召なれハこそ追討の御使軽く候ひつれ、凡て宗門に付て起る軍は大事の物候、此定にてハ重昌必討死仕るへし、如何にも計て止めはやと存し候ひしと申す、以の外に御氣色損し、御座を立たたまふ、宗矩次の間に伺候して夜更れと罷出す、此由を聞召て、重て御座に出させ玉

ひ、宗矩を召、重昌討死すへきとハ何故に斯は申そとありし時、宗矩さん候、夫兵の道は勇を以て宗と仕る、勇士は死を恐れず、三軍の士をして悉くに死を恐れさせしめん事は、古の善兵を用る者も及び難しと承りぬ、凡下愚の人法を深く信じ候者は、我法を固く守りて死するを以て身の悦ひとす、是百千の衆盡く期せずして必死の勇士と変するの術にて候、遠く例を引迄も候わす、織田殿の兵威を以て伊勢の長嶋を攻て、多くの大將を討せ、諸卒を失ひ、年を重ねて後、稍々に城を落さる、攝津國大坂の城をハ終に落し得ず、天子の勅命を假て中直りして軍は終て候、三河の國の一揆は近く御家の事候、去し大坂の軍に重昌未だ年若く候時たるも、数十萬奇(騎)の中に只一人撰み出されて大事の御使承つたる者なれば、是等の凶徒亡さんに何事有へき、且は當時御使を承たる上は誰か其下知に背くへき杯思し召れなは、事の違ひ候わん欵、重昌か今少し位も貴く、祿も厚く、又年比重き職をも掌て、常く世にも人にも恐れ敬れ候わんにハ、實に善御使にこそ候へけれ、今の

重昌が身に於て西國の大名等か軍勢を催して城を攻んに、

一應は御使を承つたるに恐れて其下知に従わんに思ふにも似ず、攻飽んで候わんニハ、重昌如何に思ふ共心に任すへからず、其時に至りなば御一門の人々、欵、さらすハ宿老の中を撰て重く御使に差出さるよりあるへからず、さらんに於てハ重昌何の面目有て欵、生て再び関東に帰て見参ニは入候へき、可惜、御家人を失ひ候わん候事、實に惜く候得とも、猶夫よりも御使承たる者を土民・百姓等か為に討せて候と云事は、永き天下の御恥辱とこそ存すれ、あわれ宗矩御免しを蒙らハ、頓て追付て克拵へて召具して帰候へしと、憚る処なく申ければ、御後悔の色見へさせ玉ひしかと、今更に夫も叶ひ難くや思召れけぬ、夜老く更て罷帰て休ミ候得と、御暇給て御前を退出す、後に思ひ合するに、宗矩か申せし処掌を指よりも猶明りに候ひける、此事宗矩蜜に我師にて候者に語りて悔ミしと、我師又蜜に某に語て、今思ふに宗門に付て起る軍ハ大事也と云しは、人の心付なき事也けりと感し玉ひき、

十一日丙午

296 平塞録云、十一日、唐津ノ人數舟ニテ本渡ニ着陣ス、傳

曰、富岡ノ三宅藤兵衛ハ、唐津ノ加勢延引シ、一揆彌自

由ノ由ヲ聞、主人ヨリ被預候城ヲ明ケ、出陣ハ如何ナレ

トモ加勢延引ノ上ハ、手ノ人數ニテ又々鎮メ見ント本渡

ニ出陣ス、其節ヨリ右城ヲ離レテ出陣ノ上ニ、戦ノ勝負

ニ不拘討死ト致覚悟ケルト、後ニゾ人々申合ケルト、唐

津ノ人數モ富岡ニ着船シケレトモ、三宅留守ノ儀故、本

渡ニ一刻モ早々着陣セントテ、明十一日軍勢ヲ進ケル、

三宅藤兵衛本渡ノ押トシテ召連レケル人數

中島與左衛門 陰山仁左衛門 呼子平右衛門

川崎伊右衛門 庭田左近 在々ノ地鉄炮百人

同日、鳥原籠城ノ家老中ヨリ田中藤右衛門ヲ大將トシテ

三會村ノ米ヲ城中ニ運フ、傳曰、藤右衛門召連ル人數

金木善兵衛 金澤角左衛門 佐野惣右衛門

足輕大將 同上 船山奉行  
松田判太夫 高畑次太夫 高橋弥次右エ門

三浦十右エ門 足輕・船手・町人都合四百人

右ノ面々、城近所ノ三會村ニ差遣シ、米七百俵ヲ城中ニ取納ル、元ヨリ三會村モ一揆ノ村ニテ、此間城兵ヲ欺キテ籠城ニ加リ、鉄炮・玉藥ヲ盜テ石火矢ノ挾間ヨリ落失ケル、城中怒リテ三會村ノ百姓相殘ケル者二百人首ヲ刎テ獄門ニサラシケル、城中弥無人数ニ成リ、且糧米モ盡ケル故、一揆ノ村三會ハ夥ク人数相集リ、鉄炮ヲ持參シケレトモ、遠所ニハ小人数ニテ難成、三會村ノ杉谷ト云所ニ松倉家ノ米數十斛有ケレハ、何モ申合せ、必死ニ成リテ四百人ヲ遣ケル、杉谷ニ至テ見レハ、一揆トモハ山々ニ布旗・紙旗ヲ多樹テ並ヘ守リ居ケル故、右ノ人数何モ合戦ノ支度ニテ鉄炮ヲ賦リ、武器ヲ馬ヨリ下リ立セ、杉谷ノ米ヲ運ケル、然トモ一揆如何思ケン、一向鉄炮ヲモ不打出、旗ヲモ不動、遠所ニ集タル計リデ見井タリ、何モ悦ヒ、武家ニ對シテ手詰ノ太刀打ハ思モヨラス、近付得ザルモ理リ也トテ、足輕并ニ雜人ニ米ヲ持セ本城ニ引入ル、

按ニ、藤掛集書ニハ霜月十三日ノ事トス、因テ十三日ノ下ニ載セテ、異聞ニ備フ、

297 星野寛書云、嶋原之城より半里北の方、三會村の内杉谷と申所に松倉家の米蔵十四五軒有之候、此米蔵より三四町を隔候山の上に、一揆共白旗を建置候、城中の衆これを不審致し、足輕三百人餘、十一月十一日杉谷に遣し、一揆ともく襲来べき路筋に備を設相待候へとも、一両日過候ても一揆共出合不申候付、唯見せ旗にて可有之哉、乍然大切之御蔵米城内へ取入之儀可然と、同十四日云々、  
下文十四日の下にあり、

298 平塞録云、同日、寺澤ノ人数本渡ニ至リケレハ、三宅藤兵衛利早速對面シ、此間ノ始末ヲ語リテ、早々所々ニ手番シ、一刻モ早ク狼藉ヲ鎮メント相談シケレトモ、唐津ノ組頭ヲ始メ、何レモ急ニ敵ニ取懸ヘキ色モ無之、村中へ分散シテ休息ノ様子也ケレハ、組頭ノ内三宅藤兵衛兵衛申ケルハ、兔角延々ニテハ叶マシ、拙者一組ハ早々打立、鳥子ノ方へ發向シ、十四日ノ早朝ヨリ上津浦ニ取カクヘシ、段々ニ人数ヲ付ケ寄ラルヘシト申ケレトモ、何レモ急ニ同心無ク、先ツ村々ノ庄屋ヲ呼テ敵ノ様子ヲ聞繕フ、元

ヨリ此邊ノ百姓ハ一揆ト心ヲ合スル、四郎兼テ一味ノ者ニテ、指圖ヲ精ク致シ、妻子ヲ人質ニ取ケル故、惣テ一揆ニ成リケレトモ、態ト何モ申ケルハ、頃日ヨリ大野四郎父子邪宗ヲ弘メ、若違背仕候者ハ急ニ切殺シ候ニ付、先一味仕候、乍然數十年ノ間寺澤公ノ御恩ヲ蒙リ申候我々ニテ、少モ別心不仕候、兩村申合せ、此旨栖本ニ言上可仕候處ニ、若<sup>(上カ)</sup>津浦ニ居申候者押掛、狼藉可仕候ト用心シ、乍存延引仕候、カ、ル處ニ御歴々大軍ニテ御出候上ハ、彼一揆原恐怖テ追々降參可仕候、是ヨリ島子ノ方ニモ御人數ヲ被配ナハ、味方ハ彌勇ミ、敵ハ弥肝ヲ潰シ、何ノ手モナク御勝利ナルヘシト、實々シク欺ケル、三宅ヲ始メ大將何モ安堵イタシ、彼者カ申如ク明朝ヨリ人數ヲ繰リ出シ、島子邊ニ推ント用意ス、

十二日丁丑

平塞録云、十二日、松倉家老中又々昨日ノ通りニ人數ヲ出シ、三會村ノ一揆ト戦テ、松倉家ノ侍敗北ス、傳

云、松倉家侍中昨日安々ト杉谷ノ米ヲ運ヒ、相殘リケル米ヲ今日不殘運ヒ取ント、早朝ヨリ四百人ヲ押出シ、杉谷ニ打向フ處、弥以手ニ立ツ様子モ無リケレハ、右ノ人數大ニ安堵シ、何心ナク人數ヲ乱シ、三會村ニ押入り、下々ハ別テ狼藉ノ振舞也、山々ノ一揆思フ圖ニ敵ニ油斷サセ、本木瓦ノ平ヨリ忍出テ、時分ヲ見濟シ、鉄炮ヲ一放、耳ノ根ニ響ス、松倉侍中スハヤ一揆ノ打出タルト騒立ケル處ニ、兼テ相圖ヲ致ケルト覺テ、村々色々藪陰草間ヨリ鉄炮ヲ打立テ、鬨声ヲ上ケ一度ニ打寄ケル、松倉人數不行儀ニテウカ／＼ト乱入タル事故、各啖居タリ、サレトモ物頭足輕ヲ勵シテ一度ニ打拂フ、一揆ハ大勢故、僅ノ手負・死人ニハ不構、四面ヨリ打カ、ル、侍中ハ鎗ヲ取テ突退ント勵シメトモ、其甲斐ナク討死ノ面々ノ姓名 高畑次郎太夫 高橋弥次右エ門 入江與右エ門 松崎六之丞 船頭 又助 右枕ヲ並テ討死ス、其外ニ手向フ者ハ悉鉄炮ニテ打立ケル、松倉ノ侍中大ニ敗北シ、六具ヲ脱棄テ、赤膚ニテ皆々散々ニ落失ケル、一揆勝トキヲ作テ追カケ、武

具・馬具ノ類ヲ奪取り、其上杉谷ノ餘米悉奪取ケル、

田中宗夫ハ城ヨリ嫡子藤右衛門敗北ノ由ヲ聞テ、多賀

主水ト共ニ救ハント人数ヲ引連レ、三會村ニ推ケルニ、

途中ニテ味方ノ崩カ、ル人数ニ出會シテ、モリ返サン

トスルニ、一揆大勢ニテ長追セス能程ニ備居タリ、返

シテモ利アルマシト、宗夫下知シテ城中ニ引入ル、岡

本新兵衛ハ北ノ櫓ヲ堅固ニ守リ、付入ヲ防ク備ヲ設ケ

レトモ、一揆ハ引取ヌ、一揆度々松倉ノ人数ヲ追崩シ、

武具大分拾ヒ取り、悦フ事大形ナラス、

委安按、此戦ヲ藤掛カ集タルニハ十三日ノ事トシ、又星野

カ覺カキニハ十四日トス、各其日ニ抄載シテ異聞ニ備ル

ナリ、孰カ傳寫ニ誤アラシモ知ルベカラス、

同日ノ晩景ヨリ、寺澤ノ侍方々ニ敵ヲ押ニ出陣ス、傳

云、大島子ノ押へ、但シ小島子迄モ拘ル、

組大將 三宅藤右衛門 並河九兵衛 國枝清右衛門(左)

中島與左エ門 者頭 古橋庄助 林亦右衛門

同小十郎 大矢野助左エ門 同權太夫

九里吉右衛門 庭田左近 小栗左衛門

陰山源左衛門 石川吉左エ門 同理左衛門

呼子平右衛門

右、騎馬十五人・雜兵二百餘人、鉄炮六十挺

柄本ノ加勢

者頭 柳本五郎右衛門 小笠原齋

右、鉄炮四十挺

鬼ノ池但本渡ノ瀬戸口迄拘ル

組頭(余) 澤本七郎兵衛 者頭 渡邊與次右衛門

右、鉄炮二十挺

右ノ外ニモ、或ハ二十人三十人、鉄炮十丁十五丁宛所

々ニ押向ケ、ル故、本渡ノ人数ハ愈以無勢ニナリケ

ル、

300 寛明日記云、十二日、今日島原城ヨリ足輕大將十人組ヲ

引連テ、三會村ノ内杉谷米藏有之、其兵糧ヲ取入レ為出

張ス、此時一揆トモハ山ノ上ニ旗立居ナカラ、不構シテ

米穀ヲ取入サス、



十三日戊寅

301 平塞録云、十三日、一揆ノ大將大矢野四郎、島原ノ一揆千五百人ヲ帥テ天草ニ渡海ス、傳曰、頃四郎ハ島原ニ渡リ、彼方ノ一揆ト評定シ、松倉ノ籠城ノ士卒ヲ悩シ、其外方便アリテ長崎ニ推向ヒ、彼方ヲ一揆ニナシ、南蠻國ヘ人ヲ遣シ、島原ノ城ヲ攻落シ、味方ノ根城トシテ九州ヲ打從ヘ、関東ニ切上ント企ケル、已ニ日ヲ定メテ長崎發足ノ用意專ナリケル処、天草ノ上津浦ヨリ益田甚兵衛使ヲ以テ申送ケル、寺澤ノ侍中此間ノ企ヲ知リテ人數發向シ、大島子・志恒邊<sup>(榊)</sup>迄推寄スル間、早々島原ノ人數ヲ催シ加勢可有之旨ニ付、四郎一揆ト相談シ、千五百人ノ着到ニテ數十艘ヲ揃ヘ、天草ニ押渡ル、島原ノ一揆追々ニ村々ヨリ船ヲ出シ、天草ヘ加勢スル事引モ切ラス、都合四五千人ニ及ケル、今日上津浦ニ至リ、事ノ様ヲ尋ケルニ、所ノ人民唐津勢ヲ随分欺キ、人數分散セシメ、旗本無人數ナリ、

302 藤掛集書云、頃ハ霜月十三日、已ニ嶋子に寄んとする処「上文ハ十日ノ下にあり」

に、嶋原より四郎時貞人數五千計引率し、小船共に取乘、上津浦ヘ加勢す、是ハ唐津勢天草ヘ渡海に付、上津<sup>(浦脱カ)</sup>の者共先達而押寄る由を聞、長崎の行も指置、足本の唐津勢を討取らんと上津浦ヘ押渡る、依之明十四日寄んと定、先者宵深更に及ばず、河内の郷嶋子近くへ人數を遣し、未明に嶋子ヘ可被懸と、濱手ハ嶋原の者共請取可掛、天草勢ハ山手より押懸り、海陸の猛勢一度に凱を作りかけ、前後を取巻責懸らハ、敵途を失ひ、一支もならず勝軍必定也と、其夜ハ嶋原の郷人ハ皆上津浦の落に陣取る、夜も明方云々、下文十四日の下、に抄載する也、

303 星野覺書云、同十一月十三日、岡嶋次郎左衛門・柳本五「上文十日にあり」

郎左衛門両頭に人數百五拾餘人を附而、有栖本村石原太郎左衛門方ヘ遣し、澤木七郎右衛門・渡邊与次右衛門ニ百七拾餘人を付而、龜の河内に致手分、再河太左衛門・關善左衛門・小笠原齊ハ組人數を随ヘ、本戸村ヘ残居惣大將三宅藤兵衛并再河九兵衛・林又右衛門・同小十郎・

中嶋与左衛門・古橋庄助・國枝清左衛門・嶋田十郎左衛門・柴田弥五右衛門、以上九頭上下三百五拾人餘ハ小嶋子村へ押出し候、本戸より小嶋子迄者四里之内一里餘ハ遠千瀉ニ而、満潮ニ者往来難成、北者高山、南ハ海、東西ハ一騎通しの狭道、上津浦江者一里有之候、十三日昼過小嶋子村へ入来、惣大将三宅藤兵衛・武者奉行佐々木小左衛門・奉行川嶋伊右衛門・小川儀左衛門ハ菩提寺ニ宿し、其外の諸頭ハ百姓の家ニ致止宿候、夜に入候得者、菩提寺の和尚出會、何角叮嚀ニ饗應し、和尚被申候者、郷民百姓共の一揆ニ而候ニ付、鎗・長刀・鉄炮を恐、近寄申間敷候間、鎗・薙刀・弓・鉄炮之類を寺門の外に飾置、篝火を焚、御家来衆替る／＼番に被付置、御土方ハ寺内へ緩々被成御休息、明早朝上津浦へ御發向候得と被申候、藤兵衛を始、何れも和尚の御差圖尤ニ候とて、都而の武具を寺門の外ニ飾る、番人を付候、和尚下知致し、寺門の戸廻を堅く詰させ、十七八計なる氣高美敷若衆を相伴に出し、色／＼の菓子・取肴を設、夜の深更迄酒を進め、次の間ニハ門前之若男共數十人を相伴とし、士・

足輕・家来下々迄酒を強て飲せ候ニ付、上下共に前後も不覚酔伏候、兼て巧設し事故、芦塚仲右衛門(茂木村)毛木峠此方の軍備を堂崎對馬に預置、其身ハ銃兵六十人を随へ、早小舟にて上津浦へ来り居、今宵竊に小嶋子近き川内口ニ上津浦の軍兵を集め、軍の手配を致し候、小嶋子村之東大森の際ニ者、天四郎・宗意軒の手勢を備へ、五十餘人を伏置、北濱手よりハ上津浦嶋原の者共舟より押寄、小嶋子村の地下人共ハ我家／＼ニ火を掛焼討致し、女童共ハ手／＼に白布を持せ、今夜より上の山に登せ置、明朝相圖の唄を聞は、白布を旗の如く顯し開を作候へと申合、芦塚が一軍ハ西の方本戸路の側に備を全し、天四郎・森宗意軒を待受、一手の別軍に成り、逃ゆく敵を追討手配なり云々、下文ハ十四日の下ニ抄載す。

304 藤掛集書云、

嶋原之内於三會村杉谷松倉衆一揆被追立事

一嶋原より半里程北の方、三會村の百姓共、前方は御味方可申上旨有之に付、城中へ入、鉄炮・玉葉を渡し、

狭間を守らせ置処に、彼者共切支丹一味故、大筒の狭

間をくゞり、鉄炮を取逃申候を見付、残候者を式三拾

人搦捕、成敗仕候、扱一揆共三會村の後山の上に旗を

立居申候、是ハ三會村の内杉谷と申所に、所の納の米

藏御座候、城中にて申ハ、足輕大將を遣し、備を立置、

藏の米を城中へ取入可然と談合一決して、足輕大將拾

人餘、一組に足輕廿人宛召列、霜月十三日杉谷へ罷出、

備を立、藏の米城中へ取入、其日に一揆共山の上に旗

を立、少も不構躰ニ候、翌日も又云々、下文ハ十四日の下  
に抄載す、但平塞

録ハ此事十一  
日に見ゆ

305 薩本嶋原軍記云、「上文十月廿八日の下ニ見ゆ」牧野傳藏殿・林丹後守殿御替之由承り、

又十一月十三日に飛札ニ而御両所へ申候者、一揆誅伐之

加勢可被仰付哉と申遣云々、豊後府内の御目付衆へ慈眼公より  
如此なり、

306 此時ニ當テ、薩藩ノ家老島津弾正大弼久慶・伊勢兵部少

輔貞昌・鎌田出雲守政統江戸ニ上邸シ、二肥賊乱ノ事ヲ

聞テ、在藩ノ家老ニ飛檄シテ、其詳ナルヲ報告セリ、其

書追テ寫載スヘシ

307 寛明日記云、翌十三日、如右十二日見ユ、人數ニテ兵糧ヲ取

ニ出ト云トモ、不構故深入ス、其時一揆旗ハ不動シテ俄

ニ取巻討ニ、島原ノ人數大ニ敗北シテ走り行クニ、足輕

大將入江平左エ門・高島治太夫・高橋弥右エ門討死ス、

此外雜人少々討死ス、一揆方ノ者モ十餘人討死ス、

十三日、本戸ノ郷人等潜ニ上津浦へ注進ス、是唐津勢小

島子へ出張ノ間可討拂事也、故ニ今日一揆寄嶋子トス、

然ニ四郎時貞五千人ヲ引卒シ、上津浦へ加勢ヲス、是ハ

唐津勢天草へ渡海ニ付、足下ノ唐津勢ヲ討拂フヘキ為也、

308 『正文在文庫』

尚以、江戸より海道筋所々之物主、中國・豊前・豊

後之衆、來年之帰國前ニテ候処、如何候哉、去ル十

一日御暇にて、急ニ被為被上候、何も御譜代衆にて

御座候、其書立遣申候、以上、

急度令啓候、

一先書ニ如申候、松倉殿於家中きりしたんの者共取集り、

城廻焼拂たる由、最前到来候ニ付、松倉殿即御暇被遣  
為被上候、板倉内膳殿・石ヶ谷十藏殿為 上使被遣候

段御國人衆をも可被仰付欵与、大炊殿・讃岐殿へ被得  
御内意候得共、此節者先可為無用之由被仰遣候間、其

段申遣候、然処昨日豊後衆なと小身之御衆へも、以御  
奉書自然人衆入候者、可被申付候由被仰出候、然時者

薩摩之儀者近所之事情間、豊後衆なとよりへ御國へ社  
可被仰渡候間、内々其御用意候而、人衆船兵糧等之儀

被調置、從此方之御左右候へ、即其日被打立候様ニ  
可有談合候事、

一黃門様御病中之儀ニ候条、細々被得御意儀共可難成候、  
左様候而延々与候へ、何事も御をくれ被成、事果てよ

り人衆も参様ニ候へ、公儀之御仕合可為笑止候間、  
物頭衆少々從此方被仰遣候以書立之趣、可為御談合候

事、  
一先書ニも如申候、上使へ無御油断早々御使被進、縦

從此方不被仰出候共、人衆之儀自 上使被仰候へ、早

々可被指遣候事、

一昨晚細川(忠利)越中守殿より、兵部少御用候間可参候由被仰  
候間、即参候処、今月二日ニ肥後迄打立候早打、昨日

参着候間、其趣御年寄衆へ被仰入候、其様子者、天草  
へもきり志たん宗の者共誇出候ニ付、三原宅(重元)藤右衛門尉

方之儀へ越中守殿御親類之儀候ニ付、肥後之家老衆よ  
り藤右衛門尉方へ使を被遣、人衆なと入候へ、可得

其意之由被申候へ者、先々誇候者共之内十七八人程被  
打果候、別所へ一揆之者共集り候て居候間、成敗之人

衆遣候処、皆々方々へ逃散、きりしたんのかしらを打  
留候、先當時者此体候由、返事為被申上候、天草之儀

一揆共弥はびこり候へ、肥後之内にて候間、越中殿  
へ定人衆之儀可被仰付候間、薩摩も近邊之儀候条、人

衆を可被遣候由御申候間、可然候へん哉、為御心得被  
仰候由候間、其段 薩州様へ申上候、猶以越中殿へ被

仰出様被聞召合、從 薩州様茂可被仰上候由候、若々  
御人衆可被遣由候へ、即御注進可有之候、天草にて

候へ、程近儀ニ御座候間、被成安儀候、又御人衆も餘

多者入間敷与存候、御用心之儀候間、有馬へ可被遣御用意にて尤候事、

一有馬之儀ハ、松倉殿城下迄焼拂、城之近所ニ松山御座候ニ、百姓共五百人程罷居、夜るく御城之下へ取懸り、時々聲をあげなといたし候ニ付、城よりも鉄炮を萬事打候躰候、城中よはりたる躰候間、肥後より鉄炮衆を少々遣候へ共、豊後之御横目衆より不被仰付儀ニ者、加勢可為無用之由候間、鉄炮なども船に取籠候而有之由、肥後より注進候、物様之一揆共ハ御城より二三里程引退、古城ニ罷居之由候事、

一越中殿御家中より芦北表之海邊を檢者を以ミせさせられ候処、不審成小船ニ人六人乗候而相着候間、とらへさせ候へ者、きりしたん之本尊を頸ニかけ、彼宗弟之數珠を持候而居候間、如何候而ケ様之体ニ候哉、當座ニ問懸候へ者、何を隠し候はんニ、我者天草大矢野之庄屋ニ而御座候、不紛大うす宗にて候、肥後へ火を付ニ参候与為申由候、今度有馬へきりしたん宗誇之儀者、彼宗御法度之時分より本尊之表具を仕儀、世上ニ恐て

不罷成候処、一夜之間ニいかにも結構ニ表具出来候、是者ていうすの御作にて候、難有候由申渡、それより前ころひたる者ともも、皆々もとのやうに宗を直したる由候、如此候時者、御國なども程近儀候条、色々之才覺を可致候間、被入御念、在々所々浦々ニ迄、不審成者候者、其沙汰可有之候事、

一肥後よりハ、有馬一揆起候ニ付、はや四度注進御座候、其許よりハ未免角不被成儀申候、定早打御使軟可有御進上候へ共、船中にて遅物にて候哉と申事候、将又九州諸國より者、豊後之横目衆へ別而被入念使など皆々被進候、其趣早々爰許へ披露之由、其沙汰候事、

一當時者 黃門様御在國之儀候間、御病中トハ有なから、左様之儀共御油断有間敷候、尚期後音候、恐々謹言、

『寛永十四年』

鎌田出雲守

霜月十三日

政統(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

弾正大弼

(島津) 久慶 (花押)

(島津久元) 下野守様

(川上久國) 川左近將様

(山田有米) 山民部少様

(三原重隆) 三左衛門佑様

人々御中

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一一五号文書ト同文ナリ)

309 『正文在島津市之丞忠祖』

おかたへあまりく無音申候間、一ふてとりむかひ、  
それより申候へく候、又ひこをもてへ松くらとのゝ内、  
ことの外なるいつきおこり候て、しろのうちまでやき  
はらひ申よし、くハしき事いかさまやかてちうしん候  
する、めつらしき事共まで申候、かしく、

『寛永十四年』

かもし

まいる

(イ) (イ)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一一六号文書ト同文ナリ)

十四日己卯

310

平塞録云、十四日、島原・天草ノ一揆海岸ヨリ推寄、  
寺澤侍中敗北シ、富岡ノ大將三宅藤兵衛討死ス、即晚  
(重利) 寺ノ侍中富岡ニ籠城ス、傳云、寺澤ノ侍中一揆ノ調議  
(沢脇カ) ニ乘リテ、一向ニ用心モナク過シケルカ、大島子ヨリ  
一里ニシテ小島子アリ、若萬一敵ノ逆ヨセスル事モ難  
測トテ、呼子平右衛門ニ鉄炮四五挺持セ、十一月十三  
日ノ夜上津浦ノ境ノ山ニ指遣シ、一揆打出ル事モアラ  
ハ相圖ニ鉄炮ヲ打ヘシト約束シテ、山ニ上リ、遠見ヲ  
付ケテ居タリ、明ル十四日、四郎父子ヲ兩大將トシテ  
天草・島原ノ一揆ヲ引具シ、未タ夜モ昧キ比ヨリ、海  
陸一同ニ推寄スル所ニ、遠見ニ付置タル奴原モ、四郎  
一味ノ事故出迎テ、唐津勢油断ノ鉢ヲ申聞セ案内スル  
故、呼子平右衛門更ニ敵ノ打出タル事ヲ不知、一同ニ一  
揆近付タルヲ見付テ、相圖ノ鉄炮ヲソコノニテ打テ、  
島子ノ方ニ駆返ル、天草ノ一揆七八千山ノ手ヨリ下シ  
カケ、島子村東ノ口大森ノ下ニ押詰ル、島子ノ一揆モ

二三千人海ノ中ヨリ一同ニトリ上リ、濱邊ヲ廻リテ前  
後ヨリ取包、都合一萬餘人聞ノ声ヲ揚ケル故、唐津勢  
驚キテ六具ヲシメントシ、鎗ヲ奪イアイ、炮玉ヲ尋ネ、  
大略ハ赤裸ニテ刀許リヲ取テ周章ル処ヲ、案内ノ一揆  
故鉄炮稠ク打立テ、脚下ヨリ一文字ニ突テ掛リ、唐津  
勢ト相戦フ、侍中夜モ明果テ四方ヲ見遣ケレハ、山々  
ニ白旗數不知立並ヘ、次第々々ニ推寄スル故、中島與  
左エ門・國枝清右エ門(左)、組ノ足輕ヲ引連レ一番ニ逃失  
ケル、中島ハ直ニ在所河内村(浦脱カ)ヘ引取り、他國ヘ逐電ス  
ルトモ聞エケル、國枝モ同ジク跡ヲ昧シケル、其外ハ  
島子ノ侍中何トソ一先逃レ、本渡ノ味方ト一手ニ成リ  
テノ里(重テカ)テ恥ヲ雪メント、右往左往ニ乱ケル、島原ノ一  
揆原ハ西ノ方本渡ノ道ヲ取切り、天草ノ一揆原ハ案内  
者故、詰リ々ニ馳廻リテ、筒先ヲ揃テ打立ル、寺澤ノ  
侍石川吉左衛門ヨク働テ深手ヲ負フ、其外手負・死人  
夥シク見エニケル、此躰ヲ見テ武者奉行並河九兵衛・  
林又右衛門・同小十郎・小栗左エ門四人、申合せ踏  
止リ、敵ヲ突立テ、郷民ヲ四五人手ノ下ニ殺シケル、

其間ニ侍中ヤウ／＼ニ本渡ノ方ニ引取タリ、四郎父子  
下知シテ遠鉄炮ニテ打ケル故、右ノ四人何モ被打倒、  
三人一所ニ打死ス、並河九兵衛ハ深手ヲ負テ倒レケル  
ヲ、家來負肩テ引退ケレトモ、是即晩ニ相果ケル、夫ヨ  
リハ手向フ者ナケレハ、一揆彌勝ニノリテ、雜兵二十  
餘人ヲ討取り、首途ヨシト悦ヒケル、組ノ大將三宅藤  
右エ門ハ大島子ニアリケルカ、敵ノ寄ヲ聞テ、組勢ヲ  
揃テ打出ルニ、早ヤ先手ノ侍中散々ニ乱テ、本渡ヲ指  
テ引来ル、敵モ引續キテ追カクル、何レヲ何レト見ヘ  
分ス、藤右エ門モ啖レテ控ケル處ニ、陰山源左エ門朱  
ニ染タル鎗ヲ持テ、藤右衛門ニ申ケルハ、百姓大勢故  
手ニ餘タリ、本渡ニ引取り御支ヘ可然ト申ス、藤右衛  
門然ラハ拙者後殿スヘシト後陣ニ下ル、相續テ石川理  
右エ門後ヲ固メテ引取ル、島子ヨリ本渡迄三里ノ程敵  
隙ナク追ケレハ、三宅・石川返シ合テ、突ノケ／＼致(逃)  
ケル故、急難ヲ逃レテ本渡ノ瀬戸迄引退キケル、折節  
千汐故惣勢一同ニ打渡ル、一揆ハ島子ノ戦ニ利ヲ得テ、  
武器・糧米打捨テアリシヲ拾取りテ、勇ミ悦、四郎父

子下知シテ此競ニ本渡ノ瀬戸ヲ渡リ、一向ニ平攻ニ踏潰セトテ、途中推合、叫喚テ潮干ノ渡ニ押寄ル、澤木七郎兵衛・渡邊與右エ門此所ヲモ守ケルカ、島子ノ侍中引モ切ラス逃通候中ニ、三宅藤右衛門島子ヲ切抜ケ、本渡ノ瀬戸ヲ渡リテ、澤木ニ向ヒ島子ノ様子ヲ荒々語リ、拙者爰ニテ一支ト存スレトモ續ク勢モナシ、本渡ノ味方ニ早ク知ラセ、敵ヲ途中ニ待受テ、十死一生ノ格ニテ戦シ、各モ本渡ニ引取り可然ト申捨テ引退ケル、澤木組ノ者ニ申ケルハ、拙者此所ヲ請取りテ張番シ、イカニ強敵迎モ、未旗色モ見ズシテ聞逃センハ、武士ノ本意ニ非ス、成長ケ防見シ、各モ一入出精頼入候トテ、上下五十余人ヲ藪陰ニ匿シ、渡辺カ組ノ鉄炮ヲ瀬戸ノ頭ニ備へ、一揆ヲ待ケルニ、時モ不移一揆七八千人手々ニ得物ヲ提テ、潮干ノ渡リニ推カ、ル、渡邊是ヲ見テ一同ニ連ルヘ打ヘシト、二十挺ノ鉄炮ヲ打カクル、浮矢ハ左マテ無リケレトモ、一揆大勢故、目ニモ掛ス押上リ突テ掛ル、足輕二ノ玉ヲ打ニ隙ナク、一同ニ崩レタツ、一揆追カクル處ニ、澤木一組物陰ヨリ横ニ

突テカ、ル、渡邊モ返合セテ戦ケレトモ、百人ニ不足ノ事故、一揆混押ニ攻カ、リ、鉄炮繁ク打ケレハ、兩人ノ組二十余人目ノ前ニ打倒サレケレハ、澤木・渡邊モ詮方ナク、後日ニ遺念ヲ晴サント、本渡ノ方ニ引取ヌ、本渡ノ侍中ハ、スル事ハ一向ニ存寄ナク、各ウチ耳キ宿々ニ見舞テ物語シ、酒ノ會・茶ノ會ニテ打過ケル、三宅藤兵衛ハ本渡ノ廣瀬村ニ滞留ス、折節薩州ヨリ一揆見廻ノ使者来リシカハ、十四日ノ朝船中ニテ振廻致炮足輕五人相付ラレ遣サレタル時ノ事ニテ、此ニ云ヘル使者ハ貞資シケル処ニ、△一揆島子に打出たる注進ありけれナルヘシ、八月八日并十七日 家久公ヨリ 御老中ニ御届ノ御狀、且又十一月十五日伊勢貞昌ヨリ相良清兵衛ニ遣サレシ書中ニモ、此スル處ニ島子ノ侍中散々ノ様跡ニテ轉ヒ倒レ、一揆夥使此軍ヲ見タル事ヲ云ヘリ、貞資ノ自語ト考合スレバ明白也シク、様子ヲ語モ敢ヌ程ナレハ、右往左往ニアハテ、本渡ノ士ト島子ノ士ト混亂ス、備定モナキ内ニ數百挺ノ鉄炮ノ音シテ、早ヤ本渡ノ追戸ロヲ推渡リ、一面ニナリテ近ツキヨル、潮干ノ節故、本渡ノ船遭退ルトモナラス、船頭新助船底ヲ打抜キテ、水船ニシテ捨置タリ、大將三宅藤兵衛ハ本渡村ノ上ニ備タリ、嫡子藤右衛門島子ヨリ帰り、濱手ニ備タリ、本渡村ヨリ海邊ヘ



ハ六七町ニテ横ニ三町ノ地形ナリ、並河大左衛門・渡邊(次脱カ)與右衛門・関善右衛門・島田十郎左エ門・柴田弥五兵衛五人物頭ハ組ノ足輕ヲ召連テ、胴勢ヨリ三町程張出シ、百挺ノ鉄炮ヲ一面ニ備テ、寄タル敵ヲ打立ル、此時一揆大勢討レ、白ミカ、ルヲ見テ、並河・島田ノ両人士大將岡島次郎左衛門へ使者ヲ遣シ、早々人数ヲ寄セラレ、土ノ鎗ニテ突崩シ可然ト申遣シ、采牌ニテ同勢ヲ招キケレドモ、何モ進モノナシ、島田傍ニ関原(岡)彦衛ト云士居タルヲ以テ、同勢ヲ呼ニ遣シケレトモ、一人モ不來、並河傍ニ古橋庄助小島子ヨリ懸リケルニ談シケルハ、今敵ノ備へ打白サレ亂カ、ル、此時土ノ備横ヲ入ルヘシト申遣タキ由ナレハ、古橋同意シ、早速岡島二郎左衛門へ申達ケレトモ、一人モ不前、並河腹ヲ立テ、大音ヲ揚ケ、我等後詰ヲ可致、何モ一同ニ御進ミアレト申セトモ、素ヨリ臆病ノ組頭故、組勢一人モ不進シテ、却テ引色ニ見ヘテ、旗ノ手モ働キケリ、四郎父子此由ヲ見テ、一同ニ進テ切り崩スヘシト下知シ、一揆ヲ二ニ押分ケタリ、一手ハ村ノ上ノ古城山ニ

登セテ、唐津勢ヲ目ノ下ニ見テ、一同ニ関ヲ揚ケテ鉄炮ヲ打カクル、唐津ノ侍中何モ驚天シ、組頭岡島二郎左エ門一番ニ崩レテ逃ケ散ル、三宅旗本ヨリ是ヲ見テ、家来青木専左衛門ヲ差ツカハシ、是非ナキ御振りニテ候、急キ御返候ヘト申送ル、青木追着テ右ノ趣ヲ申シケレトモ、岡島聞ヌ振シテ急ク故、馬ニ取付テ悪口致リ野茂ニ至隠ル、青木ハ返ツテ其趣ヲ主人ニ申ケレハ、三宅藤兵衛、人ハ菟モアレ我等ハ一足モ退クマシ、ト馬ヲ進ム、時ニ岡原彦兵衛馬ヲ乗ヨセ、流石明智殿程御座候、ユ、シキ御武者振ト譽メテ相從フ、藤右衛門(兵衛ナ)二男新兵衛ハ父ノ陣前ヨリ一町計リ村下ニアリ、藤兵衛心許ナク思ヒテ、青木専左衛門ハ是ヨリ新兵衛ニ附添ヘシト下知シテ差遣ス、何モ唐津勢散々ノ跡ニテ、逸足ヲ出シ逃去ケル、三宅藤右衛門ハ濱手ニ備ヘテ防ケル處ニ、岡島一備崩レ立テ、惣敗軍ニナリケレハ、是モ引立テ、直ニ富岡ノ方へ打入ケル、弟新兵衛モ引立ケルガ、本渡ノ西廣瀬村ノ小川ヲ越ケルニ、向ノ岸

ニテ騎タル馬、鉄炮ニ中リ倒レケレハ、新兵衛馬上ヨリ岸ニ飛上ル、其時青木専左衛門(右)諸方ヲ見廻シケレハ、半町程側ニ乗馬一匹・中間二人ニテ引立タルヲ見付、走寄リテ誰人ノ馬ト問フニ、岡島二郎左衛門乗替ノ由答シカバ、馬取りヲ打拂ヒ奪取ツテ新兵衛ニ遣シケル、敵間近ク追カケシヲ、家来橋本惣右エ門返合セテ、敵一人突殺ス、木戸半四郎モヨク附添テ敵ヲ追マクリ、志岐ノ方へ人數ヲ打入ケル、斯く何モ亂レ立テ、前後忘却ノ躰ナリシニ、三宅藤兵衛ハ今日ヲ最後ト極メシ故、手勢少々残リケルヲ前後ニ立テ、高所ニ馬ヲ騎留メ、旗ヲ押立テ、高聲ニ拙者爰ニテ小返シスルゾ、只今▽㊦各も返され候へ、左もなくハ後日に何の面目に人に△出遇へキト恥シメケレトモ、侍中何モ不聞入逃散處ニ、佐々小左衛門千石・河崎伊右エ門七百石・金井十兵衛三百石・佃八郎兵衛・細井源之丞二百石、五人ノ侍三宅カ雜言ニ恥テ留リシカハ、都合三十人餘一トカタマリニ鉄炮打セテ防ケル、然トモ一揆大勢故、討ル、者ヲ見遣リモセス踏越シ近ヨル、五人ノ侍申合セ、三

宅ト共ニ多勢へ切入ツテ、駆廻／＼テ向フ者ヲ突殺シ、斬リ殺ス、流石名アル面々最後ノ働ナレバ、一揆モ開キ靡テヨリツカス、只取巻テ鉄炮ニテ打倒ス、佐々・河崎・金井・佃四人一處ニテ討死ス、細井ハ深手ヲ負テ働エス、大將三宅藤兵衛ハ切腹ス、行年五十七歳也、家来此節マデ附添テ討死セシ面々ハ、吉浦兵右衛門乙名年四十七・山本五郎兵衛・桑原久作・草履取り吉藏上下五人、一足モ不退討死致シケル、一揆ハ三宅ヲ討取りテ悦事不大形、其儘首ヲ取りテカケ置ケル、四郎父子右ノ本渡ノ戦七ツ時終ケレハ、終日ノ戦ニ人數ヲ勞シケレハ、其夜ハ一萬人大矢崎ニ一宿ス、島子・本渡ヨリ引取ケル軍兵ハ、午未ノ刻ヨリ夜ニ入マテ段々ニ富岡ニ打入ル、原田伊豫後殿タリ、或ハ長岬・野茂・樺島ノ方ニ船ニテ落ル者モ多カリケル、三宅藤右衛門ハ富岡ノ町口冬切リト云処ニ柵ヲ附ケ、逆茂木ヲ引ケル、此冬切リハ富岡ノ襟リニテ、前ノ志摩守殿天草巡見被致候節、若シ當所ニ變アラハ此所ニ柵ヲフリ、富岡へノ口ヲ相堅メ可然ノ由被申ケルヲ、藤右衛門聞及ケル

故ニ、此處ニテ一禦キ可致ト柵ヲツケケレトモ、外ニ同心ノ組頭モナカリケレバ、此所ヲ捨テ、三ノ丸チ、藤兵衛屋敷ニ打入ケル、原田伊豫・三宅藤右衛門下知シテ、船一艘モ城下ニ不置、城ノ後口曲リ崎ノ内浦ニ繫カケヲキ、敵ニ一艘モ取スマシキ旨、堅ク船頭ニ申附ケル、船頭内山彦右衛門ハ城内ニテ働キ度旨ヲ申達シ、同役小牧善右衛門ニ支配ヲタノミケル故、堅固ニ相守リ、一艘モ敵ニ不取セ、十四日ノ晚、富岡ノ城下九里六兵衛宅ニ侍中集リテ、富岡へ箆城ノ相談ス、然トモ大將藤兵衛ハ打死シ、萬事不調様子ナレハ、箆城シ重テ攻落サレ見苦シキ躰ニナランヨリ、一向ニ天草ヲ捨テ、唐津ノ根城ニ引取り可然ト中人モ多カリケル、何レ評定不一決故、侍中ヨリ本渡ノ軍目附大竹加兵衛ヲ城中ノ藤右エ門・新兵衛ニツカハシ、箆城ノ儀相窮ムヘキヤト尋ケル、藤右衛門返事ニ、各ハ如何様トモ御分別次第ナリ、我等兄弟ハ亡父藤兵衛居住仕タル儀故、當御城ニテ討死之覚悟ニ相極候ト申ケレハ、何モ一同ニ箆城ニ相窮ル、サテ箆城ノ一味連判可然ト、並河太左

衛門頭取ニテ會議ノ衆中連判ス、當所ハ如何ト問フ、太左衛門此儀ヲ申出タルハ拙者ナレハ、拙者ニ御當テ可然ト申ス、何モ同心シテ太左衛門ニ當テ連判ス、其後並河是(是)ノ申立テ仕、殊ノ外自慢シケレバ、各口惜ク思ケル、此内ニ三宅・原田ハ城中ニ在ケル故、連判ノ名ニ不入、扱箆城ニ大將ナカリテハ如何ト各申ケル、其内ニ大身ト云ヒ、家柄・年齢・今日ノ武功旁以テ、原田伊豫ニ勝ル人アルマシト、侍中推テ原田ヲ大將ニ致ケル、サテ原田下知シケルハ、箆城ノ法ハ本丸・二ノ丸・三ノ丸何モ持キリニ可仕候、イツレノ丸ヲ攻候トモ、互ニ助合候へバ城中ノ騒働ニナリ惡敷候、面々持口切りニ働キ、縦ヒ攻落サル、トモ不助合、戰ノ日ハ惣躰城中水ヲ大切ニ仕、無用ニ遣イ捨間敷候、大釜ニ火ヲ燒キ續ケ、赤飯ヲ拵、一城中老若ニ太ク拵(備)リテ、三ツ宛可配ト委細ニ下知シ、大筒發煩シキ挾間毎ニ配リテ、無残所手當シ、伊豫其夜ハ城外ヲ見廻リテ箆城ス、誠ニ伊豫ハ武功ノ人柄、知勇拔群ノ働ナリ、

城中持口ノ人數配リ姓名

一本丸ノ大將原田伊豫種正 原田主馬 原田又助 島田

▽右同△

使番

▽鉄砲頭△

十郎左衛門

関善左エ門

呼子平右衛門

津田

五郎八

古橋權太夫

大竹新助

古橋庄助 三宅加右

衛門

徳賀孫左エ門

同七左衛門

田代八左衛門 河

添茂左エ門 同市左衛門

上月六右衛門

能勢彌次兵

衛 草場甚兵衛 上月善左衛門

徳賀一郎左衛門

田

代七兵衛 有浦次右衛門

同清五右衛門

大槻九郎右

衛門 林休意 九里六左衛門

津田與右衛門

九里吉

左衛門 庭田左近 草津七左衛門

川添傳右衛門

津

田又右衛門 中村彌八郎

津田九兵衛

横田三藏 島

田與次右衛門 大塚七左衛門

傳意 傳心

松本七左

衛門 村瀬善兵衛

右諸侍自分鉄炮五拾挺合テ九十挺

二ノ丸大將澤本七郎兵衛

並河太左エ門

山田孫太夫

稻葉四郎左衛門 福永六左衛門

同長助

山原作左衛

門 野藤助之進 上月八助

鹽田市左衛門

同半之允

井上覺右衛門 松崎朴菴

鐵砲頭

同上

同丸北ノ塀下岡島七郎左衛門

鐵砲頭

柴田彌五兵衛 古橋源左

衛門 岡井半太夫 大津一郎左衛門 松村伊右衛門

岡原彦兵衛 戸田覚右衛門

鳥飼所右衛門

同丸南ノ塀下岡島二郎左衛門

逐電故同名七郎左エ門

鐵砲頭

齋 古河傳右衛門

同九市郎

中川才右衛門

美濃部

五郎右衛門 柴山山三郎

廣瀬七兵衛

大塚九右衛

門 河岸儀右衛門

戸田嘉左衛門

田伏次右衛門 九

里加兵衛

三ノ丸大將三宅藤右衛門重利但父藤兵衛

柳本五郎右衛

門 渡邊與次右衛門

三宅新兵衛

蔭山源左衛門 山

本才三郎 松本安右衛門

中村吉藏

西川弥二右衛

門 吉田六左衛門

石川利左衛門

松元七左エ門 山

口清右衛門 山原作右衛門 内山彦右衛門

都合籠城ノ侍九十二人、鉄炮合テ二百挺餘

外ニ真言宗 龍福寺 作藏主 珍玉

觀音寺

山伏

町人五拾人程妻子共ニ籠城ニ相成ル、

藤掛集書云、「上文十三日にあり、夜も明方ニ如定海手山手一同に押寄る、

小嶋子の唐津勢ハ郷人原とおもひ、油断有之、然共上

の山に遠見の者五六拾人附置といへ共、所の者にて有之故、敵一味の事なれへ速々注進す、俄の事にて、唐津勢取ものも取あへず騒ぐ處に、上の山より小嶋子東の口大森の際へ五六千一度に押寄、海手よりハ嶋原の一揆共船にて是も五六千打上り、東北の一揆凱の聲をあけ、討て懸る、一揆共の謀ことに、女童にハ白布・白旗を拵へ、後にさゝせ、或ハ左右に持せ、耆人に旗三本宛持せ申に付、海山皆夥敷敵と見候、此時小嶋子の地下人我家に火を懸る、嶋原より加勢の一揆共ハ、四郎の下知にしたがひ働に、不構本戸へ道を取切る、西の方へ廻る彼等ハ多勢、殊に地形の嶮難を好しるに付、寺澤勢不叶敗軍する、本戸を指て逃るも有、南の高山に上り、栖本の方へ落行も有、其中に並河九兵衛・林又右衛門・小十郎、其外貳拾四人ハ踏留り討死す、其餘悉く本戸へ敗軍なり、四郎時貞勝凱を作り、其足にて直に本戸へ押寄せ、三宅藤右衛門など漸々引取、瀬戸を渡り、亀の川に居たる沢木七郎兵衛・渡邊與次右衛門此由を告、本戸へ引取、澤木も敵大勢なれ

ハ本戸へつぼむ、渡邊與次右衛門ハ四人の足輕大将に掛る、然處に一揆共味方を追立、本戸の瀬戸口へ来候故、鉄炮にて打せ候者共、並河太左衛門・渡邊与次右衛門・<sup>(京之)</sup>瀬木善左衛門・嶋田十郎左衛門・柴田弥五兵衛也、霜月十四日、右五人の者共胴勢より貳三町先へ出、山際より海端まで一面に鉄炮立打せ候、山際には並河太左衛門、海端には嶋田十郎左衛門罷在、敵を打すくめ申候、然共いつ迄かやうに鉄炮迫合可仕候也、胴勢詰掛合戦仕候ハ、好候ハんと、組頭共へ使を遣し、再拜にて扣候得共、耆人も詰掛不申候、十郎左衛門居申所海際ニハ岡原彦兵衛居申に付、彦兵衛胴勢呼に跡へ参候、太左衛門居申所に、古橋庄助小嶋子より引取参居申に付、庄助を胴勢呼に遣し候得共、胴勢後詰不仕候ニ付、太左衛門申候ハ、我等参り詰させ可申与胴勢の方へ参り、何れも先へ詰候得の由申候得共、不承引候故、太左衛門乗返し申時はや、胴勢敗軍仕候、是ハ先にて鉄炮迫合仕内、敵跡勢を山の後より廻し、胴勢の居申山の上へ取上る、其上本戸の郷人共兼々相圖

ゆへ、手毎に我が家に火をかけ、前後左右を囲ミ、凱の聲を上るに付、唐津勢案に相違の事なれハ、一戦にも不及悉く四鬼の方へ敗軍する、五人の足輕大將共も無是非富岡へ引取申候、太左衛門本の備場へ立帰り、扱退申候、此時本戸にて討死仕候者共、三宅藤兵衛三千石・佐々小左衛門千石・並河九兵衛千石・林又右衛門千石・同小十郎三百石・小川儀左衛門百石・川崎伊右衛門四百石・細井源之丞貳百石・今井十兵衛三百石・佃八郎兵衛・小栗左衛門、此外も有之、太左衛門ハ毛木根より船に乗、惣勢より一跡に夜の五ツ時に富岡へ参候事、

富岡籠城の事

一霜月十四日の晩、富岡の城へ何れも帰り、足輕大將共古橋庄助家へ寄合、籠城可仕旨申合候、五人の者共ハ並河太左衛門・渡邊與次右衛門・関善左衛門・嶋田十郎左衛門・柴田弥五兵衛、此者共一圖に籠城に究候得共、残る組頭共唐津へ引取可申旨談合仕候故、五人の者共と申分杯御座候、然處に原田伊織(豫カ)五人の者共居申

所へ参り申候者、何れも唐津へ引取可申談合ニ付、各ハ籠城可被仕旨尤ニ候、我等儀も籠城究候、三宅藤右衛門傳言申候者、我等其元へ参り談合可仕候得共、今日藤兵衛討死故妻子取乱申候付、是に罷在候、籠城の儀我等も其通に候由申候、残る組頭共是を聞、何れも一味仕籠城に究候、右五人の外ニ岡崎次郎左衛門・同名七郎左衛門・澤木七郎兵衛・原田伊豫・大竹嘉兵衛・種田平右衛門・浅井卜庵・岡原彦兵衛・呼子平右衛門・古川傳右衛門・同九市郎・川岸茂右衛門・柳本五郎左衛門等也、此五郎左衛門は、本戸迫合の時も富岡籠城の談合の時も栖本より翌日富岡へ参り、何れも同前に働申候、此富岡の城と申ハ、分内せばく候得共、世間無隱要害堅固の名城也、其上城内に大石火矢・大鉄炮を矢さまくんに仕掛置、一揆共其夜付入に取懸候ハ、落城無疑候得共、五日延引して云々、下文ハ同十九日の下に抄載す、

又云、於三會村杉谷松倉衆一揆被追立事の内に細く十三日の下にあり、翌日も又右の通に米取入候得共、

敵一系不構体ニ候故、味方油断して足輕共三會村へ廻り、林の中より人数を下ケ、三會村の在所へ凱をあげ、押込味方の備所へ懸り申候間、足輕共悉く致敗軍候故、歴々の侍共も被追立、城際まで逃申候、惣崩にて見苦敷様子、足輕大將入江与左衛門・高昌次郎太夫・高橋弥次右衛門杯、取て返し討死仕候事、

312

星野覺書云、大切之兵糧米城内へ取入之儀可然と、同十四日、数十騎の夫馬を寄せ、蔵米を出し、城内へ運入用意候處、一揆共百五六拾人計山陰より顯れ出、四五町の遠間より大筒の鉄炮を透間なく打懸候ニ付、松倉勢備しとろに乱立候を、土頭岡元与兵衛・高畑次郎太夫等走廻り、備をまとめ、足輕鉄炮を打出候様に致下知候折節、あられまじりの雨降出し、火繩を打消、鉄炮難用候ニ付、平押ニ掛り、鎗を入候得と下知いたし候処、一揆方の備の上に俄に黒くおゝひ形もさたかに見得ず、其下より大小鉄炮を打出候事、最前よりも手しけく、雨雹を不厭絶間なく打出候ゆへ、少時の間に餘多死傷いたし、残候者

ハ首を地を付ケたる儘ニ而動候事不成候、其間ニ一揆共蔵米を奪取、寄集候夫馬ニ負せ引取候、此時岡本与兵衛・高畑次郎太夫・青木兵蔵、其外曆々の士無殘戦死ニ而候、

又云、偕夜ほのくくと明方ニ、唐津衆の出置候遠見番の百姓共、一揆一味の者共ゆへ、時分を見合貝一聲を吹出候者、ひとしく山上に白旗ミちくく、大勢鬨を發候、睡居候唐津勢、耳本に聞得候時の聲に驚、目をすりく起出候へ者、野も山も白旗数かきりなく、大軍の敵致充滿候ニ付、前後途に迷ひあわて騒候中にも、寺内へ致宿候衆起上り見廻候へハ、寺僧を初め一人も不相見得、稱數戸さしたる□廻をやうく打明、外ニ立出候得者、飾置たる武器一種も無之、組子・同心・家来・又者うるたへ廻り、上を下へと乱騒候処を、東ハ大森の際より一軍あらはれ出、北濱よりハ兵舟を漕寄、両方より大小鉄炮を透間なく打懸ケ、村中の人家燃あかり、火の烟吹まくり、郷民共棒類・切木を以打倒追詰候故、總軍ひた崩にくつれ立、南之高山ニ登り、栖本之方へ逃茂有之、西の方本

戸村をさして逃も有之、見苦鋪次第ニ而候、大将三宅藤兵衛を初討もらされたる物頭共、本戸村之方を志し逃行候、路の側に一軍備を圓めおり敷居、真先に天主將軍四郎時貞と黄色の絹に黒大文字ニ書たる旗を押立、其下ニ二八計の若武者乱髪ニ紫の絹ニ而鉢巻し、金の采幣を取て床机に座し、右脇ニ白麿を取たる法師武者、左脇ニ火おとしの鎧に白襦を着たる武者、共ニ床机にかゝり、威儀堂ノと控居候、脇道に曲候方無之候ニ付、無是非間近く逃行候、脇目に望見候へ、少年の大将ハ夜前相伴ニ出候若衆、法師武者ハ菩提寺の和尚、平日の總髪を新(削)に刺落したる宗意軒、左脇の大将ハ芦塚仲右衛門ニ而候、臆氣の付たる唐津衆、是を見、鼠の猫に逢たる如く、脇をよぎり、我先にと逃行候を、二三町やり過し、四郎時貞・芦塚仲右衛門両手ニわかかれ、一手ハ急ぎ、一手ハしさり、関を作り、太鼓を鳴らし、本戸迄の間つまりノに追詰、物頭とミる敵を悉く鉄炮ニ而鞆ひ打に打落申候、(並)再河九兵衛・林又右衛門・同小十郎・佐々木小左衛門・(併)今村十兵衛・小川儀左衛門・川崎伊右衛門・小栗左衛門

門・細井源之丞・佃八郎右衛門を初、馬に乗而引退衆ハ、残なく鉄炮の的ニ成被打落候、此外逃延候士卒やうやく瀬戸を越し、本戸村へ引入、龜の川内ニ居候澤木七郎兵衛・渡邊与次右衛門も先達而本戸へ引取、本戸へ控居候、(並)関・小笠原・再河太左衛門何れも一ツに成り、本戸村之海際より山之下迄鉄炮の足輕を一面に備、追來る敵を相待候、四郎・仲右衛門か備瀬戸を越し、此躰を見分、おり敷三四町を隔候間より迫合を始候、一揆ともの鉄炮ハ拾匁目玉以上、殊に自在に手練いたし、遠町の當り(マ)を試得たる者に而候故、不當玉は無之、唐津方の弓・鉄炮屈さる間に悉打挫申候、(並)再河太左衛門・関善左衛門・嶋田十郎左衛門杯走廻、跡ニ控居候士与へ、弓・鉄炮の迫合つまり候間、兼而心懸有之衆進寄、一番鐘・鐘脇・鐘下の功名を被相勵候ハ、此塩合ニ候と致下知候ニ付、何れも足輕之跡を詰押寄候処を、一揆方大小鉄炮を倍し、猶きひしく打越候付、士与鐘を持たから地におり伏、一足も踏出候事ならず、的に成而被打挫候、左候間ニ本戸村之百姓共家ノに火を懸、捧類・切木を以後よりたたき



懸候故、唐津衆崩立、富岡之城をさして逃行候を、四郎・仲右衛門両手軍備を全して、城涯近く迄致追討候、此時總大将三宅藤兵衛を始、歴／＼の衆残なく討取候、時既に申の刻に及候ニ付、四郎・仲右衛門貝鐘を吹ならし軍を收め候云々、

313

平塞録十九日ノ傳云、切支丹ノ一揆トモ去十四日本渡ノ戦ニ思マ、ニ勝利ヲ得、三宅藤兵衛始歴々ノ侍多ク討取り、悦勇事不大形、四郎申ケルハ、頃日ノ戦ニ一旦勝利ヲ得候、乍然此分ニテ捨置カハ、敵又蘇リテ、多勢ヲ催シ打出ナハ、防クニ隙ヲ取ルヘシ、唐津ノ臆病侍トモ未兔角ノ了簡附ザル内ニ富岡ノ城ヲ攻落シ、根城ニ定メ、宗門開基ノ場近郷ヲ伐隨へ、足弱者ニ安堵サセン、各如何ト申ケレハ、何モ一同ニ致承知、左アラハ人数ヲ寄スヘシト、一萬人ノ百姓ヲ五千ニ分ケ、一組毎ニ頭ヲ定メ、十一月十五日ニ評議ヲ決シ、深江村ヲ打立テ云々、十六日下アリ、ニ下文ハ

314

寛明日記云、十四日、夜ノ未明ニ一揆等小島子ニ押寄、唐津勢ハ油断ノ躰ニテ大ニ騒動ス、一揆ハ自山之手五千余人、海手ヨリ五千余人、東北ノ一揆揚凱打掛ル、寺澤カ人数無程敗北ス、落行勢ノ中ニ並河九兵衛・林又右衛門・同小十郎、其外廿四人ハ蹈留リ討死ス、四郎時貞勝鬨ヲ揚、直ニ本戸へ押寄、故ニ本戸ニテ並河太左衛門・渡辺與次右衛門・同善左衛門・島田十郎左衛門・柴田源五兵衛或ハ弥等、山際ヨリ海鱈マデ百挺ノ鉄炮ヲ立放シム、斯テ鉄炮放シモ詮ナシ、胴勢ヲ呼ヒ合戦仕レト、組頭へ使ヲ遣シ候へトモ、胴勢不来、太郎左衛門自身乗返シ、胴勢ヲ呼ニ行ニ、早胴勢敗北ス、是ハ先手鉄炮迫合之内ニ後へ一揆寄シ故也、唐津(志岐)勢四鬼ノ方へ敗軍ノ五人ノ足輕大將無是非富岡へ引取候、此日於本戸討死仕者ハ三宅藤兵衛三百・佐々小左衛門千・並河九兵衛千・林又右衛門千・同小十郎三百・小川儀左エ門百・川島伊右エ門四百・細井源允二百・今井十兵衛三百・佐伯八郎兵衛・小栗左左エ門等也、一今既十四日富岡ノ城へ皈、古橋勝介宅ニ寄合、籠城ノ談

315

「天草郡寛書」

合ス、並河太左衛門・渡辺與次右衛門・岡善左エ門・  
 島田十郎左エ門・柴田弥五兵衛等ハ箆城ニ究ト云トモ、  
 残ノ組頭ハ唐津ヘ可引取ト一決セス、原田伊豫申ハ、  
 我モ箆城ニ究メ候、且ヘ三宅藤右エ門モ傳言申ハ、我  
 等モ其地ヘ可参候ヘトモ、今日藤兵衛討死故、妻子取  
 乱申ニ付難見捨、箆城ノ由ハ得其意候ト申来候ト申ケ  
 レハ、何モ一同ニ箆城ニ究ム、右五人ノ者ノ岡島次郎  
 左衛門・同名七郎左衛門・澤木七郎左衛門・澤木七郎  
 兵衛・原田伊豫・大竹加兵衛・種田平右衛門・浅井ト  
 庵・岡原彦兵衛・呼子平右衛門・柳本五郎左衛門・古  
 川傳右衛門・同九市郎・河岸茂右衛門・柳五郎左衛門  
 等也、箆城ヲ仕人數也、

一天草郡ニ而迫合城責、又一揆来集之所ニ、寛永十四年  
 丁丑年十一月十四日卯刻於大嶋子村迫合、敵ハ益田四  
 郎、味方ハ唐津勢、味方失勝利敗北有之也、同日巳刻  
 於本戸瀬戸ニ取合、於爰ニ茂味方失勝利敗軍、富岡城

316

「肝付兼屋從臣緒方主殿寛書」

代三宅藤兵衛於廣瀬村討死有之、敵は追討して其日者  
 志岐へ陣取たり、富岡より行程壹里有る、同十五日・  
 十六日両日ハ敵元志岐へ滞留いたし云々、  
下文は十七日に  
 載するなり、

一天草戰場一見ニ参候、本戸大橋之口ニ乗馬壹疋死居候、  
 一天草人數打死之石塔有之、但丑ノ十一月十四日之由也、  
 三千石取  
 三宅藤兵衛殿 小者壹人  
 百石取 (吉浦兵右衛門カ)  
 内衆吉村右衛門殿 寺沢殿より欵  
 日高  
 内衆山元五兵衛殿 右同

「全」

一天草中ノ目付衆欵

大將川崎伊右衛門殿・内衆吉浦助五郎・同今井十兵衛殿  
 内衆森少左衛門・同佐々小左衛門殿・内衆俗名不知候、

「全」

一天草嶋廻之事、久玉よりうしふかへ壹里、宮崎半里、  
(茂串) もくし半里、(魚貫カ) 鬼木一里、(崎津カ) さしの津一里、軍か浦一里、  
 大江一里、高濱三里、小田床一里、(深江) ふかへ一里、(都呂) と、

ろ二里、湊一里、からと向一里、坂瀬川一里、おん(鬼)の

か瀬戸半里、唐木崎一里、もつうら(元浦カ)一里、今村一里、

池一里、大島半道、御領一里、納津一里、本戸一里、

亀之川半里、楠之浦一里、太刀ノ浦半里、宮地一里、

天つけ二里、大たは(天多尾カ)一里、中た二里、西かう(西高根)祢二里、

ひろうち一里、ふかミ(深海)一里、赤ミ(浅海カ)一里、山(山の浦カ)のうち一里、

合卅七里半、

「全」

一東ノ嶋廻ノ事、但亀ノ川より瀬戸志かけまで一里、島(志補)

子一里、下津浦一里、上津浦半里、赤崎二里、すし(須子)一

里、大浦一里、楠石(楠申カ)一里、藏人二人、太津一里、は戸(波音カ)一

里、なりうつ二里、ミの浦二里、あひつ(合津)一里、せん(千)

東島一里、むた三里、姫(辛巴)のうら一里、ふおまだ(二間戸)一里、

火の嶋一里、高戸一里、たつくし(高申カ)一里、大田(天多尾カ)は一里、

からう次郎半里、池の浦半里、とき(砥岐)の赤崎半里、たな(瀬)

そき一里、宮戸(宮田カ)一里、寸本二里、下浦二里、合道乘三

十七里也、

「全」

一飛島(風口カ)但荒口と云所よるとき之嶋一里、牧の島一里、な

(表紙)

寛永十四年十一月

十五日 至二十日

寛永軍徴 卷六

寛永軍徴卷之六<sub>丁丑</sub>十四年

十一月十五日庚辰<sub>至二十日乙酉</sub>

伊地知季安纂輯

317 平塞録云、十五日、此日眞源公東武ヲ發駕アリ、

季安按ニ、眞源ハ熊本侯ノ世子細川肥後守光利ノ法號ナルヘ

シ、平塞録ハ肥土ノ編メル所ユヘ、斯クハ記センナラン、

318 星野覺書云、丑十一月十四日、杉谷ニ而蔵米奪取候、

〔十五日也〕  
翌日、嶋原城より見通候岡山ニ毎日五色の旗を立替候、

夜はまれ／＼にハ、右場所ニ火馬・火ねすミ・火牡丹・

流星など申種／＼の花火を揚ケ、又毎夜深更ニ及候まで

城近廻ニ而大鼓を鳴らし候、依之城中ニは何時存寄候も

難計、油断難成候故、毎夜睡候事ならず、其上深江村杉

谷の迫合に手ひとき目に逢候ニ付、城外へ人数出候事思

ひもよらず、唯城を持こたへ、後詰を相待候を專一とい

たし、城門を閉、用心を専らに致居候、左候ゆへ其間ニ

一揆共ハ村／＼を自在ニ徘徊を致し、温泉山の麓に板屋

を構へ、兵糧を奪取、一味之大工・鑄物師を天草より呼

寄、寺／＼の撞鏡唐金の佛像を取集、大砲・破羅包を鑄、

又ハ磯松を伐取、木筒・弩などを作り申候、

又云、〔十五日也〕  
翌日より同十八日迄之間ハ、仲右衛門備を以城を

押置、赤星主膳・大江源右衛門ハ、火盜之組子を以城下

森内ニ有之候焔焔蔵に有之候玉葉を始、町家・民屋の米

穀物を奪取候、扱天四郎・宗意軒・山彦右衛門ハ、四郎

殿初陣の場ならし吉と早々伊嶋<sub>(湯島)</sub>へ帰り、後日盲舟ニ乗り

嶋原へ相渡候、

右ノ消息追々薩府にも聞得けれハ、早々軍衆の御加勢あるへしと、御家老喜入撰津守忠政等、その地頭所加世田などに檄を飛ハして、あらかしめ軍装を戒め置れしとらん、加世田士人小川大監物祐政か日記あり、

319 「寛永十四年霜月之内」

一同十五日ニ、御地頭様より嶋原江弓箭出来候通、御状被遣候、それより御かりやハ相揃、立衆の談合候云々、  
下文ハ十七日  
にのす

320 「田代衆島原立之覚原本在田代土田代市兵衛家用紙四丁」

一 生國肥後川尻之住人四郎と申百姓鬼利支丹宗之由、彼宗牀日本國中稠敷依御禁制、為相談申肥前國高力撰津守殿家中季安按に、高力撰津守忠房に嶋原城を為被下へ十五年十二月六日の事なれハ、寺沢兵庫頭が事を追考の誤なるへし、嶋原ニ差越候之処、嶋原むら之百姓公義御仕置稠敷ニ付、萬訴訟茂不申達故、右之四郎為大将企逆心ヲ、於日嶋日夜蜜々致相談、索津浦に陣を取、寛永十四年丁丑十一月十五日可攻寄之由、高力撰津守へ申、前日十

四日、雲之上有馬之四郎と名乗て居城を攻落、米藏・塩焔藏・武具を取、嶋原中を焼佛、人数を巻込手ニ付、則小船之數々を盜取、天草ニ致渡海、本戸と申所之入口亀川之地頭宮木藤兵衛殿、志支の城より被為出合て合戦有之処、高橋をふみ落、宮木殿馬を乗込、父子三人打死也、則志支城に攻寄候得共、攻落事難成ニ付、引く天草中を焼佛、人数を巻込手ニ付、船に乗せ、有馬之古城ニ籠城仕罷居候、残者ハ皆如山々逃込候事、

十六日辛巳

321 平塞録云、十六日、此日上使板倉内膳正殿・石谷十藏殿(重忠)  
(板倉重宗)

伏見ニ到着ス、傳曰、内膳殿舎兄周防守殿ハ、京都ノ所司代ニテ被居ケルカ、此地へ出迎テ、内膳殿父子ト蜜談アリ、内膳殿小身ニテ僅ノ人数故、兼テ周防守殿加勢ノ用意アツテ、馬乗三十人・歩士十二人ヲ加テ、侍分百五十人・足輕百人・小人百人ヲ附、加勢ノ人数、  
(浪人脱カ)  
家司 天野藤右衛門 清水小右衛門 大須賀九左エ門  
同上

渡邊十右衛門  
者頭

福永十太夫

木村源兵衛

▽<sup>⑨</sup>官附後△  
野村六郎右エ門

松田五郎太夫

野四郎兵衛

大島喜兵衛

新家七左衛門

名倉彌二兵衛  
(孫カ)

根岸久左衛門

右之面々ヲ供ニ遣ハシケル、内膳殿兄弟ハ同船ニテ淀マテ到着アリ、コレヨリ周防守殿駕籠ニテ京都ニ被帰ケル、同日、豊後ノ御目附林丹波守殿・牧野傳藏殿肥後高瀬ニ被致滞留、近國ノ家老中ヲ被呼、一揆ノ評定アリ、

鍋島安藝  
(茂賢)

有馬内記  
(重次)

諫早豊前  
(茂敬)

多久大學

十時三彌之介

立花庄兵衛  
(豊カ)

傳云、去年以来右兩人之御目附衆肥後へ滞留ノ處ニ、早交番ノ期ニ成ツテ、江戸ヨリ川勝丹波守殿・佐々權兵衛

六番頭  
牧野善兵衛

田上與兵衛

森川權兵衛

田上二郎左エ門

福持六右衛門

▽<sup>⑩</sup>長柄奉行△  
島野五郎左エ門

▽<sup>⑪</sup>馬廻△  
新家彌五兵衛

本田半兵衛

吉野彌右エ門

田郡村右衛門  
(孫カ)

▽<sup>⑫</sup>大小姓△  
福持弾兵衛

尾崎一郎兵衛

▽<sup>⑬</sup>田上市郎右衛門△

遠城寺七太夫

柘植九郎右エ門

岡村善助

鶴殿藤十郎等也、

殿被下ケル故、右之衆ハ豊後ノ番ヲ引渡シ、島原一揆ノ

聞掛リノ事故、直ニ滞留シ、天草・島原両所ノ一揆誅伐ノ評定セント▽<sup>⑭</sup>肥後ノ△高瀬ニ被参、熊本家老中ハ勿論、近國ノ家老中ヲ被招ケルトナリ、

322 寛永十四年丑十一月拾六日

案文留帳

天草一乱ニ付

平田民部少輔

寛永拾四年

天草一乱ニ付  
諸浦加子相立候曳付留帳

丑拾壹月拾六日

平田民部少輔

寛永拾四年

天草一乱ニ付加世田表船仕立  
銀子米拂方留帳

丑拾一月十六日

平田民部少輔

寛永十四年

天草一乱ニ付加世田表舟取仕立候付  
萬曳付留帳

丑十一月拾六日

平田民部少輔

右四冊ニ載セ置ク事ハ、ソレノ其日ニ隨テ抄載ス、民部少輔名ハ宗直、時キ御船奉行ニテ、此事ヲ承レリ、正本皆其家ニ傳藏シケルヲ、子孫平右衛門貞陣御船奉行タリシ時、御船手ニ藏メラレ、今ニ至テ然ルト云ヘリ、

十七日壬午

323

〔重矩常行記云、大坂ニ御到着、大坂御城代阿部備中守殿・町奉行曾我平塞録云、十七日、今日辰ノ刻板倉内膳殿・石谷十藏丹後守殿、久貝因幡守殿等ニ御對面有之云々〕

殿大坂ニ到着アリ、傳云、内膳殿十七日ノ辰ノ刻ニ大坂ニ到着シ、直ニ阿部備中殿ニ被參ケル、備中殿對面シ、出軍ノ賀ヲ述ヘ、種々ノ馳走アリテ、備中殿被申ケル、今度肥前ノ一揆、百姓ノ企ニテ假初ノ様ナレトモ、拙者ハ重キ儀ニ存候、先年三河國ニテ一向宗ノ一揆ノ時、彼等ハ土民・出家也ト侮リテ、却テ味方多損シ、漸々ニ和談ニテ事濟候、貴公ハ御若年ノ比ヨリ勇氣ニ御入り、心急ニ御座候様見及申候、其段ハ一本鎗ノ士ハ宜鋪御座候得共、采拜ヲ握ラレ候御身分ニテハ

些如何シク存候、萬事御遠慮ヲ被廻候テ、此老人カ申

處ヲ尤ト御思召候ハ、必々短氣ノ働御無用ト懇ニ被申ケル、内膳殿被申ケルハ、サテノ被附御心候段誠以過分至極ニ存候、御老人備中殿被仰候儀隨分相守リ可申ト、被致得心ケル、其晚景ニハ曾我又左衛門殿ニテ振舞アリ、其上ニ又左衛門殿與力ノ中ヨリ坂井新右衛門・本庄長四郎ト申侍ヲ兩人内膳殿ニ被附ケル、亦主水殿ノ奥方ノ親父小出伊勢守殿ヨリモ家來武藤左太夫・小林長左衛門兩人ヲ被附、又攝津尼カ崎ノ城主青山大膳殿モ平生入魂故、家來下津三四郎ヲ加勢アリ、江戸ヨリ追々馳上リシ内膳殿家來モ今晚大坂ニ到着ス、父子ノ人数、馬乗り侍七十人ニナリケル、

324の1

我カ薩藩ニモ、熊本ノ家老共大略ハ初發ヨリ注進アリケレトモ、巷説モ亦取ノニテ、彼表ノ虚實知レザレハ、探リ聴センガ為メ、此月朔日、讚良善助貞資、此時十六、又ハ竹内備前守等戰場ニ覺アル老功ノ人ナレバ、銃手歩卒五人ヲ召附ラレ、急ニ打立テ、天草ニ馳ラセ置レ

シニ、去ル十四日、唐津衆ト耶蘇ノ賊民ト本砥ノ渡リニ  
 戦テ、唐津衆敗北シ、三宅藤兵衛等ヲ始トシテ多ク討死  
 シタル形勢ナド打視テ、其夜寺澤氏ノ將原田伊豫種正・  
 三宅藤石衛門重利等富岡ニ籠城シ、援兵ヲ我カ藩ニモ乞  
 ヘル事トモ貞資承知シテ、直ニ四人ハ加勢シタリケン、  
 六人ノ内ヨリ先ツ二人ノ小卒馳回テ、此日魔府ニ報告セ  
 リ、斯リケレバ、(島津家久)慈眼公乃チ國老川上左近將監久國・三  
 原左衛門佐重庸ニ命セラレ、府下及ビ諸外城迄モ急ニ軍  
 装ヲ戒メ玉ヒ、久國等遽カニ府下ヲ發シテ、出水・阿久  
 根ノ間ニ差越シ、外城ノ兵衆ヲ此所ニ埃合セテ指揮セラ  
 ル、因テ仁禮主計頭頼充ヲシテ、黒木領主島津豊後守久  
 賀・鹿籠領主喜入撰津守忠政・清色領主入来院石見守重  
 國・平佐領主北郷佐渡守久加・大口地頭新納加賀守忠  
 清・出水地頭山田民部少輔有榮此時ハ既ニハヤ獅子島等ニ命  
 在番セシコトナラン等ニ命  
 セラレ、各其任所ノ衆ヲ帥ヒテ天草ニ赴カシム、北郷久  
 加・入来院重國及阿多口等モ是日直ニ發行セリ、斯テ此  
 等ノ荒増、江戸ニ人ヲ馳セテ御注進ナリ、財部地頭相良  
 左助長信等モ御觸ニ應シテ、任所ノ噯等ニ檄ヲ飛ハシテ

324の2

急ニ兵ヲ徴ス、國中兵馬ノ騷動此日ヨリ  
 〇サハガシ  
 ケレ、

一書申入候、然者先書ニ如申候、天草江一揆之働様み  
 せに遣候者罷歸候、定其許江者最早とくニ從肥後表注  
 進可被申上候間、遮而雖不及申入候、國界之儀候間、  
 乍同事為申來趣を申入候事、

一去十四日之朝、天草之内大嶋子・小嶋子と申所を、一  
 揆之者共就致放火、唐津方之衆本砥之渡を越押寄候処、  
 從敵方大勢にて仕懸、唐津衆討負及廢軍、曆々衆四五  
 人討死候、其内黒具足之武者、本砥之渡口にて討死申  
 たるを見申たる由候、一揆之者共者惣別白出立之由候、  
『此内二人ハ讚岐善助貞資及竹内備前守な  
 此方より遣候者共ハ鉄炮之者六人にて御座候、其内兩  
 とならん、此月八日・十七日二通の御届狀、且十二月十五日貞昌狀等  
 人先ニ罷歸、右之趣申事候、殊之外唐津衆廢軍にて候  
 見合せ知るべし、尤讚良、竹内等露骨ヨリ早く遣サレン事、讚良氏  
 つる由申候、扱々残多次策、腹之立申候事ニ候  
 ノ記録ニアリ』  
 一右合戦之日、放火之躰を見及候哉、口之津よりも彼宗  
 旨之者共、小船餘多にて天草へ來たる由申事候、  
 一當時之体を承候分ハ、一揆之者共大略百姓共之由候、



若其内自然罕人之者共茂少々可有之候哉、其列之者共或五千三千雖有之候、大将かましき者有之間敷候間、中々臆意之行不可有之候間、少々人数被指遣候ハ、相濟可申坎と存候、唐津衆定若者共不圖仕懸手合ニ崩立候而、惣崩ニ成たる物坎と存候、我等國之者共計に被仰付候共、無異儀可申付候事、

一先書ニ如申入候、天草近所之者共へ先申付、獅子嶋へ遣置候、今度合戦之儀相聞へ候而より、追々人数申付如長嶋表遣候、尤御下知於無之者、龜相ニ不罷渡、御左右可相待由申付候事、

一天草江隣國之衆より人数可遣之由、若被仰遣候ハ、當國江者三日茂遅可相聞得候間、答も合申間敷坎と、是耳心遣存候、將又先日茂如申候、一揆之者共次第ニハわけもなく成行、方々ハ可落散坎と存候間、分國中之儀左様之者不逃様ニ堅申付候、尚相替儀御座候ハ、追々可申入候、恐惶謹言、

『寛永十四年』  
十一月十七日

家久御判

堀田加賀守殿

324の3

阿部豊後守殿  
(忠秋)  
松平伊豆守殿  
(信綱)  
酒井讚岐守殿  
(忠勝)  
土井大炊頭殿  
(利勝)

(本文書へ「旧記雜録後編五」二一九号文書ト同文ナリ)

以上

急度令申候、仍寺澤殿家中天草百姓共一揆を起、主取  
其外唐津衆討取敗軍ニ付、御賀盛被成候得と申来候、  
就其諸外城より人数可被立之由被仰出候、財部之儀茂  
先上下五拾人程可被立様ニ可有談合候、御使衆之儀者  
先在國候而、其外之地頭衆者可被為立之由候間、拙子  
茂様子ニより不参儀茂可有之候条、噯衆兩人誰そ談合  
被成、人数被召烈、其地より直ニ出水・阿久根右両所  
之間ニ被越候而、川上左近將監殿・三原左衛門佐殿江  
御理り可被申之由御觸ニ而候、御両所之儀、今日此元  
俄ニ被為立、出水・阿久根之間ニ被為備、諸外城より人  
数可被参を被成待合、人数天草江被指越之由、御談合

ニ而候、入来院石見守殿(重國)・北郷佐渡守殿(久知)茂先御所同前被為立候、其外之諸地頭者思ひくニ仕舞次第可被為立之由候、其地より先五拾人ほと可然と存候、又次第ニ番立・三番立ニて可有之由候、定而可被参と被申人茂餘多可有之候得共、右申様ニ拙者父子間ニ可罷立刻、同心可申候、其心得被成可被立人賦可有候、従公儀者人数如何ほとハ無御座候、其表恒吉・末吉衆なども可被立之由候間、可有聞合候、御觸ニも急度可被立之由被仰出候、思ひくニ仕舞次第可被参候条、可成ほと被為立候而可然候、飯米之儀者出水・阿久根ニ而御ひかせ可有候間、先彼所迄可被参付飯米を手前より用意可被申之由候、勿論玉葉之儀も御ひかせ可有候、俄之儀候間、此元茂御ふためきニ而、巨細ニ不被仰出候、御推量可有候、唐津より早々御かせい被成候得と被申越候ニ付而、俄ニ如此候、何れも誰そ吾人此方へ指越候ハ、其刻細々此元之様子承合可申越候、菟角先立衆之儀者被為賦可被仰渡候、依外城、其儘いそき被立所茂可有之候、五日とハ相延間敷と存候間、

御油断有間敷候、各四人間ニ兩人誰そ可然由此方より可申越候得共、何れ其地ニ而各談合可為候間、いそぎ之儀候間、右之様子ニ候、急度吾人此方へ先可被遣候、恐惶謹言、

相良左助

『寛永十四年』

霜月十七日

長信(花押)

山城平内左衛門尉殿

久永新左衛門尉殿

鎌田老岐守殿

松下拾郎左衛門尉殿

325 『阿多舊簿』

一 鉄炮五匁 池之原伊与守殿 一同五匁 山田主水殿

一同七匁 池田内膳殿

外式拾吾人略ス、

夫賦

山田主水佐殿吾人 萩原藤右衛門殿一人

池田内膳殿 一人 坂元与左衛門殿一人

寺 正覺寺 一人

寛永十四年丁丑十一月十七日

326 平塞録十九日ノ傳云、一揆共、十六七日ニ、本渡ヨリ富

岡マデ五里ノ間ノ村々ヲ焼拂イ、切支丹ニナシ、背ク者  
ヲバ悉ク切殺ス、夫故村々此間ハ、邪宗ニ一味セザル者  
モ一同ニ切支丹ニ加リケル云々、

327 小川監物日記云、上文十五日ニあり、同十七日ニ又御状ニテ衆中追

立ニ、出水表ノことク追付相つゝき候へと聞得候、それ  
より諸人皆いさなミ申候、我等も殿役藏改有物究算用仕、  
左京殿へ相渡候、但シ弓箭者きりしたん宗の百姓共一キ  
ヲ起し、嶋原ノ城ふもとヲやきはらい、城をせめ候と聞  
得候、あまくさへ渡り、彼地百姓共皆々手ニつけ、とミ  
おかの城をせめ候、城主三宅藤兵衛殿なり、  
(重利)

328 舊傳集云、川上久國肥前島原一揆之時、  
(島津家久) 中納言様御病

氣大切ニ被成御座候ニ付、 將軍様より御醫師御下し、

且又 (島津光久) 寛陽院様ニ茂御下り、三方取合之時、因幡殿聞前

にて水の流るゝやうニさばき被成由にて、于今其沙汰大  
成事ニ申傳候、

但因幡久國を川上又左衛門忠通と一人なりと書記せしハ誤  
也、久國此頃までハ左近將監といへる時なり、

329 「天草覺書上文は十四日」

同十七日之朝、敵富岡之城を責る、味方勝利を得、敵ハ  
元の陣所へ引取候也、本文ハ、十八日にマテ

330 『正文在文庫』

覺

一嶋原于今籠城仕居申候、去ル十三日、城の壱里わきミ  
へと申在所ニ米藏御座候、此米取ニ侍拾貳人・鉄炮貳  
百丁差遣候処ニ、千本と申村より一揆共出候て、高橋  
弥次右衛門・入江与右衛門・高島次郎大夫と申鉄炮頭  
參人、其外四五人討死仕、這々之仕合にて城へ取込申  
候、城近邊焼殘候在所をも、一揆共焼拂申由承及候、

其外相替儀無御座由ニ候事、

一唐津之人数、去十日、天草本戸と申所へ参着仕候、先手四五百計嶋子村と申所迄参居申候所ニ、一揆共三千計ニて取懸申候を、少々ふせき見候へ共不叶、本戸へ引取、本戸之惣人数と一ツニ成申候、一揆共直ニ本戸へ取懸、本戸にても一揆之方勝軍ニて、本戸之在家不残焼申ニ付、侍方之人数三宅藤兵衛居申富岡と申所へ引取申候、一揆共ハ本戸之わきニ陣取仕居申由申候、右之儀共定説ハ不存候、天草より申来候沙汰、右之分ニて御座候事、

一上使之衆御下向之儀も、自隣國加勢之儀も、其後何共不申来候、<sup>(舟)</sup>荷内御横目衆、此比当國高瀬へ御越之由申候、此外相替義無御座候事、

以上

『寛永十四年』

十一月十七日

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一一八号文書ト同文ナリ)

331 (本文書ハ三三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

十八日癸未

332の1

平塞録云、十八日、内膳殿乗船ノ用意アリ、肥後ノ家老中ニ紙面ヲ被贈、傳曰、右ノ書狀ハ道中案内ヲ頼ケル、其紙面ニ、

332の2

一筆申入候、我等とも昨十七日ニ至大坂、令上着候、今晚可致出船覚悟ニ候、

一小倉まで可参候間、可有其心得候、彼地様子不案内ニ候間、物頭衆兩人程小倉まで可有御越候、相談之上加勢之人数被遣候様子可申談事、

一其節人数河尻表まで被出置、一左右之上嶋原へ可有

渡海候、其前者嶋原江人数遣ス事可為無用事、

一被仰出候趣、於肥前諫早可申渡之間、可被得其意事、

恐々謹言、

十一月十八日

石谷十藏

貞清

板倉内膳

重昌

細川越中守殿  
(忠利)

家老中

332の3

(下脱カ)

同日、近國ノ家老中高瀬ニ来リテ、御目附衆一揆討伐ノ評議始ル、傳云、熊本ヨリハ長岡佐渡・有吉頼母今日高瀬ニ到リテ、御目附衆御前ニ罷出、評議有ケル處ニ、熊本ヨリ物見ニ遣シ置タル歩ノ者井口勝左衛門高瀬ニ参リ、見聞ノ趣ヲ委細ニ申達ス、佐渡・頼母兩人對面シ、一揆ノ様子富岡ノ躰ヲ聞届ケ、両御目附へ申達ス、御目附モ井口ヲ被召、直ニ御聞、其上ニ口上書ヲ致サセ、江戸へ被差上ケル口上書ノ寫、

332の4

天草江参り様子承届申覚

十一月十六日、天草之内五領村と申浦ニ着仕候、五領村之百姓とも此由切支丹(中)ニ而者無御座候ニ付、一揆共五領村を放火仕候ゆへ、五領村百姓共逃散り、

船ニ乗り居申候処ニ、一揆共申候者、切支丹ニなり

候て組ニ入可申候、無左候ハ、討果可申と云ニより、

無了箇昨十六日ニ五領村之共者茂切支丹ニなり申候

由申候、家共悉ク焼拂申候ニ付、五領村之百姓共船

ニ其儘居申候、此様子承申候、百姓者五領村之内藏

之丞と申者ニ而御座候事、

一寺沢兵庫頭様、志岐之城ニ被召置候三宅藤兵衛儀を

尋申候得者、去十四日本渡ニて討死仕候由、藤兵衛

首一揆共取申候而掛置申候、右内藏之丞と申者、藤

兵衛知行所之百姓ニ而御座候ニ付、首御座候所ニ参

り拜ミ申由、内藏(之丞脱カ)申候事、

一唐津より被参候御人数之内、藤兵衛討死之刻、雑兵

七八十程討れ申候由、殘手人数者志岐之城江取入申

候由、一揆共討れ申候得共、數ハしれ不申候事、

一唐津より被参候御人数、千五百人之由申候事、

一天草中大形切支丹ニ立帰申候、志岐之城へ三里御座

候ふたへと申所ニ、先揃居申候一揆三四千人程御座

候由申候、以上、

〔子カ〕  
□一月十八日

▽井口勝左衛門△

333 平塞録十九日ノ傳云、一揆トモ同十八日ニ富岡ヨリ東ノ

志岐村ヲ焼拂ヒ陣取ス、斯テ一揆數百流ノ旗ヲサシ連テ、

直ニ攻入ル様子ヲ見セテ、皆相圖ヲ定、方々ニ分散ス、

城内侍ハ大ニ猜テ突出ント申者モアリ、又例ノ詭ニテ城

内ヲ引出シ討取ントノ術ナルヘシ、又ハ夜軍ヲ仕掛ルヤ

ト、種々ニ評議シテ用心ス、然トモ其夜モ無事ニ明果テ、

十九日早天云々、十九日ノ下ニ抄載ス、

334の1  
〔平田宗直身付留帳〕  
拾一月十八日  
一銀子五百目着

金銀藏

右者、今度天草一乱ニ付、加世田表舟取仕立用心ニ入

用として可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

334の2  
十一月十八日  
一中帗卷束者

同日  
一片折卷束者

同日  
一筆式對者

同日  
一墨式丁者

右者、天草一乱ニ付、加世田表舟仕立ニ付、入用とし  
て御船手米藏より可被請取者也、

永山覚兵衛殿

三原源右衛門殿

335  
〔天草覺書十七日ハ〕

同十八日之朝、敵城へ寄来候得共、途中より引入たりと

云説有り、其儘にて罷在たるとも申也、下文ハ、十九日、

以上

熊申候、仍其元白輪村庄屋満尾弥八左衛門天草立被仰

付之由承候、當分御藏入取納最中之儀候間、於罷成者

可被差置事頼存候、恐惶謹言、

町田勘解由次官

十一月十八日

久則（花押）

山口源五左衛門尉殿

酒匂彦兵衛尉殿

人々御中

十九日甲申

337

〔重延常行記、夫ヨリ川口マテ御出有之處、西風烈敷吹テ御出船難成、平塞録云、十九日、板倉内膳殿・石谷十藏殿出船被致

一兩日御滞留云々、

ケル處ニ、大風ニヨリ滞留、傳曰、内膳殿ハ松平新太

郎殿ノ屋形船八幡丸ニ乗り、

〔御馳走ニ出シカハ〕

主水殿・十藏殿ハ小濱民

部殿ノ預リノ公儀御船ニ乗り出船アリケル處ニ、俄ニ

大風大浪ニテ中々人心地モ無キ程ニナリケレハ、川口

ニ三日滞留アリケル、

一同日、天草四郎大將トシテ一萬人ヲ引テ富岡ノ城ヲ攻

ム、傳曰、切支丹ノ一揆トモ去ル十四日云々、ソレ

〳其日ニ抄載ス、十九日、早天ヨリ一萬人ヲ操寄、

富岡ノ城ニ必至トツリ寄セ、一同ニ関ノ音ヲアケ、鉄

炮透間無ク打入ケルハ夥シ、此富岡ノ城ハ天草西北ノ

隅ニテ、西南北ノ三方ハ海ヲ受ケ、東ハ陸地ニシテ、

〔一方脱カ〕

後堅固ノ城地ナリ、山上ニ本丸アリ、左右ニ入江ヲ取

挾シテ、守ニ宜要害ト見ヘシ、大將原田伊豫ヲ始トシ

テ千四百人取籠リ、関ノ音ヲ合テ防戦、一揆ハ多勢ナ

レハ、一面ニカツキ連テ、次第〳ニ釣リ寄スル、岡

島・三宅以下櫓ヨリ下知シテ鉄炮ヲ雨ノ如ク打セシカ

ハ、究竟ノ一揆二百餘人矢庭ニ被打倒、城内ニハ討死

モナカリケレハ、四郎ヲ始諸頭取り大ニ啖レ、俄攻ニ

ハ成難シ、一ト先ツ引ケヤト下知スレハ、何モ▽<sup>㊦</sup>一

同に崩立テ△右往左往ニ逃散リケル、此節城内ヨリ侍

中一揆同心ニ追討セハ、何モ手ニ立者モナク降参セン

事目ノ前ナレトモ、城内ハ敵ノ引取ヲ勝ニシテ、其儘

指置ケレハ、一揆遠逃モセス、志岐村ニ又々集リケル、

338 藤掛集書云、霜月十九日、老萬餘りの人数富岡へ押寄、

凱の聲を上ケ、本丸矢倉下へ付、我おとらしと責かゝる、

されども城内の鉄炮にて弐百餘人忽に討れ候故、頓而城

を巻ほぐす、四郎下知して、備竹束を拵、重而又霜月廿

二日云々、<sup>二百の下に</sup>下文ハ抄載す、

339 星野覺書云、十一月十九日、芦塚仲右衛門二百餘人之軍

兵を随へ、未明に富岡城大手ニ押向ケ、遠巻ニ攻寄せ候、

城内矢挾間を開設候處、寄手一同ニ開を上ケ候計ニ而、

静かに人数を繰引に引揚候、其人數捌の見事なること、

古ハしらす、當世には珍敷武者扱なりと、城中より致遠

見居候處、思外なる搦手の方、水の手有之腰郭ニ大炮を

三四放し打込候、人々脇郭ニ行見候得者、水池の内ニ張

ぬぎの玉浮居候、火不消惡敷勾の煙を吹出し候、其日此

水を汲吞候者七八人、則座に血を吐き死申候、偕又寄手

引取候跡、城下ニ高札を建置候ニ付、城内へ取見入候へ

ハ、

来廿一日、同廿二日之間矢種子預寄、近度城下へ可致

推参候、此旨令洩達者也、

十一月十九日

富岡城中

右之通書付有之候を、諸人物笑之様ニ致沙汰候得共、原  
田伊織を初諸物頭之衆、魔法者共ニ而候得者、何様成巧  
も難計候とて、一人も城外へ出さず、防守無油断致用心

候、然處同廿一日の夜半云々、下文廿一日の下  
に抄載する也、

340 平塞録廿二日傳云、十九日ニ一揆ヲ攻テ引取時分、木簡

ニ近日又々大勢ヲ催シテ城ヲ可責由、大文字ニ書テ、城

下ノ市ニ立置云々、下文ハ二十一日  
ニ抄載ス、

341 寛永十四年

天皇一乱ニ付加世田表より串木野迄  
船賦帳

丑十一月拾九日

(余馬)  
平田民部少輔

右ノ帳内ニ留置レンシ事ハ、ソレノノ日次ニ分ケテ抄載ス、

342 寛明日記云、十九日、一揆ノ徒黨一萬餘ノ着到ニテ、富

岡へ押寄、然ニ城内ノ鉄炮ニテ二百余人忽被討テケレハ、

其儘卷キホクシ引取云々、

343 天草覺書

同十九日之朝、敵又城へ寄来候得共、外町口へ城より出  
張候て突散し、味方得勝利しかハ、敵悉く敗北して、志



岐を打過、坂瀬川より乗船して肥前口之津へ引取云々と也、

二十日乙酉

344 平塞録云、廿日高瀬ニ滞留シ御目附衆ヨリ又々熊本ノ家

老中ヲ被呼、傳曰、林丹波殿・牧野傳藏殿高瀬ヨリ近國

ノ家老中ヲ被招被申渡ケルハ、今度島原ノ一揆御誅罰ト

シテ上使板倉内膳正・御目附石谷十藏ヲ差下サル、加勢

ニハ鍋島信濃守・寺澤兵庫頭兩人ヲモ被仰付候、上使近

日可有下着候、其内右ノ両家ハ用意可有ト被仰ケレハ、

多久美作・鍋島安藝奉畏候由、御受ヲ申上、早々國本へ

馳返ル、其後其外ノ家老中ニ向ヒ被仰ケルハ、島原ノ義、

右ノ通鍋島・寺澤両家蒙仰候上ハ、他國ヨリ加勢ヲ遣シ、

鉄炮城内ニ籠メ申候間敷候、何モ此段ハ被聞置候へト被

仰ケル故、諸家ノ老中奉畏候ト申テ、無本意思ケレトモ

各退出ス、細川ノ老中へ上使連名ノ書簡モ相達ケレハ、

早速志水伯耆・尾藤金左衛門兩人ヲ小倉ニ差遣ケル、

345の1 此ヨリ前キ、出水地頭山田有榮、賊乱ノ事ニヨリ、邑土

山元左近將監・黒木喜右エ門魔府ニ使セリ、此日事竣テ  
出水ニ歸レリ、殿役奉行北條時常等人馬ノ手形ヲ出ス、

345の2

馬式疋

手形

口引荷持

山元左近將監

黒木喜右衛門殿

右者、今度天草之儀ニ付、出水より参上候而被罷帰候

間、殿役御用にて宿次ニ可被相送候、已上、

丑十一月廿日

北条善左衛門尉判

有川右近將監

御普請方 吉田

蒲生 蘭牟田 宮之城

紫尾 殿役仕者中

346 『正月六日  
ニ入ヘシ』

寛永十五年正月六日  
四年四月廿霜月  
嶋原御陳御加勢軍衆賦「一本寛永拾五年寅正月六日ト  
是非相糺、其月ニ入ベシ」  
「横折  
一本島原御陣御賀勢軍衆賦写  
右島津久儒本」

一組

軍大將

乘馬

下野守

同

喜入撰津守

新納加賀守

伊勢右京允

本田隼人佐

本田新右衛門尉

伊勢弥市

牧与八郎

木上監介

〔朱玉薬配衆〕

肥後十右衛門尉

大馬場吉右衛門尉

同

凶書頭

同

肝付三郎四郎

〔本無之、財部本如此〕  
伊地知左右衛門尉

東郷喜右衛門尉

肥後主膳正

鎌田隆右衛門尉

津曲神六

有川次左衛門尉

石原賀右衛門尉

上村弥左衛門尉

東郷弥八左衛門尉

同

基多村越中守

敷根筑前守

東郷若狭守

〔本無之、財部本如此也〕  
喜入舍人佑

〔朱玉薬配衆〕  
江川弥左衛門尉

津曲内膳正

西吉次

吉井郷右衛門尉

深野主膳正

猪俣伊右衛門尉

〔本無之、財部本如此也〕  
佐々木勘右衛門尉殿

救仁郷四郎左衛門尉

玉葉配衆<sup>「朱」</sup>  
八木戸左衛門尉殿

左近允曾右衛門尉

阿多源右衛門殿

有馬民部左衛門尉

德永甚平「神イ」

野津安右衛門尉

田尻小右衛門尉

伊集院彦左衛門尉

肥後伊兵衛「為イ」

渋谷監右衛門尉

押川西市丞「財部本無西字」

敷根對馬守

友野七郎

長井弥三郎「宗」

西郷次右衛門尉

川村勝右衛門尉

肥後惣兵衛

川村少兵衛

大馬場源兵衛

黒田仲右衛門尉

久富萬左衛門尉「財部本有仙坊是也」

山之内勘兵衛「財部本長井非也」

江川弥吉

空仙坊「朱賦方付衆」

藤井助四郎

上村平右衛門尉

有馬千左衛門尉

是枝諸左衛門尉

湯地道意「醫者衆」

市来五兵衛

永吉官右衛門尉

本田帶刀長

西之原孫右衛門尉

三雲権之助

有馬主殿之介

有河造右衛門尉

有川十右衛門尉

徳尾藤左衛門尉

中西弥八郎

中西長兵衛

四本善兵衛

藤井伊左衛門尉

山路太郎左衛門尉

川野清右衛門尉

合七拾五人

一人躰百五拾人

一同貳百貳拾人

一番立「財部本如此なり、未同断」

一番立「財部本無西字」

加世田衆中

一同八拾五人「此一行本無之、財部本如此なり」

一同貳拾人

一同九拾人「財部本無此一行」

一同三拾五人

一同四拾六人

一同貳拾人

一同六拾五人

一人躰廿三人「本無之、史本并財部本如此也」

一同五拾人

一同百三拾六人

一同七拾五人

一同六拾六人

一同四拾人

一同五拾五人

一同四拾人

一同百拾人

一同三拾五人「本無此行、史并財部本如此也」

一同四拾貳人

二番立

一番立 國分衆中

川内 一番立 中郷衆中

一番立 高城衆中

一番立 郡山衆中

川内 一番立 山田衆中

二番立 百引衆中

一番立 阿多衆中

二番立 大始良衆中

二番立 串良衆中

一番立 伊作衆中

二番立 財部衆中

二番立 飯野衆中

一番立 吉田衆中

かこしま 一番立 大村衆中

一番立 山野衆中

二番立 高山衆中

一番立 馬越衆中

一番立 鶴田衆中

「イナン」  
一同七拾貳人

一同拾七人

一同拾五人

一同貳拾人

一同拾人

一同五拾人

一同三拾人

一同四拾人

一同貳拾人

一同五拾人

一同八拾人

外城一所衆三拾か所  
合人躰六百六拾七人  
〔七百廿五人史本〕

二番立

栗野衆中

二番立

帖佐山田衆中

二番立

數根衆中

二番立

眞幸吉田衆中

二番立

馬関田衆中

二番立

野尻衆中

二番立

綾衆中

二番立

穆佐衆中

二番立

倉岡衆中

二番立

高岡衆中

二番立

都之城衆中

一與軍大将  
乘馬

豊後守

同  
渋谷四郎左衛門尉

堀弥四郎

田原主膳正

同  
渋谷石見守

同  
川上源三郎

土持平左衛門尉

柏原西市之丞

同  
山田民部少輔

福崎新兵衛尉

児玉四郎兵衛尉

村尾源左衛門尉

大嶋久左衛門尉

佐藤仲兵衛尉

福屋助左衛門尉

長谷場少右衛門尉

始良三郎兵衛尉

始良萬兵衛尉

田上覺左衛門尉

深栖内膳正

四本六左衛門尉

賦力筆者 朱印  
同断

稻留軍介

谷山大学左衛門尉

玉葉配衆 朱  
鎌田孝右衛門尉

新納四郎三郎

八木助右衛門尉

賀治屋新左衛門

醫者衆

鳥丸六左衛門尉

日高喜兵衛

玉葉配衆  
伊地知右衛門兵衛尉

中村七右衛門尉

肥後休右衛門 二

玉葉配衆  
中村主計介 四

河野伊右衛門尉 五

玉葉配衆  
川野治十郎 二

伊地知新十郎 三

田中善兵衛尉

森喜右衛門尉

有馬久右衛門尉

新納二右衛門尉

醫者衆  
阿蘇新九郎

宮原五兵衛

新納佐左衛門尉

醫者衆  
大重傳左衛門尉

二宗  
日高惣左衛門尉

郷田源次

稻津甚之丞

白坂助兵衛尉

椎原与右衛門尉

宮里弥兵衛尉

宮里平右衛門尉

萩原慶左衛門尉

伊地知十左衛門尉

川野監物

愛甲次右衛門尉

宅間弥十郎

市来十左衛門尉

田中内膳正

肝付三郎兵衛尉

岩本清左衛門尉

普請奉行

相良満右衛門尉 一

岩本惣兵衛 三

町田善五郎 四

岩本源六 二

松方和泉守 五

松方長作

普請方付衆  
四本監物

長濱弥右衛門尉

普請方付衆  
木村平右衛門尉

長濱弥三郎

山本長左衛門尉

児玉喜之介

野村吉右衛門尉

敷根三右衛門尉

川野助五郎

大田五兵衛尉

大寺神右衛門尉

武宮内左衛門尉

黒葛原千兵衛尉

間瀬田七左衛門尉

有河弥蔵

大田休兵衛尉

中村吉兵衛尉

有馬助市

肥後慶右衛門尉

伊地知太郎左衛門尉

平山与七郎

黒田民部左衛門尉

中原藤左衛門尉

尾上新右衛門尉

白濱長三郎

木脇久兵衛尉

蒲生外記

中嶋次郎介

船奉行付衆  
河崎仲右衛門尉

川野次郎九郎

黒田三左衛門尉

賦方付衆  
原口吉兵衛

竹内備前守

相良彦七郎

「シ」左  
種子嶋安右衛門

合百卷人

一人躰六百五拾人

出水衆中

一同百三拾五人

清敷衆中

一同式拾人

曾於郡衆中

一同八拾人

阿久根衆中

一同式拾五人

小根占衆中

一同式拾人

始良衆中

一人躰三拾三人

百次衆中

一同百四拾人

蒲生衆中

一同拾三人

踊衆中

一同六拾五人

福山衆中

一同貳拾人 垂水衆中 一同六拾人

帖佐衆中

一同五拾人 大崎衆中 一同八拾人

穎娃衆中

一同七人 溝邊衆中 一同百拾人

隈之城衆中「二」

「二同九拾人 須木衆中「二」

一同四拾五人 水引衆中「三」 一同五拾人

加治木衆中

一同百人 志布志衆中

外城一所衆廿ヶ所

合人躰千六百九拾七人  
「七百八拾七人 史本」

一與

乘馬 北郷佐渡守

同 三原左衛門佐

同 吉利下総守

吉利三郎九郎

嶋原物奉行 土持左馬権頭

野村右衛門佐

大野藤次

嶋原物奉行 仁禮左近将監

三原五郎兵衛尉

諏訪神七

肥後内蔵之助

賦方卷 村田郷左衛門尉

伊地知八 知九 左右衛門尉

鎌田覺兵衛

村田与左衛門尉

有馬九郎左衛門尉

平田弥左衛門尉

三原喜太郎

伊知地九 堅右衛門尉

中村源助

大脇舍人佐

鬼塚源太左衛門尉

伊集院神介

阿多藤十郎



家村長右衛門尉

竹之内猪左衛門尉

普請奉行  
木佐貫伴右衛門尉

石神彦左衛門尉

役者衆  
有河新右衛門尉

石神善吉

長野助右衛門尉

家村清兵衛

役者極添衆  
帖佐次左衛門尉

竹下郷左衛門尉

相良五右衛門尉

新納小右衛門尉

東郷惣兵衛尉

鎌田与七左衛門尉

玉葉配衆  
築瀬二左衛門尉

有馬左近將監

木場源左衛門尉

本田神右衛門尉

大迫喜右衛門

汾陽清兵衛

久永吉左衛門尉

加世田内記

喜入舍人佐

梶原主水佐

葛西茂右衛門尉

根占勝吉

長倉藤五兵衛

三原源右衛門尉

甲斐権左衛門尉

大山六右衛門尉

平山七兵衛

國分平次郎

関主殿之介

市来新左衛門尉

二階堂城之介

普請奉行  
長谷場兵右衛門尉

中江八左衛門尉

中江長右衛門尉

壱岐源左衛門尉

里村十左衛門尉

白坂仲兵衛

田中善之丞

野村太郎次郎

伊地知治部左衛門尉

有馬勘左衛門尉

岩切与介

吉田新右衛門尉

勝目兵左衛門尉

別府勘左衛門尉

上原貞右衛門尉

加治木松右衛門尉

玉葉配衆  
穎娃治左衛門尉

四元久右衛門尉

貴嶋傳左衛門尉

宇都宮惣「右イ」左衛門尉

税所助「右イ」左衛門尉

酒匂利左衛門尉

山口平兵衛

伊地知源三郎

伊集院九右衛門尉

渡邊源太郎

賦方付衆「左イ」高木孫右衛門尉

醫者衆 山之城新助

合八拾七人

庄内

一人 躰六拾人

高城衆中

一同九拾人

伊集院衆中

一同六拾五人

田布施衆中

一同九拾五人

市来衆中

一同七拾三人

清水衆中

一同八拾五人

羽月衆中

一同拾三人

日当山衆中

一同六拾人

串木野衆中

一同百六拾六人

高尾野衆中

一同拾三人

勝岡衆中

一同八拾人

川邊衆中

一同六拾五人

小林衆中

一同百四拾五人

谷山衆中

一同百三拾人

指宿衆中

一同拾人

山之口衆中

一同拾人

田代衆中

一人 躰五拾人

加久藤衆中

一同貳拾三人

高江衆中

一同百四拾人

末吉衆中

一同八拾五人

國分衆中

一同三拾人

恒吉衆中

一同貳拾五人

曾木衆中

一同貳拾人

湯之尾衆中

一同七拾五人

本城衆中

一同拾人

佐多衆中

一同三拾人

吉松衆中

一同五拾人

松山衆中

一同七拾人

高原衆中

一同三拾人

横川衆中

外城廿九か所

合人躰千七百九拾八人

浮衆

曾木神右衛門

田中後藤兵衛

町田五兵衛右衛門尉

甲斐掃部介

皿良善助

浦川内蔵之丞

有川治部左衛門尉

岡村治右衛門尉

合八人

御道具衆

百貳拾三人

合人躰五千五百五拾六人

内千七百四拾貳人

老番立

内貳百七拾五人

鹿兒嶋衆

千六百六拾七人

外城衆并一所衆

百貳拾三人

御道具衆

三千六百八拾老人

式番立

外城衆一所衆

右軍衆賦帳、兵具所へ有之候茂、

此賦帳イナシニ相替儀無之候、

寛永十四年丑十一月

嶋原立衆人数差出帳 貳番立賦

主従拾四人 乗馬壹疋

有屋田右衛門佐本ま、  
治部

一具足沓領 一鑓沓本

一弓弍張矢五十

一長刀沓振 一鉄炮三挺玉薬百放・火繩十五曲

一鍬三具 一なた弍丁 一よき沓丁

一鎌三具 一手をの沓ツ 一のこ沓ツ

主従拾弍人 乗馬壹疋 大迫源左衛門尉

一具足沓領 一鑓沓本 一弓弍張矢廿四

一鉄炮式挺玉薬百五十放・火繩廿曲

一鍬弍具 一よき沓丁 一鉦三丁

一鎌弍具 一のミ沓ツ 一さし槌沓ツ

主従拾人 乗馬壹疋 本田兵右衛門尉

一具足沓領 一鑓沓本 一弓沓挺矢五十張

一鉄炮式挺玉薬百五十放・火繩十五曲

一鍬沓具 一よき沓丁 一鉦弍丁

一鎌三具 一手斧一ツ 一のこ沓ツ

主従八人 乗馬壹疋 本田勝左衛門尉

一具足沓領 一鑓沓本 一鉄炮式挺玉薬百放・火繩十曲

一鍬三具 一よき沓ツ 一鎌弍具

一鉦沓丁 一のこ沓ツ 一のミ沓ツ

主従八人 乗馬壹疋 永田源太郎

一具足沓領 一鑓沓本 一弓沓張矢三十本

一鉄炮沓挺玉薬五十放・火繩廿曲

一鍬沓領 一なた一丁 一鎌沓具

一のミ沓ツ 一さしつち一 一手をの一ツ

主従六人 永山半右衛門尉

一具足沓領 一鑓沓本 一弓沓挺矢廿四

一鉄炮沓挺玉薬五十放・火繩十五曲

一鍬沓具 一鉦沓丁 一鋸沓ツ

一かま沓具 一のミ沓ツ 一よき沓丁

主従六人 山口勘左衛門尉

一鑓沓本 一弓沓張矢卅 一鉄炮一挺玉薬卅放・火繩十五曲

一鍬沓具 一鎌弍具 一なた沓丁

一のこ沓ツ 一のミ沓ツ 岩切内記

主従五人

一具足沓領 一鍮沓本 一鉄炮一挺玉薬五十放  
火なわ十曲

一鍬沓具 一なた式丁 一のミ沓ツ

主従五人 入田左馬助

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬五十放・火繩十曲

一鍬三具 一なた沓丁 一かま沓ツ

一熊手かき沓ツ

主従五人 窪田雅楽助

一鍮沓本 一弓沓張矢廿四 一鉄炮沓挺玉薬卅放  
火繩七曲

一よき沓丁 一鍬沓具 一鍬沓具

主従四人 尼玉内記

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬六十放・火繩八曲

一鍬沓具 一よき沓丁 一熊手かき沓丁

主従四人 松元左近允

一長刀沓振 一鉄炮沓挺玉薬五十放  
火繩六曲

一鍬沓具 一なた沓丁 一よき沓丁

主従四人 市来惣兵衛

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬七十放・火繩九曲

一鍬沓具 一よき沓挺 一かま沓具

主従三人 三嶋傳左衛門尉

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬五十放・火繩七曲

一鍬沓具 一なた沓丁 一のこ沓ツ

主従三人 山内太郎「次イ」

一弓沓張矢卅六 一鉄炮沓挺玉薬五十放  
火繩五曲

一鍬沓具 一なた沓丁 一よき沓丁

主従三人 那答院勘解由左衛門尉

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬七十五放  
火繩十曲

一かま沓ツ 一なた沓丁 一のこ沓ツ

主従三人 三石清兵衛

一鍮沓本 一鉄炮沓挺玉薬三十枚・火繩十五曲

一かま沓具 一なた沓丁 一よき沓丁

主従三人 存力坊

一鉄炮沓挺玉薬百放・火繩十五曲

一鍬沓具 一鉈沓丁 一よき沓丁 一のこ沓ツ

主従三人 山口新左衛門尉

一「虫ツキ」挺玉薬三十放・火なわ五曲

一かま沓具 一なた沓丁 一のこ沓ツ

主従三人 黒川大炊右衛門尉

一 鑓沓本 一 鉄炮沓挺 玉薬卅放・火繩五曲

一 鎌沓具 一 なた沓丁 一 よき沓丁

主従三人 重信権介

一 鉄炮沓挺 玉薬八十放 一 なた沓丁 一 よき沓丁

主従三人 徳丸（善之）蔵

一 鑓沓本 一 鉄炮沓挺 玉薬五十放・火繩六曲

一 かま沓ツ 一 なた沓丁 一 のこ沓ツ

主従三人 梶尾与次右衛門尉

一 鑓沓本 一 鉄炮沓挺 玉薬八十放・火繩九曲

一 かま沓ツ 一 鉈沓ツ

主従三人 富元〔光〕佐左衛門

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放・火繩五曲

一 鎌沓ツ 一 鉈沓丁

主従三人 小田原七之介

一 鑓沓本 一 かま沓具 一 よき沓丁

一 かま沓具 一 よき沓丁

主従三人 川口矢之介

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 一 のこ沓ツ  
火繩十曲

主従三人 西田大蔵允

一 鑓沓本 一 鉄炮沓挺 玉薬卅放・火繩五曲

一 かま沓具 一 のこ沓ツ

主従三人 牛屎主水助

一 鉄炮沓挺 玉薬七十放 一 なた沓丁

主従三人 海老原奎之介

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 一 なた沓丁 一 のこ沓ツ  
火繩六曲

主従三人 上山久蔵

一 鉄炮沓挺 玉薬四十放 一 なた沓丁

一 鉄炮沓挺 玉薬卅放 一 のこ沓ツ

一 鉄炮沓挺 玉薬卅放 一 なた沓丁

一 鉄炮沓挺 玉薬三十五放 一 のこ沓ツ

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 一 のこ沓ツ

一 鉄炮沓挺 玉薬三十放 一 のこ沓ツ  
かま沓具

一 鑓沓本 一 鎌沓本 一 かんざし

一 鑓沓本 一 かま沓具 一 関屋大蔵

一 鑓沓本 一 かんざし 一 井野十郎兵衛

- 一 弓卷張矢五十
- 一 鉄炮卷挺 玉薬卅五放
- 一 鉄炮卷挺 玉薬卅放  
かま巻具
- 一 鉄炮卷挺 玉薬五十放
- 一 鑓卷本
- 一 鑓卷本 鎌巻具
- 一 鑓卷本
- 一 鉄炮卷挺 薬卅五放
- 一 鉄炮卷挺 薬四十放
- 一 鉄炮卷挺 薬五十放
- 一 鉄炮卷挺 薬五十放
- 一 鉄炮卷挺 薬卅五放
- 合人 躰五十人
- 惣合人数 百五拾三人
- 一 合乗馬 五疋
- 一 合具足 七領
- 一 合鑓式 拾六本
- 一 合弓拾卷張
- 合矢式 百九十八
- 原口主水
- 松下休兵衛
- 長里千介
- 野村右近兵衛
- 上山権介
- 垣并少三郎
- 春田掃部左衛門
- 上山主左衛門
- 宮内次郎八
- 福島主殿
- 奥源六左衛門尉
- 綱山田猪介

- 一 合鉄炮 四拾七挺
- 一 合玉薬式 千式百七十放
- 一 合長刀 式振

- 一 一 鉄拾五具
- 一 一 よぎ拾五丁
- 一 一 なた廿七
- 一 一 鎌三十式
- 一 一 鋸拾
- 一 一 のミ八

一てをの三 一熊手かき式

『島原登番立被仰渡、又々高岡五十八人御賦付を以被仰渡、右之右者高岡江賦被仰渡、打立居候得共、不及參陣旨被仰渡候由、享保九年甲辰三月廿二日入田新五左衛門親豊

寫置本ニ而、明和四年丁亥九月大迫多次右衛門寫本を、文政六年癸未六月木脇権兵衛殿被寫候を借得、同十二

年丑二月廿六日夜此所へ寫入もの也、  
『尤大坪氏本如朱書』

〔御船奉行平田民部少輔案文留帳〕

348の1

尚々申候舟賦帳、別帑ニ書付遣候、將又此元へ七端帆之闕所舟有之候、此舟も今度舟立之賦候間、其御心得可有之候、替儀も有之候ハ、可承候、右之上乗衆めいゝニ名ヲ書付候様ニまち申候、飯米之儀も今明日相渡可申候間、堅可被仰渡候、已上、熊飛脚を以申越候、仍此元御舟加子改船賦申事候、就

其衆中一人ツ、上乘として早々可被仰付候、此元舟加子賦付、上乘衆へ引渡、吾々事ハ片浦之ことく可参覚悟候間、御油断有間敷候、上乘衆ハ主従之飯米相渡事候間、其通可被仰渡候、恐惶謹言、

十一月廿日

仁禮佐渡守殿

愛徳善左衛門殿

参人々中

一夫丸老人加世田噉衆へ状遣候間、早々可被申候、已上、

小松原浦役人衆

わさと申越候、仍今度嶋原・天草一乱ニ付、御加勢被成付、加世田表より舟立として昨日罷越候、就其一丁貴ノ嶋之舟拾四端帆一艘・市来湊之舟七端帆一艘、於其地御上米積為申由候、此舟之儀も、此度出水之ことく出舟申付事候間、就其御用之儀候間、早々右小松原へさし被渡尤候、御急用之儀候間、片時も御油断有間敷候、恐惶謹言、

十一月廿日

加納九郎左衛門殿

人々御中

一五枚帆老艘

舟主木場次郎右衛門

主取 大崎

弥兵衛尉

舟頭 水子拾人  
一八端帆老艘

上乘窪田越右衛門殿

船頭 大崎 新七

舟主小田原平左衛門尉

舟頭 水子八人  
一七端帆老艘

同小田原弥右衛門殿

舟頭 大崎 弥傳次

舟主木場次郎右衛門

水子八人  
一五枚帆老艘

吉峯寛左衛門殿

舟頭 小松原 休左衛門

舟主鮫嶋宗太郎

水子八人  
一五枚帆老艘

上乘鮫嶋惣次郎殿

主取 小松原 民部左衛門

舟主民部左衛門

一七端帆老艘

石塚伊左衛門殿

船頭 小松原 惣右衛門

同藤田大学助殿

新左衛門闕所舟之由候、此度出水之ことく遣候事候、鹿兒嶋にて物奉行衆へ其沙汰可仕候事、



右者、今度嶋原・天草一乱ニ付、加世田之内小松原并大崎より出舟仕候、舟賦如此候、右舟之上乗、加世田衆中老人ツ、乗被渡候事、

丑十一月廿日

348の4

十一月廿日

一すくりハラ拾把

加世田内

唐人原庄屋

一ふくさハラ八把

同日

一すくりハラ廿把

加世田内

内山田村庄屋

一ふくさハラ拾把

右者、天草立ニ付、大崎・小松原より船取仕立ニ入用ニ候間、今日於小松原永山覚兵衛殿・三原源右衛門殿可被相渡候、御急用候間、油断有間敷候、以上、

348の5

十一月廿日

一小から竹

但目上者尺八寸廻

加世田 小湊村庄屋

一から竹

四拾本

「印」

一ふて竹

卅六束

但目上者尺五六寸廻り

「印」

内山田村庄屋

右者、天草立ニ付、大崎・小松原より船取仕立入用ニ候間、小湊村之内ニテ切調候様可被仰付候、切手

348の8

此元船誘ニ付、かち衆一人入事候間、今晚早々被参候様堅可被仰付候、恐惶謹言、

十一月廿日

348の7

ニ右両所庄屋衆方より加子可被遣候間、吳儀有間敷候、以上、

右者、天草立ニ付、大崎・小松原より船取仕立ニ入用候間、切調、今晚於小松原岩城新左衛門殿へ可被相渡候、御急用之儀候間、少も油断有間敷候、明日出船仕候間、其心得尤ニ候、已上、

348の6

十一月廿日

一ふて竹

卅六束

め上者尺八寸廻  
加世田 内山田村

丑十一月廿日

吉峯覚左衛門殿  
参

348の9

かせ田御喫衆中

任便一書令啓候、仍吾々事も十九日ニ小松原へ着津申候、今日迄逗留仕候、此元舟加子改分やうやく舟数大小六艘水子四拾人餘御座候、明日出舟可申付覚悟候、存之外ニ隙入儀候て逗留仕事候、乍去小松原ハ仕舞申候間、明日よりハ片浦之やうに可参覚悟候、是又為御存候、其元相替儀候ハ、追々御注進まぢ入申事候、恐惶謹言、

十一月廿日

相良丹後守殿

人々中

〔平田宗直加子立曳付留帳〕

349の1

拾一月廿日

船頭

一久左衛門 民部左衛門

同 惣右衛門

軍右衛門 利兵衛

尉 助市 九郎兵衛尉 太郎兵衛尉 善兵衛尉 次郎

左衛門尉 彦五郎 六右衛門尉 弥吉 安右衛門尉

惣兵衛尉 拾右衛門尉 助之丞 助兵衛尉 次郎介

350 〔平田宗直船賦帳〕

一五枚帆耆艘

主取

弥五兵衛尉

米千代 孫九郎 助太郎 善作  
合式拾三人

右者、小松原より相立候浦水子、天草一乱ニ付、軍衆乗舟加子として可被請取者也、

349の2

拾月廿日

船頭

一 弥兵衛尉 弥傳次 同 新七 新介 善右衛門 助市 次

兵衛 三郎次郎 太郎次郎 奎之丞 庄吉 新吉 与

介 掃部助 久次郎 孫兵衛尉 三介 孫市 宇兵衛

尉 善作 嘉兵衛尉

合式拾老人

右者、加世田之内大崎より相立候浦水子として可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛尉殿

水手六人

加世田衆中上衆

窪田越右衛門殿

鉄炮

一八端帆耆艘

舟頭新七

鑓

舟頭・水手拾人

右同

小田原弥右衛門殿

鉄炮

談合衆  
印有り

平峯郷兵衛

一七端帆耆艘

舟頭弥傳次

弓

濱田右京亮

船頭・水手八人

右同

吉峯覚左衛門殿

鉄炮

談合衆

高橋平右衛門

一五枚帆耆艘

主取 久左衛門尉

鉄放

印有り

有馬九郎次郎

水手六人

右同

鮫島惣次郎殿

同

真木平七

一五枚帆耆艘

主取 民部左衛門尉

同

池田権左衛門

水手六人

右同

石塚伊左衛門殿

同

安田孫七郎

一七端帆耆艘

主取惣右衛門

鑓

野田主馬允

舟頭・水手八人

右同

藤田大学助殿

鉄炮

久松千七兵衛

合船數六艘分

同

徳田次右衛門

合舟頭・水手

同

富田仲四郎

右者、加世田小松原并大崎より出船申付者也、

同

古川作右衛門

同

稲元三右衛門

鉄炮

竹下市左衛門

同

田中清兵衛

天草立衆

同

田中清兵衛

鉄炮	やり	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鉄炮		同	鉄放		鉄炮	
宮田小監物	大林坊	菊野九郎左衛門	午山与二郎 <small>(生)</small>	小能新吉	高山清右衛門	坂元七兵衛	谷口志摩丞	蓑毛代右衛門	中条左近允	新原六兵衛	中嶋治右衛門	中原二兵衛	竹下彦八郎	古川雅楽助	瀬戸口主水佑	鮫嶋隼人佑	肥後宗兵衛
同	同	同	同	同	同	同	鉄炮	同	同	鉄炮	鍵	同	鉄炮		同	同	同
芝原内蔵介	若松弥右衛門	小濱善助	前田續右衛門	万善兵部左衛門	古川郷右衛門	迫田助三郎	徳重徳右衛門	片平久右衛門	重久市右衛門	桜井二郎介	池江源太左衛門	松永長左衛門	永野十郎右衛門	江口権右衛門	泊織部助	下村喜右衛門	紙屋孫四郎

鐵炮	同	鐵炮	弓	同	鐵炮	弓	同	同	同	同	同	同	同	同	鐵炮	鐵鎗	
末原二兵衛	上田貞右衛門	迫田与兵衛	塩川有右衛門	大嶺甚左衛門	野間勝介	橋口丹後守	赤塚九郎右衛門	時任及左衛門	小濱掃部左衛門	中山助兵衛	神屋治部左衛門	坂口大藏介	安田七郎左衛門	中村為左衛門	阿多内藏丞	森山長介	宮田才兵衛
																	大田淡路守
																	荒田平作
																	濱田清左衛門
																	永井藤兵衛
																	塩川半左衛門
																	松永五左衛門
																	荒武丹波守
																	神崎左近允
																	稻留藤右衛門
																	篠原城之介

(表紙)

寛永十四年十一月二  
十一日至二十四日

寛永軍徴 卷七

寛永軍徴卷之七十四年丁丑

十一月二十一日丙戌至二十四日己丑

352の1 平塞録云、廿一日、熊本老中(家脱カ)ヨリ薩摩ノ老中(家脱カ)へ手紙一通、

熊申入候、島原之儀ニ付、為上使板倉内膳様(重島)・石谷十蔵(貞清)

様被成御下向之由申来候、日限之儀知不申、又者いつ

かたへ御着とも不承候得共、為御存知先如斯御座候、此

段鹿兒嶋御家老中江茂可被仰達候、(松井興長)・頼母佐儀、(有吉英實)

(牧野成純)・(林勝正) 傳藏様・丹波様より被召寄、一昨晚又高瀬ニ罷越申候

間、拙者より如此御座候、恐々謹言、

十一月廿一日

(米田是季) 長岡監物

(有卷) 山田民部少輔様

人々御中

352の3

傳曰、今度ノ一亂ニ付、薩摩ヨリ家老一人佐敷・水俣ノ境出水マテ被出置候ニ付、急用ノ儀ハ右ノ出水迄及取遣ケルトナリ、

353

星野覺書云、同廿一の夜半過、伊勢殿郭の下に敵押寄せ、一しきりノ関を作り候、月明りに城より見下し候得者、一樣ニ白頬かむりいたし、白胸肩衣を着、夜討出立の敵透間なく折敷居候、矢挾間後より弥きおひて関を作り候ニ付、何程札能き鎧を着したる魔道者に而も、弓神の神器ニ及へからすと、塀裏に歩の板を渡し、射手何れも半身あらはれ出、差詰引詰矢種子をおします射出候、表ニ折敷たる敵は養毛の様ニ矢を請留候へ共、其儘ニ而立さハ

く事無之、不審ニ思候処ニ、夜の明方ニ右白装束の敵の後より数十挺の大砲を出し、矢挾間歩板の上に居候武者を目当に打挫き、絶間なく込替く打出候ニ付、城兵面を差出候事もならざる間ニ、いつとなく引取候、敵引取候跡迄も白装束の者ハ残居候ニ付、城外へ人を出し見届候ニ、民屋毎ニ致建立居候白佛言の躰内ニ堅土を込たる

ニ而候、蓑毛之様ニ請留候矢ハ、悉拔取候て持越し一本も無之候、後に籠城の節、大砲・木筒に込て打出候箭者、此富岡城中の箭ニ而為有之由候、

354の1

「平田宗直案文留」

送状

十一月廿一日

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

主従

鮫島惣次郎殿

同人

かせ田衆中主従

窪田越右衛門殿

同人

同主従

小田原弥左衛門殿

同人

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

一真米壹斗五舛ハ

一赤米壹斗五舛ハ

同主従

石塚伊左衛門殿

同人

同主従

吉峯覚左衛門殿

同人

同主従

藤田大学助殿

同人

右者、今度天草一乱ニ付、御加勢として加世田之内小松原より船取立如出水之差遣候、上乘として加世田衆中被仰付候、舟中飯米丑十一月廿一日より以後、日数三拾日分之飯米として、於小松原相渡候、其元にて算用被成、次飯米可被仰付候、已上、

丑十一月廿一日

是枝喜右衛門殿

354の2

十一月廿一日

一赤米九斗ハ

右者、五枚帆壹艘水手六人ニて、丑之十一月廿一日より以後、日数廿日分之海上飯米、壹日ニ壹人赤米七合五勺ツ、の算用を以、主取弥右衛門尉殿へ相渡候、於

354の4

其地次飯米御さん用被成可被仰付候故、上乘として加世田衆中乗渡者也、

是枝喜左衛門殿

まいる

送状

十一月廿一日

一赤米貳斗ハ

舟頭大崎之

弥傳次

一同壹石三斗五升ハ

加子九人

右者、荷方八端帆壹艘船頭・水手拾人にて、丑十一月

廿一日より已後、日数廿日分海上飯米、壹日ニ船頭ハ

赤も壹升ツ、水手ハ七合五夕ツ、之算用を以、船頭

弥傳次江相渡候、於其地御算用被成、次飯米可被仰付候、今度天草一乱ニ付御加勢之人衆乗船として小松原

より出船申付者也、

是枝喜右衛門殿

まいる

送状

一赤米貳斗ハ

舟頭大崎之

新七

一同壹石五升ハ

加子七人

354の6

右ハ、荷方七端帆壹艘舟頭・水手者八人ニ而、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分之海上飯米、壹日ニ舟

頭ハ壹人ニ付壹升ツ、加子壹人付七合五夕ツ、ノさ

ん用を以、舟頭新七方へ相渡候、於其地次飯米可被仰

付候、今度天草一乱ニ付人衆乗舟として小松原より出

舟申付者也、

是枝喜右衛門殿

まいる

送状

十一月廿一日

一赤米九斗ハ

主取小松原之

久左衛門

右者、五枚帆壹艘水手六人、丑十一月廿日より已後、

日数廿日分海上飯米、壹日一人付七合五夕ツ、ノさん

用也、但小松原より出舟申付者也、

是枝喜右衛門殿

送状

十一月廿一日

一赤米九斗ハ

主取小松原之

民部左衛門

右者、五枚帆壹艘水手六人、丑十一月廿一日より已後、



日数廿日分海上飯米、壹日ニ付七合五タツ、ノさん用、但小松原より出舟申付者也、

是枝喜右衛門殿

354の7

送状

十一月廿一日  
一 赤米貳斗ハ

舟頭小松原之

惣右衛門

一同壹石五斗ハ

加子七人

右者、荷方七端帆壹艘舟頭・水手八人者、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分海上米として、壹日ニ一人ニ付舟頭壹舛ツ、水手者老人付七合五タツ、さん用を以、舟頭惣右衛門尉へ相渡候、於其地次飯米可被仰付候、今度天草一乱付軍衆乗舟として小松原より出船申付者也、

是枝喜右衛門殿

去廿日ノ御状同廿一日之朝令披見候、仍此元舟数改申候、いつれノ舟不道具ニテ候、急々ニ調かね申候、乍去今明日ニ出船可申付覚悟候、此元小松原・小湊・こ

うら・片浦之間ニ、舟数大小別帛ニ書付相立申候、吾々事も五日中ニ片浦迄ニ仕舞、市来之やうに可参覚悟候、可然様ニ御披露頼存候、恐惶謹言、

十一月廿一日

相良丹後守殿御報

小松原・小湊・小浦・片浦、舟大小書付相達候事、

舟頭・水手拾六人

上こしきしま

一 荷方拾四端帆壹艘

舟主 千左衛門

舟頭 茂左衛門

上乘式人

右ハ、上こしき運賃舟也、

船頭・水手六人

市来みなと

一同七端帆壹艘

舟主 彦右衛門尉

運賃舟

舟頭 神兵へ尉

上乘式人 鮫嶋源兵衛尉殿

舟頭・水手十人

申

一同十一端帆壹艘

舟主 十郎三郎

舟頭 徳右衛門

式人上乘、永井与兵衛尉殿

運賃舟

354の9

354の11

送状  
十一月廿一日  
一新笞三十帖  
一新笞三十帖  
一新笞三十帖

五枚帆沓艘  
五枚帆沓艘  
五枚帆沓艘

354の10

右、舟数合三艘分、今度御上米仕上せとして米積候へとも、天草一乱ニ付、人衆乗舟として小松原より出水之やうニ出船申付者也、  
右式口、船数合九艘分之舟賦帳書立、小松原・大崎之浦役人衆へ相渡置候事、

一書令申候、今度如出水相廻候舟立之内、上乘金田四郎左衛門殿へ被仰付候處ニ、舟釘患由被仰候ニ付、釘少々可相調談合仕候、左候へハ、舟主鯨嶋惣次郎殿今度被罷立由候間、後舟上乘として被参候様ニ談合仕候間、飯米相渡申候間、為御存知候、恐惶、

十一月廿一日

加世田御嚶衆中

354の12

同  
一新笞七拾帖  
同  
一新笞七拾帖  
同  
一新笞七拾帖  
合新笞三百帖、小松原より出舟也、舟数六艘へハリ付乗せ候事、  
八端帆沓艘  
是枝喜右衛門殿参

小湊之舟四艘分之上乗衆中四人、早々可被仰付候、飯米共相渡事候間、明朝ハ早々小湊之様ニさし可渡候やうニ堅可被仰付候、将又小浦・片浦に舟数七艘分有之よし候間、此上乘衆も早々被仰付尤候、明日ハ其元被打立候而、小浦・片浦之やうニさし被渡候様ニ、片時も御肝煎可有之候、又鹿兒嶋より飛脚参候、急々ニ人衆被遣事候間、早々出船可申付由被仰付候間、延引有間敷候、恐惶謹言、

十一月廿一日

仁禮佐渡守殿

愛徳善左衛門殿

人々中

水手八人、内四人ハ小浦より打立候、  
一五枚帆壹艘

舟主左右衛門

主取

隼人佐

上乘衆 主從 池田長左衛門殿  
水手八人、内四人ハ小浦より打立候、  
一五枚帆壹艘

舟主神右衛門

主取

与四右衛門

上乘衆 川越善兵衛尉殿 主從  
水手八人、内四人ハ小浦より打立候、  
一五枚帆壹艘

舟主宮園源兵衛尉

主取

次郎左衛門

上乘衆 前田久左衛門殿 主從  
水手七人、内一人ハ小浦より打立候、  
一四枚帆壹艘

舟主助二郎

主取

大藏兵衛尉

上乘衆

合舟數五艘分

合水手三拾九人

内拾七人ハ小浦より打立管ニ而候、

右ハ、小湊より舟出舟申付者也、

送状 十一月廿一日

一真米壹斗五舂ハ

主從

鯨嶋源兵衛尉殿

一 赤米壹斗五舂ハ

同人

右者、市来湊より運賃舟七端帆一艘、小松原よりかり舟申付候、上乘として加世田衆中、丑十一月廿二日より已後、日數三拾日分飯米相渡候、其元へ着津候ハ、算用を以次飯米可被仰付候、但此舟之儀ハ御上米積仕舞候故、其元にて人衆引飯米ニ入事候間如此候、以上、

十一月廿一日

是枝喜右衛門殿參

十一月廿一日

一大から竹五十本

但四五寸廻

一小唐竹 十一束

め上壹尺八寸廻

右者、今度天草立ニ付、入用舟小湊にて取仕立ニ、入用として庄屋佐藤大炊左衛門殿より切手被遣候間、可被引渡候、御急用之儀候間、吳儀有間敷候、

加世田大浦村庄屋衆參

覚

354の18

- 送状
- 十一月廿一日
- 一新笞廿帖
- 一 同廿帖
- 一 同廿帖
- 一 同廿帖
- 一 同廿帖
- 五枚帆耆艘
- 同耆艘
- 同耆艘
- 同耆艘
- 同耆艘

354の17

- 十一月廿一日
- 一 大唐竹 五十本 但四五寸廻
- 一 小から竹 十一束 め上耆尺八寸廻
- 右者、今度天草立ニ付、小湊より仕出之五枚帆四艘・四枚帆一艘、合舟數五艘也、そつかう三竿ニ相調可有候、油断有間敷候、已上、
- 加世田小湊庄屋衆參

覚  
十一月廿一日  
一 笞百帖

右者、小湊より舟取仕立ニ入用ニ候、庄屋佐藤大炊左衛門殿へ其元へ残置候ヲ可被相渡者也、  
小松原濱役人衆參

355の2

- 十一月廿一日
- 船頭
- 一 弥右衛門 隼人佐 同
- 同
- 与四右衛門
- 次郎左衛門 八藏
- 次郎右衛門 傳兵衛尉 市藏 弥兵衛尉 孫介 孫作
- 次郎作 弥五左衛門 萬兵衛尉 為兵衛尉 弥作 大

355の1

- 一 同廿帖
- 四枚帆耆艘
- 合新笞百帖、加世田小湊より仕出候、舟數五艘へのせ候而遣候間、其心得尤ニ候、
- 是枝喜右衛門殿參
- 「平田宗直加子立曳付留帳」
- 拾一月廿老日
- 一 笞四百帖者

右者、小松原へ所浦より相納置候、今度天草一乱ニ付、人衆乗舟として、小松原・大崎より舟取仕立、出水表へさし遣候、笞無之候付、各手前ニ被受取、出船之船數へ乗せ付可被遣者也、  
小松原浦役人衆參

藏兵衛尉 為左衛門 彦右衛門 神右衛門 孫左衛門  
作藏

合式拾式人

右者、小湊より相立候浦水手として可被請取者也、

永山寛左衛門殿

三原源右衛門殿

356の1

「平田宗直銀米拂留帳」

十一月廿一日

一真米三斗五升ハ

同

一赤米三斗五升ハ

同

一真米三斗五升ハ

同

一赤米三斗五升ハ

同

一真米三斗五升ハ

同

一赤米三斗五升ハ

十一月廿一日

一真米三斗五升ハ

同

一赤米三斗五升ハ

同

一真米三斗五升ハ

同

主従

鮫島惣次郎殿

同人

窪田越右衛門殿

同人

小田原弥右衛門殿

同人

石塚伊左衛門

同人

吉峯覚左衛門殿

同人

一真米三斗五升ハ  
同  
一赤米三斗五升ハ  
藤田大学助殿  
同人

右者、今度天草一乱ニ付、御加勢被成ニ付、小松原并

大崎より諸船取仕立如出水遣候、上乘として加世田衆

中廻ひ被渡候船中飯米、丑十一月廿一日より已後、日

数三拾日之飯米として銘々ニ可被相渡者也、

三原源右衛門殿

永山寛右衛門殿

356の2

十一月廿一日

一赤米九斗ハ

同

右者、五枚帆之水手六人にて、丑十一月廿一日より已

後、日数廿日分之海上飯米として可被渡候、今度天草

一乱ニ付、小松原より出船仕候付如此候、已上、老日

ニ老人付赤米七合五夕ツ、之さん用也、

永山寛右衛門殿

三原源右衛門殿

主取大崎之

弥兵衛尉

356の3

十一月廿一日

一赤米貳斗ハ

舟頭大崎之

弥傳次

一同 右石三斗五升

加子九人

右ハ、荷方八端帆老艘舟頭・水手拾人ニテ、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分<sub>ノ</sub>海上飯米、老日ニ舟頭ハ赤米老升、加子老人付七合五夕ツ、ノ算用を以、舟頭弥傳次へ可被相渡候、今度天草一乱ニ付御加勢被成付、小松原より出水のことく被遣候付、如此候、以上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿

356の4

十一月廿一日  
一赤米貳斗ハ

舟頭大崎之  
新七

一同 右石五升ハ

加子七人

右者、荷方七端帆之舟頭八人ニテ、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分<sub>ノ</sub>海上飯米、老日ニ舟頭老人ニ付赤米老升、加子老人ニ付七合五夕ツ、之算用を以、舟頭新七へ可被渡候、今度天草一乱ニ付、小松原より如出水之被遣候付、如此候、以上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿  
まいる

356の5

十一月廿一日  
一赤米九斗ハ

主従小松原ノ  
本まゝ、久右衛門

右者、五枚帆之水手六人ニテ、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分<sub>ノ</sub>海上飯米、老日ニ老人付赤米七合五夕ツ、之算用を以可被相渡候、今度天草一乱付、小松原より如出水被遣候付、如此候、以上、

永山覚右衛門殿

三原源右衛門殿  
まいる

356の6

十一月廿一日  
一赤米九斗ハ

主取小松原  
民部左衛門

右ハ、五枚帆之水手六人ニテ、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分<sub>ノ</sub>海上飯米、老日ニ老人付赤米七合五夕ツ、ノ算用を以可被渡候、今度天草一乱ニ付、小松原より如出水被遣候付、如此候、以上、

三原源左衛門殿  
本まゝ

永山覚右衛門殿  
まいる

356の7

十一月廿一日  
一 赤米壹斗ハ

舟頭小松原之  
惣左衛門

一同壹石五升ハ

加子七人

右者、荷方七端帆船頭・水手八人ニテ、丑十一月廿一日より已後、日数廿日分海上飯米、船頭壹日ニ壹人付

壹升ツ、加子壹人ニ付七合五夕ツ、算用を以、船頭惣左衛門へ可被渡候、今度天草一乱ニ付、軍衆乗船として小松原より如出水之被遣候付、如此候、以上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿まいる

356の8

十一月廿一日  
一 真米壹斗五升ハ

主従  
永井与兵衛尉殿

一 赤米壹斗五升ハ

同人

右者、丑十一月廿二日より主従日数卅日分之飯米として可被渡候、今度天草一乱付、小松原より舟取仕立候事、舟拾壹端帆船壹艘之上乗として、如出水差被渡候付、如此候、已上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿参

356の9

十一月廿一日  
一 真米壹斗五升ハ

主従  
鮫嶋源兵衛殿

一 赤米壹斗五升ハ

同人

右者、市来湊七端帆船壹艘上乘として、如出水之さし被渡候、丑十一月廿二日より主従日数卅日分飯米として可被渡候、今度今度天草一乱付、如此候、以上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿まいる

356の10

十一月廿一日  
一 赤米壹石貳斗ハ

主取  
弥右衛門尉

五枚帆壹艘、水手八人之内四人ハ小浦より

十一月廿一日  
一 赤米壹石貳斗ハ

主取  
隼人佐

五枚帆壹艘、水手八人之内四人ハ小浦より

同日  
一 赤米壹石貳斗ハ

主取  
与四右衛門尉

五枚帆壹艘、水手八人之内四人ハ小浦より

同日  
一 赤米壹石貳斗ハ

主取  
次郎左衛門尉

五枚帆壹艘、水手八人之内四人ハ小浦より

同日  
一 赤米壹石五升ハ

主取  
大藏右衛門

四枚帆壹艘、水手七人之内壹人ハ小浦より

右者、丑十一月二日廿カより主従日数廿日分之海上飯米として、老日ニ老人ニ付七合五夕ツ、之さん用を以、銘々ニ可被渡候、今度天草一乱ニ付、加世田之内小浦より出舟申付也、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿参

十一月廿一日

一赤米壹斗五升ハ

同

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

同

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

同

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

同

主従

川越助右衛門殿

主従

川越善兵衛殿

主従

池田長左衛門殿

前田久左衛門殿

右者、丑十一月廿二日より已後、日数卅日分之海上飯米として可被渡候、今度天草一乱付、加世田之内小湊より如出水、五枚帆四艘・四枚帆壹艘之上乗として、

加世田衆中老人ツ、乗渡付、如此候、以上、

三原源右衛門殿

永山覚右衛門殿

357 「平田宗直萬曳付留」

拾一月廿一日

一真米壹石壹斗八升弍合者

同日

一赤米七石五斗

前かき

右同

右者、天草一乱ニ付、加世田之内大崎・小松原より舟仕立ニ付、舟頭・水手飯米并上乘衆飯米ニ入用として、小松原当出物蔵衆竹下筑左衛門殿・村山喜右衛門殿より可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

358 「平田宗直船賦帳」

一五枚帆壹艘

水手八人

一五枚帆壹艘

主取

孫右衛門尉

加世田衆中上乘

川越四右衛門尉殿

主取

隼人佐



水手八人 右同

池田長左衛門殿  
主取

一五枚帆巻艘

右同

水手八人

川越善兵衛殿  
主取

一五枚帆巻艘

右同

水手八人

前田久左衛門殿  
主取

一四枚帆巻艘

水手七人

上乘なし

大蔵兵へ尉

合船数五艘分

合水手

右者、小湊より如出水之出船申付者也、

市米湊舟

一荷方七端帆巻艘

船頭 神兵衛尉

船頭・水手六人

船頭 徳右衛門

串船

一同船壹端帆巻艘

船頭・水手拾人

船頭 永井与兵衛尉殿

右者、運賃船小松原へ御上米積仕舞罷居候間、如出水

之出船申付者也、

二十二日丁亥

359 平塞録云、廿二日、天草四郎又々一萬ノ人数ヲ率イ、富

岡ノ城ヲ攻ム、傳云、十九日ニ一揆城ヲ攻テ引取時分、

木簡ニ近日又々大勢ヲ催シテ城ヲ可責由、大文字ニ書テ、

城下ノ市ニ立置ケレハ、城兵モ聊油斷ニ不及、原田伊豫

ハ城外ヲ巡見シテ、城ノ廻リノ大木ハ鉄炮ノ障トナリテ

悪シトテ、足輕・中間ヲ催シテ切拂ハセ、矢受ノ堀ヲ丈

夫ニ普請シ、手配リ無殘所申聞セ、一揆ノ押寄ルヲ今ヤ

ノト待カケタリ、天草四郎父子其外諸軍人等志岐村ニ

集リテ、百姓トモニ申聞セケルハ、此頃ノ城攻ハ余リ血

氣ニ過テ、城中ノ侍ヲ侮リ、攻支度モ無之、平攻ニカツ

キヨル故、鉄炮ニ中リ、大形手負・死人ヲ致セシ事、下

知ノ疎ナル故ナリ、今度ハ前日ニ引替テ攻具ヲ用意シテ、

竹束攻ニイタシ、随分大勢ノナリヲ申付ケ、又々城ヲ取

巻、何モ必死ニナツテ城ヲ攻落シ、宗門ノ場所ト定ヘシ

ト、一萬人余ヲ帥テ、廿一日ノ早朝ヨリ旗差物一様ニ合

日巳の冠一揆原おし語云、阿り、妄説なり  
シ渡リテ、即時ニ堀下ニカツキヨリ、各竹束ヲ突寄セ

レバ、並河・島田ノ兩者頭組ノ足輕ヲ下知シテ、此ヲ破

レテハ一生ノ大事ナリ、頃日ノ如ク鉄炮ニテ打スクメヨト下知シテ、挟間ヲ推開キ、一同ニ打立ル、其外ノ侍中モ手々ニ大木・大石ヲ投掛、汗水ニ成テ防ク、然トモ一揆ハ大勢ニへ討ル者ニハ目ヲ不掛、此城ヲ攻落シ城主ニナラント、踏越、ツメヨセ、一途ニ思切タル様子故、原田伊豫モ甚大切ノ防ト思詰、諸者頭ニ使番ヲ遣シ、防戦堅固ニ可致由申遣ケル、島田・並河兩人組ヲ下知シテ、「本マ、」唯一偏ニ中リハツレヲ不構、混打ニ打セシカハ、卒ニ竹束ヲ打亂シ、一揆大勢打殺シケル、何モ此體ヲ見テ攻口ヲサケ、搦手へ廻リテ水ノ手ヲ指塞ク、城内両口水ニ渴シ、籠城辛苦ノ節一揆雲霞ノ如クニ充滿シ、一乘リニ攻入レトテ聲々ニ呼リ、平攻ニ押詰ル、籠城ノ侍モ爰ヲ破テハ武家後代ノ恥辱ト、互ニ勵ミ、手ヲ碎キテ防戦ス、原田伊豫・津田五郎八・古橋權太夫・原田主馬・大竹新助・呼子平右衛門、追手ノ虎口ヲ開キテ一同ニ一揆ヲ突崩シ、何モ首ヲ取り、又搦手ノ水口ヨリハ澤木七郎兵衛・原彦兵衛・上月八助・吉川傳右衛門・同九郎市・塩田市右衛門・同半之丞・井上角右衛門・福永六郎左エ

門・野藤助之丞(進カ)・松本七左衛門・山原作右衛門・川岸茂右衛門・早船ノ頭内山彦右衛門、一同ニ突テ出、必死ニナリテ相戦イ、互ニ打ツ打レツ、キビシキ働アリ、一揆ヲ大勢打取りテ何モ首ヲ提タリ、味方ニハ澤木・塩田・山原疵ヲ蒙リ、岡原・上月兩人打死ス、古川ハ散々ニ戦ヒ、鉄炮キズ三ヶ所ニ蒙リテ倒レケルヲ、同九郎市(九市郎カ)十六歳ナリケルカ勇氣ノ若者ニテ、敵ヲ追掃ライ、傳右衛門ヲ肩ニカケテ城中ニ引入ル、何モ働ヲ感心ス、右ノ通り一向ニ生死ヲ忘レ防戦スレトモ、一揆ハ大勢故、五六人宛一組ニシテ城ノ侍一人ニ掛リケレハ、(兵脱カ)城終ニハ爰ヲ破ラレテ本丸ノ内ニ引入ケル云々、下文ハ廿三日ノ下ニ抄載ス、

330 藤掛集書云、又霜月廿二日攻掛る、本城ハ組頭共、伊勢殿丸ハ並河太左衛門・嶋田十郎左衛門、本丸東の矢倉ハ関善左衛門、二の丸渡邊与次右衛門・小笠原齊・柴田弥五兵衛・柳元五郎左衛門持、然處に霜月廿二日未明に一揆共伊勢丸へ付、竹束を付責懸る、太左衛門・十郎左衛門、爰を先途と六匁筒の鉄炮にて、竹束を敵敷打たおし

申故、敵數多打死、寄付不申候ニ付、乗事不成引取、裏へ廻り、水の手を取切候間、一兩日城中水にかつへ申候、

此時城より突て出るもの岡原彦兵衛百石好働討死、上月八助討死、呼子平右衛門百五拾石、是へ右より天草くす浦に居申候か妻子を城へ入、是も突て出働申候、古川

傳右衛門五百石突て出働、三ヶ所手負退兼罷在候處に、

同名九市郎十六歳の若もの、是も突て出、手負候得共、

淺手故傳右衛門を肩にかけ退候、見事にて諸人誉申候、

後に水谷伊勢守五百石にて召抱、古川淺右衛門と申罷在

候、近年は病氣河岸茂右衛門五百石突て出、澤木七郎兵

衛突て出手負申候、如此の働故、一揆共追拂、城を堅固

に持申故、一揆共不叶、向の地有馬の方へ移申候云々、

〔平田宗直案文留帳〕

361の1

御状具令披見候、仍金田四郎左衛門上乘として被仰付候處、昨日小松原へ被越候舟めい／＼ニ賦付候處ニ、

四郎左衛門被仰付候へ、吾々乗申舟へ釘悪敷候而成間敷由被申付、御談合へ不申候へ共、鯨嶋惣次郎殿へ申

付候、彼惣次郎手前より望被申事ニ而へ無之候、上乘無御座より吾前より申渡候間、左様ニ御心得可有之候、

此急用之儀候間如此候、恐惶謹言、

十一月廿二日

加世田御愛衆中

361の2

十一月廿二日  
一新笈式十帖へ

五枚帆一艘

一同式十帖者

五枚帆一艘

一同式十帖へ

五枚帆一艘

一同式十帖へ

五枚帆一艘

一新笈式十帖へ

四枚帆壹艘

メ笈百帖

右者、今度天草一乱ニ付、加世田之内小湊より如出水之遣候間、入用としてめい／＼ニ而船頭へ可被渡候、

右笈之送状是枝喜右衛殿へ遣候間、慥ニ為届候様ニ堅

可被申付候、以上、

小湊庄屋中

361の3

送状  
十一月廿二日  
一赤米壹石貳斗ハ

主取  
与四右衛門

五枚帆壹艘 水手八人

同

一同壹石貳斗ハ

同  
次郎左衛門

五枚帆壹艘 水手八人

同

一同壹石貳斗ハ

同  
隼人祐

五枚帆壹艘 水手八人

361の4

送状  
十一月廿二日  
一赤米壹石貳斗ハ

主取  
源右衛門

五枚帆壹艘 水手八人

同日

一同壹石五斗者

同  
大藏兵衛尉

四枚帆壹艘 水手七人

右者、丑十一月廿二日より已後、日数廿日之海上飯米

として、壹日ニ壹人ニ付赤米七合五夕ツ、算用を以め

い／＼ニ相渡候、其元へ着津候ハ、御算用を以次飯

米可被仰付候、今度天草一乱ニ付、人衆乗舟として小

湊より如出水之出舟申付者也、

361の5

是枝喜右衛門殿参

十一月廿二日送状

主従

川越助右衛門殿

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

同

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

同

一真米壹斗五升ハ

同

一赤米壹斗五升ハ

主従

前田休左衛門殿

右者、五枚帆四艘・四枚帆壹艘之上乗として、加世田

衆中丑十一月廿二日より已後、日数卅日分之海上飯米

としてめい／＼ニ相渡候、其元へ着津候ハ、御算用

を以次飯米可被仰付候、今度天草一乱ニ付、人衆乗と

して小湊より如出水之被遣候間、上乘として如此候、

以上、

是枝喜右衛門殿参

御状細々令披見候、仍其元運賃船二艘之米半分おろし可有之由申入候、定而御物奉行衆より積手形を以御囲被成儀候へ共、此度之儀ハ軍衆乗舟過分ニ入事候故、運賃舟も其湊々へ可罷入舟ハ、たとへ米積仕舞候共、半分おろし置、如出水之舟出シ可申之由、御老中より被仰付間、如其各へも申入事候、吾々御下知為申儀候證文、別帑ニ書付遣申候、後日於鹿兒而左様成通細々御披露可申入候間、是又為御存候、其舟々ニ相積為申米員数送状御付可有候、舟頭・水手之飯米之儀ハ、積為申米之内にて被下候而ハいかゞニ存候、此中御籠之飯米之儀候間、何りより舟頭・水手へ飯米ニ被下候由細々送状ヲ相付被成可然存候、兼又上乘之儀、則加世田噺衆へ状遣候間、其元浦役人衆へ被仰渡、早々可被遣候、又々其元へ上乘衆被参候ハ、早々此方へさし被渡候やうニ可被仰渡候、飯米并送状相渡可申候、上乘衆於延引者、吾々越度ニ罷成候間敷候間、此等通各御前より被仰候而可被下候、恐惶謹言、

十二月廿二日

加納五郎左衛門殿  
達野大藏助殿 御報

一書令啓入候、仍小松原之運賃舟ニ十四端帆宍艘之上乗衆兩度申越候へ共、未不参候、御急用之儀候間、早々可被仰付候、飯米送状相渡事候間、片時も御油断有間敷候、又々小湊之上乗衆四人、昨日申越候、此衆も早々出舟被成候様ニ堅可被仰付候、飯米手形并送状相渡、小湊之庄やへ相渡置候、早々被請取、出舟有之やうニ細々可被仰付候、将又小浦・片浦之舟数大方七八艘ほと有之候間、其上乗衆七人ほと早々片浦之様ニ被差渡候様ニ可被仰付候、無御油断やうニ尤候、吾々事も此元三日中ニ仕舞候て、市来ことく可参覚悟候間申事候、恐惶謹言、

十一月廿二日

仁禮佐渡守殿

愛徳善左衛門殿人々中

361の8

十一月廿二日  
一 十四端帆巻艘

こしきノ嶋運賃

一 七端帆一艘

市米湊運賃

右式艘之舟、御上米積小松原へ罷居候故、今度天草一  
乱ニ付、御かせい被成候衆乗舟過分ニ入事候故、積籠  
米半分おろし置被成、残分員数いかほと御手前より相  
付可有故、為後日證文如此候、以上、

加納五郎左衛門殿

遠野大藏助殿参

361の9

十一月廿二日  
一 すぐり藁八把

一 小唐竹六束めノ上卷尺八寸廻

一 から竹八本但四五寸廻

右、片浦舟四艘分取仕立ニ入用として、山下六左衛門  
殿へ被引渡候、天草一乱ニ付如此候、已上、

片うら庄や

山下九兵へ尉殿

361の10

同日  
一 すぐりわら八把

同日  
一 から竹八本但四五寸廻

361の11

同日  
一 小唐竹六束めノ上卷尺八寸廻

右案内同、阿向木庄や衆

右、從片浦舟取仕立ニ入分、

同日  
一 すぐりわら十六把  
同日  
一 小唐竹十式束ハ  
一 唐竹式十本ハ四五寸廻ツ、

右、半分ツ、二ヶ名へ申遣候事、

あかうき 庄屋衆

片浦

小浦  
舟数四艘分ニ取仕立ニ入分也、

361の12

尚々御急用之儀候間、延引有間敷候、以上、

一 書令啓入候、然者串舟十一端帆舟頭・水手之飯米之  
儀ハ、各相積被成候米之内にて飯米ニ被下候而可然存  
候、兼々より吟籠たるきニ候間、其さん用を以送状御  
付候而可然存候、恐惶謹言、

十一月廿二日

當出物藏衆中

態飛脚を以申越候、仍其津より加子追立、如久見崎之相立筈ニ候、然處ニ片浦より舟餘多如出水之出船いたしニ付、其元之加子如片浦早々可被遣候、此元より飯米相渡可遣候間、其心得可有候、御急用之儀候間、少も油断有間敷候、恐々謹言、

十一月廿二日

秋め浦役人

〔平田宗直加子立曳付〕

## 362の1

拾壹月廿二日

船頭

一茂兵衛尉 喜左衛門 利兵衛尉 同

孫左衛門 同

作左衛門

神右衛門 作十郎 正九郎 久太郎 孫三郎 新左衛門

門 弥兵衛尉 清介 米千代 宇兵衛尉 助左衛門

休作 四兵衛尉 休三郎 弥作 助作 休兵衛尉 け

さ 弥吉 助太郎 吉介 休次郎 与兵衛尉 孫九郎

太郎吉 次郎

合三拾叁人

右者、小浦より相立候浦水手可被請取也、

永山覚兵衛尉殿  
三原源右衛門殿

## 362の2

拾壹月廿二日

一弥左衛門

平兵衛尉 惣左衛門

小松原より相立候、

同日

一太郎作 善七 半介 小湊より相立候、

右者、商買舟へ被雇小湊へ罷居候間、可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛尉殿

## 362の3

拾壹月廿二日

船頭

一宍岐 藏右衛門 市右衛門 同

弥九郎 同

宇兵衛尉 市十郎

郎 長三郎 善十郎 宗三郎 大藏 彦助 長左衛門

尉 小平次 助三郎 助太郎 弥介 拾三郎 宇左衛門

門尉 左左衛門 助拾郎 弥四郎 長右衛門 弥五郎

長十郎 源兵衛尉 三次郎 河右衛門 五郎左衛門

源右衛門 長吉 清三郎 勝八

合三拾叁人

一助之丞 与介 惣五郎 弥右衛門 三右衛門尉 神介

少右衛門 李之介

合八人

右者、片浦より相立候浦水手として可被請取者也、

永山覚兵衛尉殿

三原源右衛門殿

一五枚帆壹艘

水手八人

加世田衆中上乘

森田八左衛門殿

主取

茂兵衛尉

一四枚帆壹艘

水手八人

右同

野田内蔵丞殿

主取

利兵衛尉

一四枚帆壹艘

水手七人

右同

宇多与左衛門殿

主取

孫左衛門

363 「平田宗直船賦帳」

一五枚帆壹艘

水手八人

加世田衆中上乘

大迫久左衛門殿

主取

藏右衛門

主取

壹岐

一五枚帆壹艘

水手八人

右同

唐仁原隼人佐殿

主取

□右衛門

森田与三左衛門殿

主取

弥九郎

久松四郎右衛門殿

右同

一四枚帆壹艘

水手八人

合舟数四艘分

合水手

右者、片浦より出船申付者也、

一四枚帆壹艘

水手八人

加世田衆中上乘

森田八左衛門殿

主取

茂兵衛尉

一四枚帆壹艘

水手八人

右同

野田内蔵丞殿

主取

利兵衛尉

一四枚帆壹艘

水手七人

右同

宇多与左衛門殿

主取

孫左衛門

一四枚帆壹艘

水手八人

上乘なし

合舟数四艘

合水手

右者、小浦より出船申付者也、

一八端帆壹艘

舟頭・水手拾壹人 上乘なし

舟頭

太兵衛尉

右者、小松原より出舟申付候、但此舟之儀ハ肥前之商

買人かりにて、しやうのう積之處ニおろし置、如出水

之出船申付者也、

364 寛明日記云、廿二日今晝未明ニ一揆富岡城へ寄ス、伊勢



殿丸ニ攻寄テ、竹東ヲ付、並河太左衛門・島田十郎左エ門大筒ヲ放サセ、竹東ヲ討倒ス、一揆等多打殺サレ、不叶而引取、搦手ヘ廻リ、水ノ手ヲ取切、一両日ハ城中渴ニ及由、此時城中ヨリ突テ出シ者ハ、岡原彦兵衛討・上月八助・呼子平右衛門・河岸茂右衛門・澤木七郎兵衛等討テ出ル故、安穩ニ城ヲ抱ケルト云云、

二十三日戊子

365 平塞録云、明ル廿三日ニハ、一揆彌氣力ヲ得テ二ノ郭ニ乗入り、本丸ヲ取圍ミ、今一乘ニト勵ミケレハ、スハ落城(ニカ)口ミエニケル、然ルニ三宅藤兵衛老兵ニテ、兼テ用心シテ火箭ヲ餘多拵ヘ置タリ、三宅藤右衛門是究竟ノ重寶也ト取出シ、射手ニ申付ケ、近々ト一揆ヲ引ツケ、一同ニ挾間ヨリ雨ノ如クニ射掛タリ、竹東ニ中ルトミヘシカ、忽ニ焼上リ、黒煙ヲ焦シテ、夥シキ闇ニテ一揆ニ火ヲ吹掛タリ、一揆仰天シテ引ントスレハ、跡ヨリ▽多勢込詰たり、菟や角と周章内に本丸より△見下シテ鉄炮ヲ敵

シク打カケ、レハ、先手ノ一揆ノ大将分上總三郎兵衛・島原三之丞兩人ヲ討取リケレハ、四郎父子大ニ啖レ、今日ノ城責是迄ナリ、味方ヲ多ク討セテハ無益ナリ、重テ遺恨ヲ晴スヘシトテ、速ニ人数ヲ引テ、近邊ニ足ヲ不止、四郎島原ノ人数ヲ帥テ、船ヨリ島原口ノ津ノ町内ニ引退キ、天草ノ一揆ハ甚兵衛(ツ脱カ)大将トシテ上津浦ノ古城ニ取籠ル、寺澤ノ侍中十死一生ト云テ、本渡島子ノ恥ヲ雪クニ似タリ、其外天草領ノ者ニハ人質ヲ出シテ富岡ヘ有免ヲ願ケル、然トモ前日ヨリ色々ノ欺ニ懲リテ何モ不承知、農民心多度願テ無余義申シカハ、則志岐敵方ノ陣小屋ヲ焼テ城中ヘ一味ノ色ヲ立ヘシト申ケレハ、即刻ニ小屋ノ焼トス、夫ヨリ城中モ安堵シケル、

366 星野覚書云、同廿三日早朝、又々大手口に遠くと押寄せ、式三百人計、此頃迄村々はやりたる武者躍を致し、敵を侮りたる躰ニ候得共、為何寄謀をか巧候半と、城内より少もかもひ不申候処ニ、三四町脇の森の高きに

紅の旗煙の中ニ捲上るのろしを二筋あげ候、是を見候と  
寄手乱散引取候、城内より人数を出し致追討候得者、可  
得勝利様子ニ候得共、遠慮深く差控候、十一月十九日よ  
り同廿三日迄、城中より一人も城より外へ出る事ならざ  
るよふニ城を押置、其間ニ大江・赤星か手を以、天草中  
の糧米を奪り取、嶋原へ相渡候、芦塚の手ハ其跡十一月  
廿五六日比ニ嶋原へ渡候、

367 平塞録云、廿三日、眞源公(細川光利)大坂出船アリ能本侯世子細川肥後守光利なり、傳曰、

眞源公去ル十五日ニ江戸ヲ御発足アツテ、同廿三日ニ大  
坂ヨリ御出船ノ用意有、頃日ヨリ天氣打續テ悪敷故、其  
外ノ諸大名衆モ、或ハ兵庫ヨリ上リ陸ヲ押シ、或ハ日和  
ヲ見合テ滞留ノ方ノモアリケリ、眞源公モ兵庫ヨリ陸  
ヲ御出可有ヨシ被仰出ケル處ニ、船頭水橋刑部左衛門申  
ケルハ、雨天ニハ御座候ヘトモ、天氣ニ見所候得ハ、今  
晩夜分ニ乗渡シ可申由、タツテ言上ス、船中ノ面々危キ  
事ニ思ケレトモ、名ヲ得シ船頭申ス事故、眞源公モ御同  
心アツテ彌灘渡シニ相窮ケル、供船ニ其由ヲ相觸レ、其

日申ノ刻ニ兵庫ヲ出船アリ、時雨ノ時節故、武庫山ノ方  
ハ頻ニ暗クナリテ雲厚ク成シカハ、スハヤ大事ト、船中  
何レモ騒キケレトモ、刑部左衛門ハ少モ不騒、是日和ノ  
驗也ト悦ケル、時モ不移風吹出テ追手ニナル、各怪ミ思  
フ間ニ、時雨ハ余所ノ山ヲ廻リテ、海上晴天ニナリケレ  
ハ、帆ヲ八分ニ開イテ、飛カ如クニ暮前ニ名高キ播磨灘  
ヲ乗渡シケル、室ニ着船アツテ眞源公御悦不大形、刑部  
左エ門ヲ被召出、念コロニ御意アリ、灘渡シノ褒美トシ  
テ白銀十枚ヲ下シ賜ケル、

368の1 「平田宗直案文留帳」

送状  
十一月廿三日  
一 眞米壹斗五升ハ 主従 大迫休左衛門殿  
同 一 赤米壹斗五升ハ 主従 唐仁原隼人佐殿  
同 一 眞米壹斗五升ハ 主従 森田与三左衛門殿  
同 一 赤米壹斗五升ハ

同 一真米耆斗五升ハ  
 主従 久松四郎左衛門殿

同 一赤米耆斗五升ハ  
 主従 森田八左衛門殿

同 一真米耆斗五升ハ  
 主従 野田内蔵丞殿

同 一赤米耆斗五升ハ  
 主従 宇多与左衛門殿

同 一真米耆斗五升ハ  
 主従 宇多与左衛門殿

同 一赤米耆斗五升ハ  
 主従 宇多与左衛門殿

右者、加世田衆中上乘り、丑十一月廿三日より已後、  
 日数卅日分飯米として、於片浦ニ而相渡候、其元へ着

津候ハ、御算用を以次飯米可被仰付候、今度天草一  
 乱ニ付、人衆乗舟として加世田之内小浦・片浦より舟

取仕立、如出水ノ遣候間、上乘として如此候、已上、  
 是枝喜右衛門殿参

是枝喜右衛門殿参

368の2  
 水手八人  
 一五枚帆耆艘 舟主 唐十郎  
 上乘大迫休左衛門殿

水手八人  
 一四枚帆耆艘 舟主 藏右衛門  
 同 唐仁原隼人佐殿

主取 沓岐  
 同 藏右衛門

水(手八)四枚帆耆艘 舟主 助太郎  
 同 森田与左衛門殿  
 同 市右衛門

水手八人  
 一四枚帆耆艘 舟主 大藏  
 同 久松四郎左衛門殿  
 同 弥九郎

合舟数四艘 合水手三拾式人

水手八人  
 一五枚帆耆艘 舟主 正左衛門  
 上乘森田八左衛門殿  
 主取 茂兵へ尉

水手八人  
 一四枚帆耆艘 舟主 喜右衛門  
 上乘野村内蔵丞殿  
 主取 喜右衛門

水手八人  
 一四枚帆耆艘 舟主 助兵衛尉  
 上乘宇多与左衛門殿  
 同 大工利兵へ尉

水手七人  
 一四枚帆耆艘 舟主 弥兵へ尉  
 上乘  
 同 孫左衛門

合舟数四艘 合水手三拾(卷之)人

右者、小浦より出舟申付(考)也、  
 小松原 同所 小湊  
 一弥左衛門 同所 一惣左衛門 一そう佐  
 同所 一善七 一半七

小松原三人 小湊三人

右之分、其元之舟ニ早々のせ付可有之候、残十一人

片浦より早々可遣者也、

368の3

十一月廿三日

小湊之庄屋  
佐藤大炊左衛門殿

右六人之加子、商賣舟へ被履、小浦へ罷居候、舟ハ、  
他国之舟にて候、加子計小湊之舟ニのせ候事、

送状

一 赤米菘石式斗ハ

主取

茂兵衛尉

五 枚帆菘艘 水手八人

同

喜右衛門

一 同 菘石式斗ハ

四 枚帆菘艘 水手八人

同

利兵へ尉

一 同 菘石式斗ハ

四 枚帆菘艘 水手八人

同

孫左衛門

一 同 菘石五升

四 枚帆菘艘 水手十人

右者、丑十一月廿三日より日数已後廿日分之海上飯米、

菘日ニ菘人ニ付赤米七合五タツ、之算用を以、於片浦

為相渡候、其津へ参候ハ、御算次第、次飯米可被仰付

候、今度天草一乱ニ付、人衆乗舟として小浦より如出

368の5

水之出舟申付者也、

送状

一 赤米菘石式斗ハ

主取

菘岐介

五 枚帆菘艘 水手八人

同

藏右衛門

一 同 菘石式斗ハ

四 枚帆菘艘 水手八人

同

市右衛門

一 同 菘石式斗ハ

四 枚帆菘艘 水手八人

同

弥九郎

一 同 菘石式斗ハ

四 枚帆菘艘 水手八人

右ハ、丑十一月廿三日より已後、日数廿日海上飯米、

菘日ニ菘人ニ付七合五タツ、算用を以、片浦にて相渡候、

其津へ<sup>(參)</sup>候ハ、御算用次第、次飯米可被仰付候、天草

一乱ニ付如此候、已上、

是枝喜右衛門殿參

運賃舟十一月廿三日

上乘加世田菊野少五郎殿

一 拾三端帆菘艘

舟頭小湊

五郎左衛門

一同 同日 上乘泊ノ山下八兵衛尉殿  
一拾一端帆老艘 舟頭泊ノ 吉右衛門

一同 同日 上乘加世田衆春成利介殿  
一拾一端帆老艘 舟頭小松原ノ 休次郎  
運賃船

一同 同日 上乘鹿兒嶋衆本田弥八郎殿  
一十三端帆老艘 舟頭小松原ノ 惣次郎  
運賃舟

一同 同日 上乘加世田衆野村治部左衛門殿  
一十三端帆一艘 舟頭小湊 孫兵衛尉  
運賃舟

一同 十一月廿三日 上乘加世田衆大窪助殿  
一拾端帆老艘 舟頭小松原 喜左衛門  
運賃舟

一同 同日 鹿兒嶋町芝屋大兵衛尉舟  
一六端帆老艘 舟頭 喜左衛門  
大坂へ商賣舟

合舟数七艘、片浦より如出水さし遣者也、

是枝喜右衛門尉参

一加兵衛尉・正左衛門・休七、此三人其元之不足水手として遣候、片浦より八人、合十一人なり、其元之舟ニ早々ハリ付可有候、順風よく候ハ、一刻も舟可被遣候、以上秋め三人・片浦八人ノ飯米、きのふよりノ賦ニ可被渡候、已上、

369 「平田宗直加子立曳付」

拾壹月廿三日

一勝兵衛尉 正左衛門 休七 主取太兵衛尉 五郎左衛門

門 正介 久次郎 次郎作 百介 孫三 善作 勘拾

郎 惣五郎 松右衛門

合拾四人

右者、秋目より相立候浦水手として可被請取<sup>(者)</sup>也、

永山覚兵衛尉殿

三原源右衛門殿

370の1 「平田宗直銀米拂留帳」  
十一月廿三日

一赤米老石式斗ハ

主取 茂右衛門尉

一同 同 五枚帆老艘 水手八人

一同 同 四枚帆老艘 水手八人 喜左衛門

一同 同 四枚帆老艘 水手八人

一同 同 四枚帆老艘 水手八人 利兵衛尉

一同 同 四枚帆老艘 水手八人

一同 同 四枚帆老艘 水手八人 孫左衛門

370の2

四枚帆沓艘 水手七人

右者、丑十一月廿三日より已後、日数廿日分飯米とし

て、めい／＼ニ可被渡候、今度天草一乱ニ付、人衆乗

船として小浦より如出水之被遣候付、海上飯米沓日ニ

一人ニ付七合五夕ツ、さん用を以如此候、已上、

三原源左衛門殿 本まゝ

永山寛右衛門殿

候、今度天草一乱付、人衆上乘として片浦より如出水

之被遣候付、如此候、已上、

三原源左衛門殿 本まゝ

永山寛右衛門殿

371「平田宗直船賦留」

一 荷方拾三端帆沓艘

舟頭 水手拾式人

船頭小湊之  
五郎左衛門  
上乗加世田衆中  
菊野少五郎殿  
舟頭泊、  
吉左衛門

一 同拾沓端帆沓艘

船頭 水手拾人

上乗泊津  
山下九兵衛尉殿  
舟頭小松原、  
惣次郎

一 同拾三端帆沓艘

船頭 水手拾式人

上乗かこしま衆  
本田弥八郎殿  
舟頭小みなと、  
孫左衛門尉

一 同拾三反帆沓艘

船頭 水手拾式人

上乗加世田衆中  
野村治部左衛門殿  
船頭小松原之  
喜左衛門

一 荷方拾端帆沓艘

船頭 水手九人

上乗加世田衆中  
大窪大藏助殿  
船頭かこしま町  
喜左衛門

一 六端帆沓艘

船頭 水手五人

但此舟へかこしま町の太兵衛尉

米、沓日ニ沓人ニ付七合五夕ツ、算用を以銘々ニ可被渡

右者、丑十一月廿三日より已後、日数廿日分之海上飯

四枚帆沓艘 水手八人

同 同 弥九郎

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

舟にて、大坂へ商賈ニ罷上り申候間、片浦へ罷居候故、

十一月廿三日

忠秋（花押）

今度如出水ノ出舟申付候、

松平伊豆守

右者、運賃船之由、上米迄積仕舞、片浦へ順風無之候

信綱（花押）

而罷居候、今度天草入ニ付、人衆乗舟として米積候ま

酒井讃岐守

ゝ、如出水の出船申付者也、

忠勝（花押）

一荷方拾耆端帆耆艘

船頭小松原、  
久次郎

土井大炊頭

船頭 水手拾人

上乘加世田衆中  
春成利介殿

利勝（花押）

右同運賃船、片浦へ罷居候故、如出水の出舟申付者也、

薩摩

（島津家久）  
中納言殿

御報

372 『正文在文庫』

以上

御札令拜見候、今度松倉長門守領内嶋原之百姓きりし

373 『正文在文庫』

たんの宗門令蜂起候之儀、其元へ相達候付而、示預之

趣得其意候、御念之入候通達

猶以新庄右近殿急ニ御下着にて候はん間、其元仕合

上聞候之處、御機嫌被 思召候、彼表御仕置之様子、

之儀くれく、氣遣奉存候、路次之送夫馬以下、上方

最前自是も以書状申入候、委曲期後音之時候、恐々謹

之法ニあひ不申候間、さそく下々機嫌あしく候ハ

言、

んと存事候、已上、

『寛永十四年』

阿部豊後守

急度令啓候、然者圖書頭殿帰國之時分被成候、御内

（本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三号文書ト同文ナリ）

書之御請之儀ニ付、今月十五日山田平左衛門尉来着候、

又有馬之儀、從肥表到来之由候而、御注進之飛脚同

十八日参着候間、即御年寄衆へ被仰入候ニ付、各々御

返書共昨日御持せ候間、以早打致進上候、將又先日

田乗介・有川与左衛門尉を以被仰遣候趣共、定相達可

申候、三日中新納勘解由殿可被致帰國候間、其節細々

可申入候、從方々へ者豊後之御横目衆へ被得御意之由

候、定從其元も御油断有間數候、一昨日も其其元へ御

奉書被遣候間、次飛脚ニ而大坂迄被遣候、此方御蔵元

よりハ右之御奉書請取候而、早々其元へ相届候様ニ与、

我々書状可相付之由候間、相認候而致進覽之候、定相

届可申候、猶期後音候、恐々謹言、

『寛永十四年』

丑

十一月廿四日

鎌田出雲守

政統(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

弾正大弼

(鳥津)

久慶(花押)

(鳥津久元)

下野守様

(川上久國)

川將監様

(三原重鷹)

三左衛門佐様

(山田有榮)

山民部少様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二二四号文書ト同文ナリ)

二十四日己丑

374の1

平塞録云、廿四日高瀬滞留ノ御目附衆ヨリ、長岡佐渡

守・有吉頼母佐ヲ被呼、傳云、高瀬ヨリ火急ニ飛脚来

シカハ、佐渡・頼母兩人早速熊本ヲ發足シ、高瀬ニ至

リケレハ、丹波殿・傳藏殿被致對面、今度天草ノ一揆

以ノ外ノ大事ニナリ、去ル十九日富岡ヲ攻、寺澤家ノ

人數甚タ防兼タリ、我等へ頼ニ加勢ヲ乞イ遣スコト無

余議コト也、此上ハ先越中殿人數ヲ差向ヘシト存ル条

用意有ヘシト申サレケル、佐渡・頼母大ニ悦ヒ申ケル

ハ、先以テ天草加勢ノ義、本望ノ至リ大慶至極ニ奉存



候、兼テ用意モ仕置申候へハ、早速人數ヲ出可申候、

乍然天草ハ島原ニ替リ、富岡迄ハ遙々ト海陸隔テ、一

揆ノ中ヲ押シ通シ申故、圍船ヲ用意シ、人數推廻シ、

一揆志岐ノ近邊ニ攻詰可有旨、能キ港ヨ(間カ)□取上テ、一

揆ノ後ヨリ不意ニ出テ、挾ミ討取ヘシト評議ス、兩所

如何思レケン、然ハ熊本ノ人數合戦ノ手初メニ似タリ、

此段ハ一存ニ及ヒ難シ、所詮暫ク見合セ、近日内膳正

下着ノ上迎ノ事ニ下知ニ任セテ打向フヘシト被申ケル

故、今日ノ評議不一決、佐渡・頼母ハ空敷即晚ニ熊本

へ歸リケル、

一同日、松倉長門守殿島原ニ帰城アリ、傳曰、長門守殿

ハ去ル九日江戸ヲ發足有テ、途中ヲ急カレ、同月廿四

日申ノ刻帰城アリ、同月廿五日右近殿帰城アリ、

### 覺

一松倉長門守、霜月廿四日嶋原居城へ下着、極月八

日有馬表江出軍、

一松倉右近、霜月廿八日嶋原江下着、極月六日有馬

表へ出軍、

右、出于藤掛氏集書、

岡本・多賀ヲ始メ城中ノ人數力ヲ得、悦勇コト不大形、

一揆始末ノ様子ヲ語ケレハ、長門守殿大ニ驚キ、此間

段々籠城ノ内討死致ケル侍中ヲ被相尋、疵ヲ蒙リシ侍

中ハ召出シ、念頃ニ詞ヲ掛ラレケル、サテ長門守殿被

申ケルハ、城近所ノ千本村へ一揆大勢立テ籠ルヲ、其

儘ニテサシ置クハ余リ無念ノ仕合也、上使下着ナキ以

前ニ蹈ツブスヘシ、我等今日到着シテ、ヨモヤ明日取

掛ントハ思寄ラシ、其不意ヲ伐テ遺恨ヲ晴サント、明

朝出軍ノ用意アリ、老中何モ申ケルハ、殿様ニハ一揆

ノ様子委ク御存知ナキ故、左様ニ御意アレトモ、一揆

ハ存候ヨリ大勢ニテ、早速征伐ナリ難シ、其上侍中モ

頃日ヨリ度々ノ攻(合ニ)打死モ多ク、手負モ過半御座候

間、急ニハ中々取掛カタク候、程ナク上使衆御下着ノ

上ニテ被仰合可然御計ライ候へト申ケレハ、長門守殿

モ力ナク相止メ玉フ、其明ル日千本村へ近藤源左衛門、

374の4

尾平村ニ白石市左衛門ヲ物見ニ遣シケレハ云々、下文二十五日  
ノ下ニ  
アリ、

一 同日、松倉長門守殿ヨリ熊本ノ老中ニ書ヲ賜フ、

一 筆申入候、拙者今廿四日申之下刻ニ爰元江罷着

候、然者下着之儀、江戸江御注進為可申上、御年寄

衆へ書状進申候、(上脱カ) 則刻豊後御目附衆より被遣被下候

様ニ申遣候、此文箱豊後へ御届候而可給候、何時に

ても御注進申上候儀へ、其元迄持せ遣、各より御目

附衆江被遣候筈ニ、江戸にて御年寄衆へ茂得御意申

候、其御心得可有之候、将又此間者度々御念入留守

居之者共方へ御使、其上侍衆被付置候段具ニ承候、

兵粮なども御心附之由ニ候得共、先返進申候旨ニ御

座候、過分ニ存事ニ候、猶追而可申入候、恐惶謹言、

松倉長門守

十一月廿四日

(松井興長)  
長岡佐渡守様

(英貴)  
有吉頼母佐様

重次判

375の1

本まゝ  
有吉監物様  
(長岡)

「平田宗直案文留帳」

猶々、筈之儀も、此中其舟ニ有之ヲのせ可有之候、

以上、

懇孝人を以申候、仍其元之しやうのう舟六端帆老艘、

他国之舟ニ而有之由候處ニ、其元之舟候由傳聞届候間、

すい分鑿さく可仕候間、其心得可有之候、就者其舟も

如出水遣候間、荷物早々おろし出舟仕やうニ堅可被申

渡候、水手之儀へ、秋めよりさし越候間、飯米此元ニ

て相渡候、少も延引有間敷候、恐々謹言、

十一月廿四日

小湊庄や  
佐藤大炊左衛門殿

十一月廿四日

一 赤米老石六斗五升ハ

右者、荷方八端帆にて候、六端帆老艘水手十一人にて、

丑十一月廿四日より已後、日数廿四日分海上飯米於片

浦為相渡候、其元へ着津候て、御算用を以次飯米可被

船頭 太兵衛尉

仰付候、今度天草一乱付、人衆乗舟として如出水之被遣候付、如此候、以上、

是枝喜右衛門殿参

375の3

猶々、舟数別帑ニ書付遣申候、

去廿二日之御状、同廿三日之晚ニ令披見候、其元長、御逗留被成、御太儀之至候、吾々事も加世田表より舟追立ニ罷越候、此元之舟数大小書付遣申候、水手之儀承候様、中々其舟々ノ水手計ニて候、外ニうき加子無之候、又々ろ之儀承候間、則横め相付さかし申候へ共、一ツ無之候、左様ニ御心得可有候、水手之儀ハ坊泊・串より打立筈ニて候、定而追々ニ其地へ可参と存事候、吾々も今日此元打立、日置之様ニ可参覚悟候、是又為御存候、恐惶謹言、

十一月廿四日

是枝喜右衛門殿参御報

375の4

水手十一人  
一八端帆耆艘

主取 太兵衛尉

右舟、小湊水手ハ秋めより打立候内也、小湊より出舟申付、如出水之遣候事、

375の5

十一月廿四日

一赤米拾八石三斗八升ハ

前かき

一真米式石三升三合

右同

右者、今度天草一乱ニ付、加世田之内小湊・小浦・片浦より舟取仕立付、舟頭・水手并上乘衆飯米ニ入用として、永山寛兵衛尉殿・三原源右衛門殿へ可被渡候、以上、

篠原三左衛門殿

丸田内膳正殿参

375の6

十一月廿四日

一荷方八端耆艘、筑後之久二郎と申人之舟ニて候、筈三拾帖相付、今度天草一乱ニ付公儀へ借上候、然處ニ片浦ニて宮原傳兵衛尉殿被申候ハ、小湊ノ舟之由候、舟主孫左衛門と申人之由候、就其小湊へ状被遣候、庄や佐藤大炊左衛門申候ハ、小湊之舟ニ而者無御座候、筑後之久太郎と申人之船ニて御座候由堅被申候間、後日

御穿鑿可有之よし候事、右之舟者舟手秋めより相立候  
加子十一人のせ候事、但主取太兵衛尉と申人也、

「平田宗直加子立曳付」  
十一月廿四日  
一 笞式拾帖者

右者、赤生木村より被請取、片浦四艘立候舟ニ五枚ッ  
、乗付可有之候、以上、

片浦山下六左衛門殿

376の2  
同廿四日  
一 笞式拾帖者

右者、片浦之庄や山本九兵へ尉殿より可被請取、小浦  
四艘立候舟ニ乗せ可被遣候、各手前より送状可被相付  
也、

小浦部當  
若松孫左衛門殿

376の3  
十一月廿四日  
一 真米菘斗五升ハ  
同  
一 赤米菘斗五升ハ  
同  
一 真米菘斗五升ハ  
主従 唐仁原隼人佐殿  
主従 大迫休左衛門殿  
同人

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

一 真米菘斗五升ハ  
主従 森田与三左衛門殿

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

一 真米菘斗五升ハ  
久松四郎右衛門殿

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

一 真米菘斗五升ハ  
森田八左衛門殿

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

一 真米菘斗五升ハ  
主従 野田内蔵丞殿

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

一 真米菘斗五升ハ  
宇多与左衛門殿

一 赤米菘斗五升ハ  
同人

右者、加世田衆中上乘、丑十一月廿三日より已後、日  
数卅日分飯米として銘々ニ可被渡候、今度天草一乱ニ  
付、人衆乗船として小浦・片浦より船如出水被遣候、  
上乘として如此候、已上、

三原源左衛門殿  
永山覺右衛門殿

十一月廿四日

一赤米 壹石六斗五舛ハ 主取 太兵衛尉

印八反帆ニ而候

右者、荷方六端帆、秋目之水手拾壹人ニテ、丑十一月

廿四日より以後、日数廿日分<sub>(イ)</sub>之海上飯米、壹日ニ老人

付赤米七合五夕ッ、算用を以可被渡候、今度天草一乱

付、人衆乗船として小湊より如出水之被遣付、如此候、

以上、

三原源左衛門殿

永山覚右衛門殿

377 「平田宗直萬身付留」

拾壹月廿四日

一真米 貳石三升三合者

前かき

一赤米 拾八石三斗八升壹合者 右同

右者、小湊・小浦・片浦より船取仕立ニ付、舟頭・水

手并上乘衆飯米ニ入用として、小湊之下代衆篠原佐左

衛門殿・丸田内膳正殿より可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

378 寛明日記云、廿四日、松倉長門守今日島原ノ城へ下着、

在江戸成トモ領分一揆蜂起故、去比御暇被下、夜ヲ日ニ

繼テ如茲、

379 「正文在清水郷土神崎新助臨駕」

急度申候、天草表江御人数被出候ハ、一左右次第可被

罷出由、兼日以手形被仰渡、如斯賦者右衆軍役ニ可被罷

立儀候間、殿役之夫丸を被召列儀有間敷候、鹿兒嶋より

諸外城江掛持之百姓ニ而候間、給地之領主可召列候条、其

心得尤候、高卅石より下之衆者人躰四人当ニ夫丸壹人ッ

、其所之喫衆前より賦を以才覚候而可被相渡候、後日

如御定日用賃公儀より可被下候、卅石より上之衆者自夫

ニ而可被罷立候、何れも帰陣之刻惣な□以御談合可被相

究候、聊別儀有間敷候、無御下知人為被罷立衆中有之候

之由風説候、御下知被罷立上ニ殿役夫被召列候ハ、い

よく曲事候、如右召列候夫丸者、早くよひ申帰候而尤

候、恐々謹言、

丑ノ

十一月廿四日

かごしま

賦所印

380 『正文在清水濱田早太良泰』(44)(郎)

清水地頭

鎌田源左衛門殿

同	同	同	鉄炮	鍵	同	同	同	同	鉄放	鉄炮	弓	鉄炮	鍵	鉄炮	天草立衆
									たり	談合衆 印		談合衆 印			

同 菊野九郎左衛門  
やり 大林坊  
同 宮田小監物  
同 紙屋孫四郎  
同 下村喜右衛門  
同 泊織部助  
同 江口權右衛門  
鉄炮 永野十郎左衛門  
同 松永長左衛門  
鍮 池田源太左衛門  
鉄炮 桜井二郎介  
同 重久市右衛門  
同 片平久右衛門  
鉄炮 徳重徳右衛門  
同 迫田助三郎  
同 古川郷右衛門  
同 万善兵部左衛門  
同 前田族右衛門  
孫敬

同 小湊善助  
同 若松弥右衛門  
同 芝原内蔵介  
同 宮田才兵衛  
鉄炮 森山長助  
同 阿多内蔵丞  
同 中村為左衛門  
同 安田七郎左衛門  
同 坂口大蔵介  
同 神屋治部左衛門  
同 中山助兵衛  
同 小濱掃部左衛門  
同 時任及右衛門  
同 赤塚九郎右衛門  
同 橋口丹波守  
同 野間勝介  
同 大峯甚左衛門  
同 塩川有右衛門





(表紙)

寛永十四年十一月二  
十五日至十二月三日

寛永軍徴 卷八

寛永軍徴卷八

十一月二十五日庚寅丁丑至十一月  
三日丁酉

平季安纂輯

381 平塞録云、(松倉勝家)長門守殿モカナク相止メ玉フ二十四日ノ、其明

ル日千(本)□村へ近藤源左衛門、尾平村ニ白石市左衛門ヲ物

見ニ遣シケレハ、一揆何方へ退キケルヤ、(ラム脱カ)一人モ居サリ

ケレハ、跡ノ家トモ焼拂ヒ立歸ル、長門守殿甚タ残念ニ

被思、江戸ヨリ供ノ侍モ残念ニ存候、

382 星野寛書云、大江・赤星か手を以、天草中の糧米を奪取、

嶋原へ相渡候、芦塚か手ハ、其跡十一月廿五六日比ニ嶋  
原へ渡候、

383 熊本家老中ヨリ松倉侯ニ書ヲ復ス、

昨廿四日之尊書今日廿五日参着、拜受仕候、昨日申下(之脱カ)

刻、其元江御着被成候由被仰下候、御無事ニ御帰城、

乍恐目出度奉存候、然者御下着之様子、江戸江被成御

注進ニ付而、御年寄衆様江被遣候訴状、府内御横目衆

迄被差越候間、御状箱爰元より持せ進上申候様被仰下

候得共、是ニ者参不申候、定而高瀬へ被成御座候、

(牧野成純)傳藏様・(林勝正)丹波様より府内江被差越と奉存候、重而其元

之様子、御江戸江御注進之節者、爰元迄被下、御目附

衆様へ相届申候段、於江戸御年寄衆様へ被仰談之旨、

御紙面之通奉得其意候、何時なりとも被下候ハ、即

刻次飛脚にて府内江持せ上可申候、将又此中其元御家

老中江得御意候儀被聞召届候由ニ而、御懇ニ被仰下忝

奉存候、御城内衆兵糧不自由ニ有之様子ニ承候付、爰(申脱カ)

元より少々米申付遣候處ニ、御老中より被差返候間、其儀御座なく候、是又被為入御念被仰下候、忝奉存候、恐惶謹言、

十一月廿五日

(米田是季)  
長岡監物

(糸貫)  
有吉頼母

(松井與長)  
長岡佐渡守

進上  
(勝彦)  
松倉長門守様

尊報

384 此ヨリ前ニ、出水地頭山田民部有榮、偏師ヲヒキイテ獅

子島ヲ戍リ居ケルガ、熊本ノ家老長岡監物ヨリ、去ルニ

十一日ノ消息ヲ得テ、板倉内膳正重昌・石谷十藏貞清ヲ、

江戸ヨリ上使トシテ、有馬ニ下向サセラルトノ注進ヲ聞、

乃チ其趣ヲ鹿兒府ニ飛報セリ、是ニ於テ (島津家久) 慈眼公ハヤ疾

クニ到着アリツラト思召シ、此日飛檄ヲ上使ニ遣ハサレ

御伺アリケルハ、島原ト天草ニ妖賊蜂起スルニヨリ、若

シ弊賦ヲモ□サレナバ、則発シ遣サルベキトノ趣ナリ、

385 薩本嶋原軍記云、其後為上使有馬表江板倉内膳正殿・石 (重昌)

(貞徳)  
谷十藏殿御着之由承り、彼方江茂十一月廿五日ニ飛札を以申候者、嶋原・天草両所江鬼利支且宗之一揆ニ付、人数入候者可申付之通申遣候、

「平田宗直案文留」

386の1

去廿四日之御状、同廿五日之朝細々令披見候、仍其元

舟御取仕立ニ、御太儀無申計候、我々事も片浦・小

浦・小湊・小松原、昨日迄ニ仕舞申候、今明日ノ間ニ

者市来湊へ可参候、将又水手之儀承候、昨日御報ニ如

申候、坊泊・串より相立候水手之儀ハ、かこしまより

追立奉行として、いづれも被越せ候間、追々水手ハ其

地へ可参と存候、加世田之浦々舟数、昨日之御報書付

遣候、左様ニ御心得可有候、吾等事も夕部京てん迄参

候、すい分水手追立遣可申候様子より、吾等も其元迄

参候而、細々可申承候、恐惶謹言、

十一月廿五日

是枝喜右衛門殿御報

尚々、市来みなと榎取之物無之哉、すい分御穿鑿可有

之候、三日中可參候間、可安御心候、已上、

386の2

水手□人内式人けくりより相立候、

一五枚帆老艘入米舟  
舟主志摩介

太郎四郎

右ハ、伊作之内入来村より、如出水之出舟申付者也、

386の3

十一月廿五日  
一赤米九斗者

主取

太郎四郎

右者、五枚帆老艘水手六人にて、丑十一月廿五日より

已後、日数廿日海上飯米、一日老人ニ付七合五夕ッ、さ

ん用を以、伊作之内入来名にて相渡候、其元へ着津候

ハ、御さん用を以次飯米可被仰付候、今度天草一乱

ニ付、人衆入来より出舟申付、如出水被遣付、如此候、

以上、

是枝喜右衛門殿

386の4

十一月廿五日  
一赤米八斗八升式合

前かき

右者、今度天草立ニ付、伊作之内入来濱邊より舟取仕

立、加子・水手飯米入事候間、永山覚兵衛殿・三原源

右衛門殿可相渡者也、

〔下志〕  
□代衆まいる

谷山長左衛門殿

川崎弥兵衛殿

〔平田宗直加子立曳付留〕

337の1

拾老月廿五日

一太郎四郎 又兵衛 次郎介 孫八

合四人

右者、入来濱村より相立候間、可被請取也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

337の2

同日  
一奎之丞 一与四左衛門 合式人

右者、伊作之内入来濱村より五枚帆老艘被仕立申候、

水手不足ニ付、花熟里濱村より相立候間、可被請取者

也、

永山覚兵衛殿

三原源右衛門殿

388 「平田宗直銀米拂留」

十一月廿五日

一赤米九斗ハ

主取

太郎四郎

右者、五枚帆之水手六人ニ而、丑十一月廿五日より已後、日数廿日分海上飯米、老日ニ一人分七合五タツ、さん用を以、可被相渡候、天草一乱ニ付、人衆乗舟として如此候、已上、

永山寛右衛門殿

三原源右衛門殿參

389

「平田宗直萬曳付」  
拾一月廿五日

一赤米八斗八升式合者

前かき

右者、田布施之内入来濱村より舟取仕立ニ付、水手飯米入用として、下代衆谷山長左衛門殿・川崎弥藏殿より可被請取也、

永山寛兵衛殿

三原源右衛門殿

390 「平田宗直船賦帳」

一五枚帆老艘

水子六人

主取 太郎四郎

右者、伊作之内入来濱村より、如出水出船申付者也、

二十六日<sup>(辛)</sup>卯

391の1

平塞録云、廿六日、今日上使板倉内膳殿・石谷十藏殿小

倉ニ着、即日熊本ノ老中へ書状ヲ贈ル、傳曰、内膳殿父

子・十藏殿十九日出船アツテ、兼テ大坂ヨリ紙面ノ通り、熊本

六日ニ小倉ニ着船有テ、兼テ大坂ヨリ紙面ノ通り、熊本

ヨリ遣置シ志水伯耆・尾藤<sup>(知郎)</sup>金左衛門出迎テ案内ヲス、上

使衆小倉ニテ島原ノ様子ヲ尋ラルニ、江戸ニテノ風聞ト

ハ大ニ替リ、天草ニモ一揆起ルノ由、已ニ三宅藤兵衛被<sup>(重利)杯モ脱カ</sup>

打取ト聞へ、上使衆以ノ外仰天ニテ、是ハ島原ノ一揆蜂

起ノ初、細川家ノ家老中ニ談シテ、天草ノ一揆ヲ蹈鎮メ

ハ、島原ノ一揆モ自然ニ力ヲ落シテ大事ニ及マシキヲ、

(林勝正) 谷野成純  
 丹波・傳藏不一決ノ故ニ斯克大事ニ成行ケル也、急ニ肥  
 後勢ヲ以テ天草ヲ攻潰スヨリ外ハ有間敷ト、内膳・十藏  
 殿評議一決シ、丹波殿・傳藏殿ヘモ急度天草ニ渡海可然  
 ノ由飛脚ヲ差立テ、熊本ノ老中ヘモ書簡ヲ以テ下知アリ、  
 其紙面一通、

急度以繼飛脚申入候、我等儀今日廿六日小倉迄致参着  
 候、然者天草悉く切支丹ニ立帰り、一揆を起し、寺澤  
 (盛徳)  
 兵庫頭従者とも被討申候儀ニ付而、残る者とも富岡之  
 城江取込有之由ニ候、不人数ニ而近所之儀ニ候間、越  
 中殿人数早速天草ニ押渡り、切支丹之一揆とも可被相  
 沈候、其元高瀬ニ被居候牧野傳藏・林丹波一同ニ被参、  
 (兩人脱カ)  
 萬事指圖被仕候様ニと申遣候間、可被得其意候、併兩  
 人一同ニ其元不案内之儀故、萬事被存寄候通り、心底  
 不殘相談尤ニ候、我等者可島原ニ参候間、天草之一揆  
 (我等共諺早口よりカ)  
 とも静り申候とも、此方之一左右無之以前ニ嶋原江取  
 (次第にカ)  
 懸候儀者、無用ニ可被致候、此方一左右次第までハ、  
 天草江可被罷在候、恐々謹言、

十一月廿六日

石谷十藏

貞清

板倉内膳

重昌

細川越中守殿

家老中

392

十二月七日、閣老我カ

(島津家久)

慈眼公ニ報ゼラル奉書ニ云、天

草表之儀、兵庫頭一分ニテ難計候ハ、細川越中守人数  
 可致加勢之由最前申越候、其上人茂入候ハ、從貴殿人  
 數被差越、越中守家来ト相談之上加勢有之候様ニト、先  
 月廿六日上使板倉内膳正・石谷十藏方迄申遣ス、被得其  
 意、右兩人被任差圖可然ト云々、詳ナルコトハ七日ノ下  
 ニアリ、

393の1

「平田宗直案文留」

態次飛脚を以申越候、仍吾等事も今晚市来湊廻津申候、  
 加世田表小松原・小湊・小浦・片浦之間ニ舟改出舟申  
 付候、舟数別帛ニ書付遣申候、夕部より順風能候間、

393の2

今明日ニ者定阿久根表へみなく着津可申と存事候、  
 然者市来みなとに舟少く御座候へ共、水手無之候、就  
 其京田・帆之湊・小野原・亀之川よりハ加子追立ニ申  
 付候、明日明後日之間ニ者市来へ可相揃覚悟候、加子  
 相揃申候へ、此元之舟取仕立出船可申付と存候、兼  
 又天草様子いかく承度候、前ニ書状を以申入候、相替  
 儀候ハ、可被仰聞せ之由申候處ニ、其後相替儀不承候、  
 其元御談合いかく相濟候哉、御報ニ細々待入候、い  
 つれも出船之舟、阿久根・出水之様ニ参候、水手引飯  
 米彼是、彼方にて之下知なとも、我々参候而不申候ハ  
 てハ不叶儀候間、此等之通御口申様へ可被仰様ニ、御  
 披露頼存候、恐惶謹言、  
 十一月廿六日  
 相良丹後守殿  
 人々御中  
 合舟数大小三十壹艘、片浦より伊作之内入来濱村迄改  
 申候事、

393の3

かこしまへ御急用之儀候間状遣候間、相良丹後守殿へ  
 相届候やうニ堅可被仰付候、少も延引有間敷候、以上、  
 市来湊・市来城之町 十一月廿六日酉之刻  
 伊十院よこい町  
 部當中

393の4

一六端帆壹艘者 舟頭 次右衛門  
 右者、市来湊より出舟申付者也、按廿七日ニ入へし、

二十七日壬辰

394の1

平塞録云、廿七日、上使板倉内膳殿・石谷十藏殿ヨリ、  
(重昌) (貞清)  
 陳中ノ法度書一通諸家ニ相渡サル、  
季安按、藤掛集書并寛明日記には、此御法度ハ十二月廿七日の事とす、誤歟、

394の2

條々  
 一今度切支丹之從黨為御誅伐、嶋原表江被致發向候家中  
 之面々、兩人可被任差圖事、

一兩人無下知而取掛候儀、堅停止たり、若猥りニ先懸於「の懸」有之者、可為物頭越度事、日キ

附喧嘩・口論并ニ濫妨・狼藉停止之事、

一徒黨何茂在郷人ニ候間、縦ひ帶物具侍之出立ニ不相替

族有之といふとも、不顧其品可為打捨事、

附自然味方討有之候者、勿論為越度、（待之為越度之間カ）被急度可申付事、

右、可被相守者也、

十一月廿七日

石谷十蔵（貞清）  
板倉内膳（重昌）

今度於肥前國嶋原切支丹之徒黨等誅伐就被仰付、加

勢申條可被覺悟事

一喧嘩・口論堅可被停止事、

一猥ニ女を不可犯事、「寛明日記、猥ニ不可剪採竹木事」

一濫妨・狼藉并押買停止事、「同無此条」

一宿賃并人馬駄賃、如御定可出之事、

一今度島原逗留中人返被致停止、互ニ帰國以後可有沙汰

事、

右之條々、堅可被相守此旨者也、

十一月廿七日

石谷十蔵（貞清）  
板倉内膳（重昌）

395の1

「平田宗直案文留」

一六端帆沓艘者

舟頭 次右衛門

右者、市来湊より出船申付者也、

十一月廿七日

一赤米式斗ハ

舟頭 次右衛門

一同七斗五舁ハ

加子五人

395の2

右者、六端帆一艘、舟頭・水手六人にて、丑十一月廿

七日より已後、日数廿日分海上飯米分として、耆日ニ

舟頭ハ沓舁、加子沓人ニ付七合五タツ、さん用を以、於

市来湊為相渡候、其津へ参候ハ、御さん用を以次飯

米可被仰付候、天草一乱ニ付、人衆のり舟として如此

候、以上、

是枝喜右衛門殿参

396の1

〔平田宗直加子立曳付〕

拾一月廿七日

舟頭

一次右衛門 平兵衛尉 伊左衛門 長三郎 對馬 弥右

衛門

合六人

右者、市来湊より相立候、浦水手とシテ可被請取者也、

永山覚兵衛尉殿

三原源右衛門殿

395の2

十一月廿七日

一利右衛門 弥兵衛尉 彦右衛門 孫介 合四人

右者、京田塩屋堀・高奈本まゝより相立候間、可被請取者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛尉殿

396の3

十一月廿七日

一源太郎 茂兵衛尉 五右衛門

市来湊町より相立候、

同日 一彦次郎 次郎作 与四右衛門 十介 善右衛門 新介

弥次郎 源介 為右衛門 八郎次郎 彦藏 与次郎

395の4

十一月廿七日

一助兵衛尉 吉兵衛 惣右衛門 作市 萬兵衛尉 萬右

衛門 与四左衛門 徳介 勘左衛門 利兵衛尉 平藏

次兵衛尉 助七 太郎次 助七 五郎作 七左衛門

金作 清兵衛尉 与次郎 与左衛門 久藏 三之丞

十介 長吉 長三郎 太郎助 善作 又左衛門 半右

衛門 少五郎 助八 太郎作 傳藏 惣次郎 勝兵衛

尉 覚兵衛尉 佐市 太郎兵衛尉 五兵衛尉 藤吉

太郎作 久左衛門 彦市 善左衛門 佐藏 次郎介

松左衛門 助次郎 六兵衛尉 六藏 次兵衛尉 数左

衛門 作左衛門 孫市 合五拾五人

右者、串木野より相立候間、可被請取也、

久三郎 助作 弥右衛門 勘之丞 早右衛門 久三郎

清左衛門 新左衛門 宇兵衛尉 彦左衛門 宇左衛門

助兵衛尉 合式拾四人 濱村

右者、市来湊より相立候間、可被請取也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛尉殿



三原源右衛門殿  
永山覚右衛門殿

396の5 同日  
一 正左衛門 弥五左衛門 彦介 軍右衛門 拾介 合  
五人

右者、小野原より相立候間、可被請取者也、

三原源右衛門殿  
永山覚兵衛尉殿

396の6 十一月廿七日  
一 孫左衛門

右者、永吉之内有嶋より相立候間、可被請取者也、

永山覚兵衛尉殿  
三原源右衛門殿

396の7 同日  
一 利右衛門 喜兵衛尉 主膳 正右衛門 長吉 メ五人  
右者、羽嶋より相立候間、可被請取也、

永山覚兵衛尉殿  
三原源右衛門殿

397 「平田宗直銀米拂留」  
十一月廿七日

一 赤米貳斗ハ

一同七斗五舛ハ

舟頭 次右衛門  
加子五人

右者、六端帆老艘舟頭・水手六人にて、丑十一月廿七日より已後、日数廿日海上飯米、舟頭ハ老人ニ付老日老舛ツ、水手ハ老人付七合五タツ、さん用を以、船頭次右衛門へ可被渡候、今度天草一乱付、人衆乗舟として如此候、已上、

三原源右衛門殿  
永山覚右衛門殿

二十八日癸巳

398 平塞録云、廿八日、上使兩人衆筑前山江一宿、肥後長岡(松井)

佐渡此所ニテ奉謁、傳云、長岡佐渡ハ妙解公(細川忠利)ノ御下知アル故、上使衆ノ到着ヲ考テ小倉道中ニ出迎イ、肥前國諫

早ニテ上意ヲ承ラント熊本ヲ發足シ、筑後國へ打越ル、板倉殿・石谷殿モ山江(家)へ一宿故、佐渡出迎、土使ニ奉謁、

然トモ何ノ替ルコトモナク、此間小倉ヨリ申遣シ候通り、急キ天草ノ徒黨ヲ誅伐ノ為メ、熊本ヨリ人數早々可罷向、然ラハ萬事ヲ引受ケテ料簡シ、心底ヲ不殘林(勝正)・牧野(成純)ト相談イタシ、我等島原ヨリノ一左右次第ニ可被仕由被仰ケル、長岡佐渡長テ領掌之(シ)、早刻熊本ニ歸リケル、

同日、高瀬ヨリ林丹羽(勝正)殿・牧野(成純)傳藏殿、熊本ノ長岡監物ヲ被呼、傳云、右ノ兩人衆長岡監物ニ被仰ケルハ、今度

島原一揆誅罰ノ上使トシテ板倉内膳(重忠)、御目附ニ石谷(貞徳)指下サレ、何モ去ル廿六日ニ豊前小倉ニ着船ス、今

度島原ノ制法一通リヲ、右ノ上使衆ヨリ被相渡、天草一揆誅罰ノ為、我等并ニ熊本ノ人數可指向由ナリト被仰、

彼方ヨリノ紙面ヲ見セ、早々陣用意可然旨被申ケレハ、監物申ケルハ、今迄ハ島原・天草ノウチ何方ニ當國(肥後)指テ云

ノ人數差向ラルヘキカ難測御座候ニ付、船ハ皆河尻ノ津ニ集置キ候、然ルニ河尻ヨリ天草ニハ天氣悪敷、風ニ逆

ヒ候ヘハ、中々船ヲ出シカタク御座候、若延引仕候テハ、御機嫌如何ト奉存候、一向ニ船ヲ皆ナ宇土郡三角ト申所

ニ廻シヲキ、人數ハ三角マテ陸ヲ押シ、三角ヨリ船ニ乘

リ、直ニ天草ニ押渡リ一戰可仕由申ケレハ、両所尤ト同意有ケレハ、早刻監物ハ熊本ニ歸リケル、

399 寛明日記云、廿八日、松倉(重利)右近島原ヘ下着、

〔平田宗直案文留〕

400の1 尚々、御方へ書□候、細々令披見候、以上、

野州老様より御状、細々令披見候、仍相良丹後守殿上洛ニ付、我々兩人間ニ一人可罷歸之由候、拙者今日可罷歸候間、左様ニ御心得可有候、相替儀候ハ、追々可被申越候、市来湊・串木之舟取仕立ハ、永山寛兵衛尉殿・三原

源右衛門殿兩人被罷居候間、是又為御存候、恐惶謹言、

十一月廿八日

是枝喜右衛門殿御報

400の2 市来湊・串木(本ま)此所へ舟取仕立に、水手飯米ニ入事候間、

真米・赤米入次第、下代衆三原源右衛門殿・永山寛兵衛殿受取次第ニ可被相渡候、以上、

十一月廿八日

市来みなと  
當出物藏衆中

401の1

〔平田宗直銀米拂留〕

十一月廿八日

一赤米式斗ハ

舟頭 善右衛門

一同壺石五斗ハ

加子七人

右者、六端帆、船頭・水手八人、

一同日

舟頭 為右衛門

一赤米式斗ハ

加子七人

一同

一赤米式斗ハ

舟頭 彦二郎

一同

加子七人

右者、六端帆、舟頭・水手八人、

一同

船頭 惣右衛門

一赤米式斗ハ

加子六人

一同

右者、六端帆舟頭・水手七人、  
右、四艘分舟頭・水手、丑十一月廿八日より已後、廿

日分海上飯米、壺日舟頭一人付壺舂ッ、加子一人付  
七合五夕ッ、算用を以、銘々<sup>(可)</sup>被渡候、已上、

永山覚右衛門殿

三原源右衛門殿

401の2

一同日

一真米壺斗ハ

主従 児玉主計助殿

一同日

一赤米壺斗ハ

同人

右者、市来湊より五艘出舟申付候、上乘として丑十一

月廿八日より已後、日数廿日分海上飯米、壺日五合ッ

、算用を以可被相渡候、今度天草一乱ニ付、人衆乗舟

として被遣候、如此候、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

401の3

十一月廿八日

一赤米壺石五升ハ

主取 四右衛門

右者、五升八帆<sup>本ま</sup>壺艘、水手七人、

一同

一赤米壺石五升

舟頭 与四右衛門

一同

一赤米壺石五升

加子四人

六端帆、舟頭・水手八人、

一同九斗ハ  
主取 七右衛門

四舛八帆、水手六人、  
一同九斗ハ  
主取 三之丞

四舛八帆、水手六人、  
一同老石五升ハ  
主取 又左衛門

五まい帆、水手七人、

一同式斗ハ  
舟頭 藤吉

一同老石五升ハ  
舟頭 加子七人

六端帆、舟頭・加子八人、

一同式斗ハ  
舟頭 次郎四郎

一同老石五升ハ  
舟頭 加子七人

六端帆、舟頭・水手八人、

一同式斗ハ  
舟頭 折右衛門

一同老石五升ハ  
舟頭 加子七人

六端帆、船頭・水手八人、

一同式斗ハ  
舟頭 孫市

一同老石五升  
舟頭 加子七人

六端帆、舟頭・水手八人、

右者、船頭・水手丑十一月廿八日より已後、日数廿日  
分海上飯米、老日ニ舟頭老人ニ付老升、加子老人付七  
合五タツ、さん用を以、めい／＼ニ可被渡候、以上、

三原源右衛門殿  
永山寛兵衛殿

401の4  
十一月廿八  
一真米老斗ハ  
申木衆 近間内膳正殿

一赤米老斗ハ  
同人

一真米老斗ハ  
春田大左衛門殿

一赤米老斗ハ  
同人

右者、九艘分上乘、丑十一月廿八日より已後、日数廿  
日分海上飯米トシテ可被相渡也、

三原源右衛門殿

永山寛兵衛殿

402  
「平田宗直萬曳付留」

同廿八日  
一真米六斗三升四合者  
前かき

同日  
一赤米拾石九斗三升老合者  
前かき

右者、天草一乱ニ付、市来湊并串木野より舟取仕立ニ付、舟頭・水手并上乘衆飯米ニ入用として、市来湊当出物藏衆より可被請取者也、

永山覚兵衛尉殿

三原源右衛門尉殿

合船頭・水手

右、五艘合上乘衆者人、市来衆中児玉主計助殿、右者、市来湊より如出水之出船申付候也、

一五枚帆老艘

水手七人

主取 助兵衛尉

一六端帆老艘

舟頭・加子八人

舟頭 与四右衛門

403 「平田宗直船賦帳」

一六端帆老艘

舟頭・水手六人

舟頭 次右衛門

一四枚帆老艘

水手六人

主取 七右衛門

一六端帆老艘

舟頭・水手八人

船頭 善右衛門

一四枚帆老艘

水手六人

主取 三之丞

一六端帆老艘

舟頭・水手八人

船頭 彦次郎

一五枚帆老艘

本まゝ

主取 又左衛門

一六端帆老艘

船頭・水手八人

船頭 為右衛門サ

一六端帆老艘

舟頭・水手八人

舟頭 藤吉

一六端帆老艘

船頭・水手七人

船頭 又左衛門

一六端帆老艘

舟頭・水手八人

船頭 次郎四郎

合船数五艘分

一六端帆老艘

船頭 折右衛門

舟頭・加子八人

一六端帆老艘

船頭 孫市

舟頭・加子八人

合船数九艘分

合船頭・加子

右之九艘合ニ上乘弐人、串木の衆中近間内膳正殿・春田

大左衛門殿、

右者、串木野より如出水出船申付者也、

惣合船数

惣船頭・水手

404 市来湊・串木野

天草立ニ付舟取仕立賦帳

本船賦帳ニ書抜候、

三原源右衛門尉

長山覚兵衛尉

一六端帆老艘

船頭 善右衛門尉

舟主市来湊善右衛門  
加子市木湊濱 右同

新助 源助 孫次郎 休三郎 源太郎

港町 清右衛門 勘丞 合舟頭・加子八人

一六端帆老艘 舟主彦次郎

加子湊濱 上同 船頭 彦次郎

次郎作 与四右衛門 十介 茂兵衛尉 紋右衛門

十一月廿八日

一六端帆老艘 舟主伊右衛門

加子湊濱 上同 船頭 伊右衛門

八郎次郎 彦藏 与次郎 利右衛門 弥兵衛尉

十一月廿八日

一六端帆老艘 舟主早右衛門

加子 助作 助兵衛尉 休三郎 宇兵衛尉 彦右衛門

尉 五右衛門尉 合舟頭・加子七人

右者、市来湊より取仕立、

十一月廿八日

一五枚帆老艘 舟主助兵衛尉

水手七人 主取 助兵衛尉

一六端帆老艘 舟主与四右衛門

船頭 与四右衛門

舟頭・加子八人

一四枚帆耆そう 舟主七右衛門尉 主取 七右衛門

水手六人

一四枚帆耆艘 舟主三之丞 主取 三之丞

一五枚帆耆艘 舟主又左衛門 主取 又左衛門

水手七人

一六端帆耆艘 舟主藤吉 舟頭 藤吉

船頭・加子八人

一六端帆耆艘 舟主次郎四郎 舟頭 次郎四郎

船頭・加子八人

一六端帆一艘 舟主助次郎 舟頭 龍右衛門

舟頭・加子八人

一六端帆一艘 舟主孫市 舟頭 孫市

舟頭・加子八人

合舟大小九艘

加子・舟頭六拾六人 内五人ハ伊作小の原浦加子 一人ハ永吉之浦加子

右者、串木のより取仕立之舟、

上乘衆送状有、

405 市来湊并串木のより舟仕立

天草立ニ付船加子送状留帳

三原源右衛門尉

永山寛兵衛尉

405の1

十一月廿八日

一赤米式斗者 舟頭 善右衛門尉

一赤米壹石五升 加子 七人

右者、天草立ニ付、市来湊より取仕立六端帆耆艘、船

頭・水手八人、丑十一月廿八日より以後、日数廿日分

海上飯米、耆日ニ船頭一升ツ、加子一人ニ七合五夕ツ、

算用を以、船頭善右衛門へ於市来湊相渡申候、其元着

津次第御算用を以、次飯米可被仰付候、平民民部少輔

殿任御下知、為我々如此之候、已上、

是枝喜右衛門殿まいる

送状

十一月廿八日

405の2

405の4

送状  
十一月廿八日  
一赤米貳斗者

船頭 早右衛門

405の3

十一月廿八日送状  
一赤米貳斗者  
一赤米壹石五升者  
奥書右同、「季安略之」

船頭 彦次郎  
加子七人

一赤米貳斗者  
船頭 為右衛門  
一赤米壹石五升者  
加子七人  
右者、天草立ニ付、市来湊より取仕立六端帆壹艘、船頭・水手八人、丑十一月廿八日より以後、日数廿日分海上飯米、一日ニ舟頭一升、加子壹人ニ付七合五夕ッ、算用を以、舟頭爲右衛門へ於市来湊相渡申候、其元着津次第御算用を以、次飯米可被仰付候、平民部少輔殿任下知、為我々如此候、以上、  
是枝喜右衛門殿まいる

405の6

十一月廿八日  
一真米壹斗者  
一赤米壹斗者

主従式人串木野衆  
春田大左衛門殿

405の5

一赤米九斗者  
加子六人  
右者、天草立ニ付、市来湊より取仕立六端帆壹艘、船頭・水手七人にて、丑十一月廿八日より以後、日数廿日分云々、下文右同断、「季安畧之」  
十一月廿八日  
一真米壹斗者  
一赤米壹斗者  
主従式人串木野衆  
近間内膳正殿

右者、天草立ニ付、串木野より取仕立舟大小九艘、上乘両人之内、丑十一月廿八日より以後、日数廿日分海上飯米、一日ニ壹人ニ付五合ッ、之さん用を以、於市来湊相渡申候、其元へ着津次第、次飯米可被相渡候、平民部少輔殿帰宅ニ付、我々として如此候、已上、  
是枝喜右衛門殿參



奥書右同、

一 赤米 壹石五升

主取 助兵衛尉

五枚帆一艘 加子七人

一 赤米 貳斗

船頭 与四右衛門

一 赤米 壹石五升

加子七人

六端帆壹艘

舟頭・加子八人

一 赤米 九斗

主取 七左衛門尉

四枚帆一艘

加子六人

一 赤米 九斗

同 三之允

四枚帆一艘

加子六人

一 赤米 壹石五升

主取 又左衛門

五枚帆一艘 加子七人

一 赤米 貳斗

船頭 藤吉

一 赤米 一石五升

加子七人

六端帆一艘 船頭・加子合八人

一 赤米 貳斗

船頭 次郎四郎

一 赤米 壹石五升

加子七人

六端帆一艘 船頭・加子合八人

一 赤米 貳斗

船頭 龍右衛門

一 赤米 壹斗五升

加子七人

六端帆一艘 船頭・加子合八人

一 赤米 貳斗

船頭 孫市

一 赤米 壹石五升

加子七人

六端帆一艘 船頭・加子合八人

一右者、今度天草立ニ付、串木のより取仕立之舟、海上

丑ノ十一月廿八日より以後、日数廿日分飯米として相

渡候、次飯米之儀、算用を以可被仰付候、但船頭一人

一日ニ一升、加子一人一日ニ七合五タツ、相渡候、平

田民部少輔殿帰宅ニ付、我々として如此ニ候、右大小

九艘送状銘々相付申候、

丑ノ十一月廿八日

是枝喜右衛門殿參

二十九日甲午

406の1 平塞録云、廿九日今月、林丹(勝正)波殿・牧野(成棟)傳藏河尻ニ着陣

406の2

ス、傳云、右兩人衆并ニ松平甚三郎殿(行隆)モ高瀬ヨリ河尻ニ渡海ノ筈ノ處ニ、時雨強ク風モ甚タ強カリケレハ、川口ヲ出船難儀ニテ、漸ク大瀨ニ舟ヲ寄テ、白瀨・河内・高橋ヲ通テ河尻ニ着セラル、(米田是季)監物ハ高瀬ヨリ歸リテ、林殿・牧野殿兩人指圖ノ趣ヲ、同職并ニ備頭ニ申キカセ、上使衆ヨリ陣中制法ノ書付ヲ相渡ス、有吉頼母(英貴)モ人數ヲ集メ、諸事ノ法度ヲ惣軍ニ申聞セ、猶又一通ノ制法ヲ認メテ備頭中ニ相渡、

覺

一 今度就島原之儀、上使板倉内膳様(重忠)・石谷十蔵様(貞徳)より被仰出 公儀御法度書式通、各江被相渡候間、此旨堅可被相守事、

一 御軍法之儀、從 殿様先年被仰出候御法度書、面々手前ニ有之候間、可被任其旨事、

一 上使之御衆御覽之間、諸事萬端猥リニ無之様ニ、御制法可被相守候、若(違)□背之族於有之者、其身者申に不及、組頭可為越度事、

406の3

右之條々可得其意候、御組中堅固ニ可被申付候、為念御名之下ニ判形候て可賜候、以上、

寛永十四年十一月廿九日

長岡右馬助殿  
小笠原備前殿  
志水伯耆殿  
清田石見殿

(米田是季) 長岡監物 判  
(英貴) 有吉頼母 判

右ノ通り觸ヲ出シ、人馬ヲ揃へ、佐渡歸リヲ相待ケリ、

407 平塞録十二月十七日ノ傳云、霜月廿九日、江戸表へ府内

御目附川勝丹波守・佐々權兵衛ヨリ飛脚到着ス、其赴(趣)ハ、去ル十四日寺澤(堅高)兵庫頭唐津・富岡ノ人數一揆ヲ鎮メントシテ、天草ノ村々へ打出テ合戦之處、一揆多勢故敗北シ、寺澤ノ家老ヲ始メ歴々ノ者過半討死、富岡ノ城へ兵庫家来籠城ノ旨注進アリ、將軍家モ不易思召、則刻井伊中將

直孝・酒井少將忠勝・土井少將利勝ヲ召シ御評定アリ、

土井少將被申ケルハ、誠以一揆體ノ義左程マ□ノ事有間

敷ト了簡仕居申候處、注進ノ次第逐日ニ大事ニ成行申候、

重テ御上使ヲ被下、速ニ御討伐可然由言上アリ、井伊殿

モ左様ニ奉存候ト被申上ケル故御評定一決シ、今一左右

ノ上、重キ人柄ヲ被擇、御老中忍ノ城主松平伊豆殿(信綱)・美

濃ノ大垣ノ城主戸田左門殿(氏鉄)ヲ被下ニ窮リケル云々、(差脱)十二

月朔日ノ下  
ニアリ、

408の1

「平田宗直銀米拂留」

十一月廿九日

一真米老斗六舛五合ハ

主従三人

田中後左衛門印

丑十一月十八日より同廿八日迄十一日分

一同老斗八升ハ 同三人 永山覚右衛門殿

一同老斗八升ハ 同三人 三原源右衛門殿

右者、今度天草一乱ニ付、加世田衆舟取仕立付、主従

三人ツ、之飯米被給候間、めい／＼ニ可被相渡候、以

上、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

408の2

一銀子五百目ツ、

右者、天草一乱付、加世田表舟取仕立付、用心ニ持せ

候へ共、持戻ニ付、御舟手米蔵へ可被相渡者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛殿

408の3

十一月廿四日

「フシン」

一片折八帖ハ 一中紙五帖ハ 一墨式丁ハ

一筆耆對ハ

右者、残物として舟奉行所筆者衆へ可被相渡者也、

三原源右衛門殿

永山覚兵衛尉殿

十二月大朔日乙未

409 平塞録云、十二月朔日、(松井興長)長岡佐渡筑後山江(家)ヨリ帰府ス、

傳云、佐渡ハ山江(家)ヲ發シ途中ヲ急キ、朔日ニ熊本ヘ歸府ス、同職并ニ備頭ニ上使(兼脱カ)ノ仰ノ趣ヲ申聞セ、早速ニ人馬ヲ指遣スヘキ由申ケル、留守居(有吉英孝)ノ頼母・監物兼テ待儲タル事故、明日二日ニ出軍スヘシト陣觸ス、

同日、天草四郎一揆ノ人數ヲ集メ、原ノ古城ヲ普請、傳云、四郎、頃日富岡ノ城ヲ兩度迄攻詰ケレトモ兼取ラス、人數敗北シ、島原口ノ津ニ滞留シケルカ、重テ城ヲ攻取リ恨ヲ晴サント評議ノ時分ニ、領主松倉殿父子下向アリ、佐賀ノ城主・唐津ノ城主ニモ上意アリ、一揆誅罰ノ下知有テ、鍋島ノ先手ハ島原ニ發向セント、唐子ト云所迄押シ来ル(ト脱カ)、口々ニ沙汰シ、一揆ノ男女今更ノ様ニ仰天ス、四郎ハ諸卒人并ニ頭取りノ者ヲ集メテ評定ヲ始ケル、有家村ノ馬場監物入道休意申ケルハ、所詮手短カニ高木ノ城ニ押寄セ、俄攻ニ致シ、上使其外近國ノ加勢到着ナキ内ニ長門父子ヲ討果シ、高木ヲ味方ノ根城トシテ、上使ヲ引請ケ戦ヨリ外有間敷ト申ケル、四郎聞テ休意ノ料簡一理アリ、然トモ長門留守(ノ間脱カ)ニサヘ攻取り難キ城ヲ、長門モ下着アリ、其上上使ノ面々、近國ノ加勢モ有之由ナリ、

一旦城ヲ取マキテ、内外ヨリ取籠ラレテハ、ヤミノト討死スヘシ、トカクニ古城ヲ見立テ取籠リ、攻クル人數ヲ鉄炮ヲ以テ打殺シ、度々目覺敷戦ヲセハ、遠國ニ来ル人數兵糧運送モ自由ナルマシ、味方ノ勝利無疑(松倉・鍋島カ)、寺澤ノ臆病侍モスデニ城ニ籠リテハ、味方ヲ度々防テコタヘタリ、然ハ早々要害ノ宜キ場ヲトリ立テ、味方一途ニ防ヘシト申ケル、満座是ヲ聞テ、尤至極ト感心ス、休意モ同心ス、左アラハ何レノ古城ヲ普請スヘキト各案シ煩ヒケル所ニ、口ノ津甚右衛門申ケルハ、有馬郷原城ハ有馬左衛門佐代々ノ城地ニテ、天文年中ニモ他國ヨリ大人數ヲ以テ攻シカトモ、城堅固ニテ連ヲ開キシ目出度城ナリ、近頃ヨリ一國一城ノ法ニテ有馬氏ハ日向ニ移リ、此城ハ今ノ島原ニヒケテ野原トナル、然シナカラ地形ハ少モ古ニ不替、何モ一致シ、日ヲ夜ニ繼テ普請シ、宗門開基ノ場トセント申ケレハ、四郎大ニ悦ヒ、諸人ヲ召連テ原ノ城ニ到リ見レハ、門櫓等ハ少モ無之ケレトモ、本丸・二ノ丸・三ノ丸・出丸等ノ地形ハ少モ不相易、天晴由々敷要害ナリト稱美シテ、一刻モ早ク用意スヘシト申ケレハ、

一揆ノ百姓トモ大ニ勇テ、今日朔日ヨリ普請ヲ始、晝夜

412 天草説書云、

不厭働ケル、先ツ第一ニ追手ノ塀ヲ丈夫ニスヘキト、近

郷ノ立山・濱邊ノ松ヲ、數千人ヲ以テ急ニ剪リ取り、大

木ヲ塀柱トシテ、土ニ三尺餘洵リ立テ、塀ノ高サ七尺餘

両村ノ大竹ヲ以テ縦横ニカキ付ケ、百姓ノカベ下地ヲ直

ニ押當、裏表ヨリ塗ツテ中ニ古畳綿ノ類ヲ入レ、小石ヲ

土ニ雜テ塗付ケテ、大筒ヲ打カケテモ不透様ニ拵ケリ、

平塞録十二月十七日ノ傳云、極月朔日又々府内ノ御目附

ヨリ飛脚到着ス、其趣ハ霜月十九日、天草・島原ノ一揆

一手ニナリ、富岡ノ城ヘ押寄、既ニ二ノ丸ヲ乗取ノ風聞

ヲ注進ス、同三日ノ言上云々、三日ノ下ニアリ、

加世田士人小川監物祐政日記云、

一十二月朔日ニ御かりやにて天草立ノ夫賦有、先自夫ニ

て行、又重而從 公儀御賦可被下由候間、主從四人・

三人、或二人、或向人間ニ夫一人ツ、有り、然處ニ来

六日ニ打立之由聞得候へとも、又々延申由候、

一極月朔日より高木郡原の城を取立、十日の内出来、春

日城と名付け、楯籠る、此城東南ハ海岸屏風を立たる

如く、船を寄へき便もなし、西北に岸高く、其外深田

也、先大手塀を丈夫にせよとて、近郷の立山・濱邊の

松柏など多勢を以て切取り、長沓丈余りにして、塀柱

さへ三尺餘塗込、塀高サ七尺餘にして、日野江村の大

竹を以てしとミを切りねり、塀のごとく厚くぬるゆへ、

石火矢も通る事なし、城内にハ堀道・穴道を付て往来

する故、寄手の矢・鉄炮あたらす、扱白布旗を五六間

に沓本宛ひしと立置き、沓本ノくひくるすと云旗物木

を立、式間に一ツ宛鉄炮挾間を切り、弓ハ堀裏に扣へ、

塀乗越る者あらハ射て落せと下知する、塀下に石礫の

ため、五間に一所宛、手比の石大小百程ツ、積置、四

五間に沓本宛なた・長刀、或ハ鑓を構へ、持分ノハ

順廻りにして、一手宛休息す、二六時中代り番也、是

ハ寄手より矢文、惣して謀不成様ニとの仕置也、城内

宛城内を昼夜廻る故、終に火事忝度もなし、寄手にハ  
せつ／＼火事出来候、寄手より矢文、又ハ火矢の用心  
ニ、目附・横めの者を廻し、朝昼二三度ツ、大将四郎  
打廻り、諸勢に法度を進め籠城の防守申付る、諸人四  
郎に思ひ付、夜説一同して城を堅固に抱ふ事、古今稀  
成事也、

413 丑寅賊征録云、芦塚忠右衛門評定衆を集めて相談しける

は、既に此程の一揆發端は八月十一日也、其以後手合に、  
本渡・嶋子の合戦には同月廿一日、富岡之城責ハ廿三日  
也、又嶋原下深江村の鎗合ハ九月五日、指を折て日數を  
算るに、追々江戸へ注進相届、當月に入候ハ、江戸の  
御下知通達し、討手之大將向ふへし云々、幸明廿六日ハ  
吉日也とて歛始有云々、十月十四日を吉日とし、四郎時  
貞大勢守護して入城す云々、此等の月日、其外偽妄の事  
共多けれハ取らず、

二日丙申

414 平塞録云、二日、今日熊本ノ人數天草ニ出陣ス、

大先手有吉頼母佐英貴、與力ノ面々・家来ヲ併テ二千  
餘人

二陣長岡式部常之、(箭カ)手勢七百五十人

三陣長岡右馬助重政嫡子八郎左衛門之直組トモニ

四陣志水伯耆元五嫡子新之丞克政組トモニ

五陣清田石見守組トモニ

六陣小笠原民部長之組トモニ

游軍細川立允・立孝殿三齋公八代ノ御人數ヲ帥テ出陣、陣中ハ  
小人數故、長岡右馬助ト一手ニ備フ、

右ノ人數都合一萬六千人、熊本ヲ發シ、西南ニ當リシ三  
角ノ浦行程十一里ヲ押行ケル、此路程ニ嶮岨ノ山アリ、  
折シモミソレ震雜リノ雨降續シ故、大軍ニ蹈立ラレ、道路ノ難  
儀、甚タ士卒困ミケレバ、一列ニ押行コト叶カタク、稍  
ク明ル三日ノ午ノ刻ニ追々三角へ着陣ス、

415 小川監物日記云、同二日之晚ニ春成大膳亮殿火事有、

三日丁酉

416 平塞録云、天草ノ一揆上津浦ニ退散ス、傳云、大矢野ノ

古城ニ籠リシ一揆、熊本ヨリ大軍ノ向フヲ聞テ大ニ驚キ、益田甚兵衛ヲ始メ天草玄札等評議シケルハ、我等矢猛ニ

思フトモ、物馴タル大軍ニ對シ太刀打ハ叶マシ、先ツ此所ヲ去リテ、島原ノ味方ト牒シ合セテ事ヲ謀ヘシ、大軍

ニ不被迫立先ニト、各上津浦ニ退散、〔丑寅賊征録ニハ、此年九月二十一日、天草の一揆一萬余人、兵船ヲ擲ヘ、肥前ノ原村ヘ渡リケリト記セリ、妄偽甚シ〕

又二日傳云、三日ノ午刻ニ追々三角ヘ着陣ス、〔即熊本ヨリノ大軍ナリ、伊勢貞昌本月十五日ノ江戸狀云、天草之一揆共ヲ肥後・薩摩ノ衆ニテ退治可致之由被仰出候、肥後ノ衆ハ今月三日ニ三角之瀬戸ニ被押寄タル由、一昨日此方御年寄衆ヘ注進御座候、然時ハ翌日ニ者天草ヘ被押詰候半ト存候、薩摩ノ衆モ兼テ獅子島・長嶋ヘ差寄、御下知ヲ相待候様ニト被申附タル由相聞得候マ、定テ御下知サヘ候ハ、則天草ヘ可相渡候、乍去三日モ遲薩摩江者可相聞候間、肥後衆ヨリ跡ニ可成ト申事ニ候云々、委クハ十五日ノ下ニ具ヘリ、

同日、天草四郎原ノ城ニ入テ諸事ヲ裁判ス、傳云、一揆朔日ヨリ今日四郎入城マテニ、兵糧一萬石・雜穀三千石、

松倉家ノ米口ノ津ニ在シヲ奪イ取ル、其數五千石・鉄炮

二千挺・弓百挺、〔符カ〕其外武道具澤山ニ取入ル、〔寛明日記云、十一月、徒黨ノ凶賊籠シ城ハ、肥前國高来ノ郡原ノ城ナリ、是古城ナリシヲ、十二月朔日ヨリ普請シテ、十日ノ内ニ城トナス、城中ノ手配ハ〕

本丸大將 天草四郎太夫時貞 差物金ノ瓢箪 〔馬場監物入道モ本丸ヲカケ持ニ致シ、四郎同前大將ノ由〕 番頭山田右衛門佐 大浦四郎兵衛 鉄

炮大將上津浦助藏忠次 〔大藏日キ〕 有馬龜之丞時家 百姓頭堂崎村玄番次郎右衛門 長助 都合二千人本丸ヲ守ル、

外ニ一揆ヨリ窄人衆ト尊テ、本丸ノ四郎ト同席シ、諸事裁判スル面々ノ姓名

芦塚忠右衛門貞家 〔右衛門日記〕 渡邊傳兵衛遙 赤星主膳道重 馬場監物入道休意 會津宗印 同右京吉國 毛利平左衛門元貞 林七左衛門道家 松竹勘左衛門次元 〔三宅〕 次

郎左衛門重徳 久田七彦右衛門有正 〔泰トモ〕 安村五郎八入道 休宅 〔打トモ〕 内田奎之丞並常 〔是〕

二ノ丸大將 有馬掃部重正 〔頭日キ〕 指物茜ノ吹貫 番頭千束善右衛門 〔左日キ〕 上總助右衛門 同三平 〔丘島惣日キ〕 葛尾藏人 〔緒〕

正清 百姓ノ頭赤江村ノ丹波 清次郎 久太夫

右人數凡千二百人ニテ守ル、〔余日キ〕

二ノ丸西ノ升形大將 田島刑部重吉 右五百人

三ノ丸大將 堂崎對馬次家 (物脱カ) 指バレル

番頭會津左兵衛正則 大塚四兵衛是時 鉄炮大將大江

源右衛門實光 布津吉藏吉重 百姓ノ頭北有馬久左衛

門 有家ノ三右衛門 清七 甚右衛門

右人數三千五百人

三ノ丸西出丸大將 馬場監物入道休息 指物鳥毛

右人數五百人

浦尻西ノ天艸丸大將 本渡但馬安正

鉄炮大將 上津浦三郎兵衛種清 芝田六兵衛次重

右五百人 「寛明日記云、四  
千〇〇堅之」

搦手大江ノ郭大將 大矢野三左衛門近守 「賊征録作、大矢野  
松右衛門、初称作

右衛門

鉄炮大將 大矢野七左衛門有定 栖本吉兵衛清春

右千四百人 「寛明日記、大矢野三左衛門ヲ大將トシテ、櫛山・小  
濱・千々岩・口ノ津、此五ヶ村ノ者トモ、一万四百ニ

堅テ

東海手二ノ丸池尻口大將 蓑村右兵衛 木場作左衛門

右六百人 「日記云、安德・木場ノ  
者トモ、六百余ニテ堅」

東北ノ海手三ノ丸田尻口ノ大將 深江次右衛門吉光 「治日記」

右五百人

武者奉行 馬場休息 池田清左衛門光時 松島半之丞時

之 (元) 布津村代右衛門 天草玄札 芦塚忠兵衛貞春

旗奉行 高来權八 楠浦孫兵衛

鑓奉行 蜷川左京 森宗意 「日記、此二人ハ老功ノ者ナレハ、  
本丸ニ居テ四郎カ謀ヲ助」

使武者 有江市之丞元家 芝田六藏種重 會津刑部定

重 口津次郎兵衛 會津左兵衛 右五人指物ハレン

惣鉄炮大頭 柳瀬茂右衛門 鹿子右馬 時枝隼人

浮武者頭 大矢野善左衛門 片山善右衛門 両組二千人

夜廻ノ頭 志岐丹波 栖本右京 「安吉」 「左日記」

普請奉行 濱田三吉 柴田孫兵衛 藤頭小右衛門 蓑田

仁兵衛 右、何モ日日夜火消道具ヲ持セ、城中ヲ廻リ、

火箭火災ヲ防ク、

▽働者一萬三千人、頭分百八十人、婦人・小兒の類

合△三萬七千八百餘 「日記云、都合其勢二萬三千余ノ着到也、  
外ニ女童一万余、惣人數三万余捕籠」

右、布ノ小旗ヲ塀裏ニ立双へ、クルスヲ一間ニ一本宛

押立、鉄炮・弓ノ者ハ塀裏ニ小屋ヲカケ堅固ニ守リ、



寄手ノ近ツクヲ待居タリ、或ハ堀裏ニ穴ヲ堀リ、莢藜ヒシ

ヲ布キ、一間ニ大小ノ石餘多積置キ、頭立候面々晝夜

郭中ヲ巡見ス、

同日、上使板倉重昌・石谷貞清島原ノ内神代ニ到着ア

〔重矩常行記、同月晦日ニ肥前国高来城ニ松倉長門守居城也御着也トアリ、誤ナ

リ、我カ島津家久慈眼公ニ返簡ヲ贈ラル、其文ニ曰、

ラン〕

尚々御少勞〓無心元奉存候、

被入御念御飛札拜見、忝奉存候、拙者義茂肥前嶋原

一揆起申候付而、為上使今日嶋原之内至神代参着仕

候、貴様御人数天草近所へ御出シ被置之由、御目附

牧野傳藏(成純)・林丹波守方(勝正)より茂被申越候付而、早々天

草之加勢ニ御越候様ニ被申遣候、萬事傳藏・丹波指

圖次第仕候様ニと被仰付、尤ニ奉存候、猶追而可得

御意候条、不能具候、恐惶謹言、

板倉内膳(重昌)正

極月三日 (花押)

松平大隅守様 御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一二九号文書ト同文ナリ)

被入御念御飛札、忝致拜見候、御紙面之通、肥前於島

原貴利支丹致徒黨候付而、彼地為御仕置板倉内膳参着

仕候、就者寺沢兵庫頭領分之内ニ茂右之徒黨御座候故、

兵庫頭家老之方より御加勢候様ニと被申入之段、奉得

其意候、先日肥後高勢(應)被罷在候牧傳藏・林丹波方よ

り、御人数被出置候之由被申越、承候、則両人之方迄

天草表ニ人数入申儀候へ、差遣被申候様ニと、内膳・

私方より申遣候、尚板倉内膳方より御報委可被申入候、

恐惶謹言、

『寛永十四年』 石谷十藏(貞清)

極月三日 為成(花押)

松平大隅守様

貴報

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三〇号文書ト同文ナリ〕

『正文在文庫』

尚々不慮ニ吉利支丹起候て、九州定而騒敷可有御座候、此表者一段静ニ御座候間、御氣遣被成間敷候、将又同名河内守御暇被下、先月与州へ罷上候、我々于今爰許在府仕候間、御用等も御座候者可被仰付候、

急度令啓上候、就者九州甘草并於嶋原ニ、吉利支丹等結徒盜企一揆申ニ付而、當地へ切々御注進御座候、依其許薩摩之御人数をも可被差向旨、御奉書被遣候由承候、定而最早甘草表へ御人数被指越ニ而可有御座候、其地之儀無御心元奉存候条、早々捧愚札候、寺沢兵庫殿甘草ニ召置候家来三宅藤兵衛と申者、先月十三日ニ一揆等討取候て、頃者少致蜂起之様ニ相聞候条、不及申候得共、早速御人数を被指遣御尤ニ奉存候、御手前様御病中ニ而、萬事御氣遣ニ可被思召候、併各様御勢被遣候者、無相違可被仰付と存事候、甘草・嶋原両所

之為御仕置、松平伊豆守殿・戸田左門殿被仰付、當

三日ニ此地被罷立候、近日九州江着岸可被申候条、諸

事可被仰談候、先以公方様寒中茂弥御氣色能被成

御座、切々御城廻江出御被遊、御機嫌無残所候条、

御心安可思召候、此表一段静謐ニ御座候、御氣遣被成

間鋪候、我等儀、西國村寄々儀ニ御座候条、様子ニと

被仰付、罷越儀も可有御座候間、下向仕候者萬々可

得御意候、委細者從薩摩守殿可被仰遣候間、不能具候、

恐惶謹言、

『寛永十四年』

松平隠岐守

極月三日

定傳(花押)

松平大隅守様

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三一号文書トホボ同文ナリ〕

420 『正文在文庫』

覚書

一御檢使之御下知急度可被為相守事、

一吉利支丹之在家之外、於在々所々亂妨・狼藉并被為致

放火間敷事、

一 吉利支丹御成敗被成候砌、一揆等妻子亂妨ニ被為捕置  
間鋪事、

一 甘草・嶋原之様子、無油断切々豊後府内之御横目中江  
可被成御注進事、

一 甘草并嶋原之吉利支丹無相違被成御退治候ハ、可然  
仁早々被指上、様子被仰上可然奉存候事、

一 吉利支丹自然滯茂御座候者、定而重而御人数可被遣候、  
左候ハ、米・大豆并舟等不自由ニ可有御座候間、薩摩

從御領分肥後表江届被為置、御用ニ被立可然候事、

一 薩摩御人数被指向候者、一揆等無相違靜可申様ニ、爰  
元ニ而何も被存候条、無油断早速御人数被遣御尤ニ存  
候事、

一 薩摩之御人数、從仕合自然手首尾ニ乘不申候者、子細  
懇ニ被仰上可然奉存候事、

一 薩摩惣御人数集被遣候者、遅々可仕候条、甘草村寄々  
御人数迄、先々早々被指向可然候事、

『寛永十四年』

極月三日

松平隠岐守(定)

伊勢(貞昌)兵部少輔殿

421 薩本嶋原軍記云、御返事薩摩之人数天草近所へ被召置候

通、牧野傳藏殿(成徳)・林丹波守殿(勝正)より被申越候間、早々天草

へ加勢に被遣候得と申候、彼方より可被申候間、萬事傳  
藏殿・丹波守殿指圖次第尤之由候間云々、

422 平塞録十七日ノ傳云、同三日ノ言上ニハ、天草ノ一揆霜

月廿日富岡ノ城ヲ解テ、志岐ノ方へ先一旦引取ノ由ノ注

進ナリ、江戸中ノ貴賤ノ騒動不大方、何レ百姓一揆ノ様

子ニ非ス、謀叛人相加里、追付諸國ノ一味ノ者モ牒シ合

テ切テ上ルト申合、或ハ板倉(重忠)・石谷(貞博)ハ小身ノ面々故、諸

大名心外ニ被存故ニ、諸事ノ評議も間違、味方ハ屈シ、

敵ハ彌驕ナト、種々ノ事ヲ申テ、足ヲ空ニシテ騒動ス、

時ニ 公義ヨリ彌一揆靜謐ノ為メ、伊豆殿(松平信綱)・左門殿(戸田氏鉄)ニ被

仰下、若シ萬一板倉・石谷其内ニ一揆ヲ鎮メハ、跡々ノ

仕置可仕由也、是ニヨリ云云、下文ハ四日ニアリ、

藤掛集書、原之城一揆籠城之事

一板倉領・寺澤領分の百姓共、隣國の切支丹馳集る、肥前の國高来郡原の城と云古城を取立、寛永十四年丁丑極月朔日より普請して、十日の内に出来し、春か城と名付、楯籠り、彼城と申へ、東南の二方へ海岸屏風立たるか如くにして、船を寄へき様もなし、西北の二方ハ岸高く、其下ハ深田也、一揆共先籠城の手分をする、本城にハ日の下の大將天地四郎時貞、相隨人〳〵にハ芦塚忠右衛門・渡邊傳左衛門・赤星主膳・馬場休意・會津宗印・同右京・毛利平左衛門・林七左衛門・松竹勘右衛門・三宅次郎右衛門・久田七郎右衛門・泰村休澤・折田奎之丞、此十三人ハ窄人衆とて、時貞同座に居る、次足輕大將にハ上津浦大藏忠次・有馬龜之允時家・山田右衛門佐・大浦四郎兵衛、二千人にて本丸を堅め、二の曲輪の大將にハ有馬掃部頭重正、足輕大將下津浦左衛門尉清安・葛諸藏人正清・千束善左衛門・加津佐助右衛門・同三平・戸島惣右衛門、五千餘にて二の曲輪を堅む、同出丸にハ田嶋刑部五百にて堅る、

三の曲輪の大將にハ堂嶋對馬次家・大塚四郎兵衛是時・會津左兵衛正則・大江源右衛門・布津吉藏・北有馬久右衛門、此者共三千五百にて堅む、大江口をハ嶺山・小濱・千々岩・口ノ津・上津浦、此五ヶ村の者共、大矢野三左衛門を大將にして壹千四百にて堅る、池尻口をハ安治・木場の者共六百餘、箕村右京・木場作左衛門をハ大將にして堅之、田尻口をハ深江次右衛門五百餘人を下知して堅之、武者奉行にハ有江監物貞次、入道して休意と号す、池田清左衛門光時・松嶋半之允・布津村大右衛門・天草玄札、以上五人なり、天草丸の大將にハ本戸但馬安正、足輕大將に上津浦三郎兵衛種清・柴田六兵衛次重、此者共四千餘にて堅之、使番にハ口之津次郎兵衛家時・千々岩佐左衛門正時・有江市助光家・芝田六藏・會津刑部定重五人也、普請奉行にハ濱田三吉正為・藤次小左衛門景定、此兩人普請奉行にて二六時中火消道具を持せ打廻り、寄手の火矢を消役也、夜廻り番の頭四鬼丹後安吉・栖本左京之時夜に入諸手廻り、諸勢の賦を戒む、惣鉄炮貳千の惣大

將柳瀬茂右衛門・鹿子木右馬之助・時枝隼人、此三人何れも老侍也、旗奉行にハ高勾權八・南浦孫兵衛、此兩人なり、蟻川左京・森宗意軒、是等ハ老功の者にて、萬談合人の内なり、都合其勢式萬三千餘の着到を以籠城す、童女老萬餘、惣人数三萬餘楯籠ると聞、浦尾の小丸山を天草丸と名付、天草の者共請取て防之、天地四郎ハ肥後の國の者にて、昔より吉利支丹いるまんの筋曳一若輩也といへとも、宗門の輿儀を究め、智謀人に越たり、其外隣國の名有吉利支丹馳集り籠城す、先大手塀を丈夫にせよとて、近郷の立山・濱邊の松の木などを多勢を以て伐取、長サ七丈餘りにして、塀柱土へ三尺餘りゆり立、塀の高サ七丈餘にして、日のへ村の大竹を以しがらミをかき、煉塀のこどくにして厚き故、石火矢も通る事なし、城内にハ塀道・穴道をつけ往來する故、寄手の矢・鉄炮役に不立、扱白き旗を五間六間に卷本宛ひつしと立置、一手くくるすと云はた物木を立、式間に卷ッ宛鉄炮狭間を切、弓ハ塀裏へ招、塀を乗者あらハ射て落せと下知する、塀下ニ石

礫のために、五間ニ一所宛手比の石大小百程宛つミ置、四間五間に卷本なた・長刀、或ハ鑓を構へ、持口くハじぶん廻りにして、卷手宛休ミ、二六時中替り番なり、是ハ寄衆より矢文惣而謀不成様にとの仕置也、城内の小屋も穴を掘て、柱なしに筈ふき也、火用心番二組宛城内を昼夜廻る故、敵に年を越籠城するといへとも、火事一度も無之、寄手にハ節く火事出来申候、寄手より矢文又ハ火矢為用心、目附・横目の者を廻し、朝夕昼夜三度宛大将四郎打廻り、諸勢に法度のすゝめ、或ハ籠城の防申付るに、諸人四郎に思ひ付、命をなけうち、衆儀一味して堅固に城を抱る事、古今稀なる儀也、

右ノ卷尾ニ

肥前國高来郡村々附有、

一三會村 「宮カ」東意村 大野村 湯江村 多比良村 土黒村  
「鍋島領」 神代村 西川村 伊福村 伊古村 古郡村 「此西所鍋島領」 三室村  
 守山村 山田村 野井村 會津村

同城より南

一萩原村 今村 此両所島原ト云 中木場村 安德村 深江村 布

424 「天草覺書」

津村 堂崎村 有江村 有馬村 口之津村 加津佐村 家名・實名無之者共故、己くが在村くを名字とし  
 串山村 小濱村 水石村 西久我村 北見村 茂木村 て名乗をすると見へたり、如此討納られ、諸將帰陳以  
 此三ヶ所ハ、 此外ニ島有り 樺島 後諸國静謐、平均して天下泰平の御代となり給ふ、  
 長崎近所  
 一 吉利支丹宗門の一揆共、皆村くくの土民・宰人共にて、 「此一冊、藤掛勘九郎書集者也」

中村之古城を、十一月初比ニ山城傳兵衛取立令籠城候処、寺澤殿江為加勢、熊本勢三角破多浦へ着岸に落聞届候故歟、  
 十二月三日比ニ一揆共立退、原城ニ落集りけると也、上津浦村ニ一揆共集居候ニ付云々、九日ニ  
 ノス、

「全」

邪宗門ニ寄依仕候村々左ニ記、

- 一 三會村少 一 杉谷村不殘 一 上木場村不殘 一 深江村不殘
  - 一 布津村不殘 一 一堂崎村不殘 一 有田村不殘 一 町村不殘
  - 一 濃田村不殘 一 北有馬村不殘 一 南有馬村不殘 但庄屋源兵衛一人御味方
  - 一 口之津村不殘 但同村町寺田仁 一 上總村不殘 一 南串山村不殘  
左衛門御味方
  - 一 北串山不殘 一 小濱村不殘 一 千々石村之内木場山一村敵ニ成ル
- 合拾七ヶ村

有馬一起物語(採)

本丸 有馬四郎時貞 二之丸 同掃部助定正「貞イ」

三之丸 道崎對馬介次家 出丸 有江監物助貞次

侍大将 池田清左衛門貞吉「イ」 使番 口之津次郎兵衛次家

使番「イ」 有江市介光家 千石作右衛門正時

使番「イ」 芝田六藏種久「貞イ」 鉄炮頭 上津浦大藏忠頼

同左馬滿安「津イ」 楠浦藏人正清

三之丸「イナシ」 大浦三左衛門清成 同「イ」 本戸但馬忠正

同「イ」 大塚次郎兵衛安光 武士頭 有馬龜之丞時貞「正イ」

武士頭 上津浦三郎兵衛安平 同 口之津左兵衛正利「正イ」

普請奉行

二之丸 芝田六兵衛次重「家イ」 三之丸 濱田三吉忠安「正」

出丸 藤崎小左衛門貞次「定門イ」

合物頭二十一人

但二十より五十迄 勢奄萬騎

右ノ名書ヲ肝付兼屋ノ從臣緒方主殿カ日記にも載セテ、大同小異アレハ別ニ写サス、旁ニイト云モノ此ナリ、